様式Ａ－２

不利益処分一覧表

（令和７年（２０２５年）２月５日作成）

[所管:環境部環境指導課]

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| №. | 法令名 | 根拠条項 | 処分名 | 基準 |
|  | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 7の3 | 一般廃棄物処理業の事業の停止 | **Ａ** |
|  | 〃 | 7の4 | 一般廃棄物処理業の許可の取消し | **Ａ** |
|  | 〃 | 9の2-1 | 一般廃棄物処理施設の改善命令等 | **Ｂ** |
|  | 〃 | 9の2の2-1,2 | 一般廃棄物処理施設の許可の取消し | **Ｂ** |
|  | 〃 | 9の2の4-5 | 熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の取消し | **Ｂ** |
|  | 〃 | 9の3-3 | 一般廃棄物処理施設の設置計画等の変更､廃止の命令 | **Ｂ** |
|  | 〃 | 9の3-9 | 一般廃棄物処理施設の変更に伴う設置計画等の変更､廃止の命令 | **Ｂ** |
|  | 〃 | 9の3-10 | 一般廃棄物処理施設等への改善命令等 | **Ｂ** |
|  | 〃 | 12の6-3 | 排出事業者等への命令 | **Ｂ** |
|  | 〃 | 12の7-10 | 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の取消し | **Ｂ** |
|  | 〃 | 14の3 | 産業廃棄物処理業の事業の停止 | **Ａ** |
|  | 〃 | 14の3の2 | 産業廃棄物処理業の許可の取消し | **Ａ** |
|  | 〃 | 14の6 | 特別管理産業廃棄物処理業の事業の停止及び許可の取消し | **Ａ** |
|  | 〃 | 15の2の7 | 産業廃棄物処理施設の改善命令等 | **Ａ** |
|  | 〃 | 15の3 | 産業廃棄物処理施設の設置許可の取消し | **Ａ** |
|  | 〃 | 15の3の3-5 | 熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の認定の取消し | **Ｂ** |
|  | 〃 | 15の19-4 | 土地の形質の変更に関する計画の変更の命令 | **Ｂ** |
|  | 〃 | 19の3(1) ､19の3 (2) | 廃棄物処理基準及び保管基準違反に対する改善命令 | **Ａ** |
|  | 〃 | 19の4-1､19の4の2-1､19の5-1､19の6-1、19の10-2 | 支障の除去等のための措置命令 | **Ａ** |
|  | 〃 | 19の11 | 土地の形質の変更に関する措置命令 | **Ｂ** |
|  | 〃 | 21の2-2 | 事故時の措置に係る命令 | **Ｂ** |
|  | 使用済自動車の再資源化等に関する法律 | 20-3 | 引取り若しくは引渡し又は再資源化に必要な行為の勧告に係る措置命令 | **Ｂ** |
|  | 〃 | 51-1 | 引取業の事業の停止及び登録の取消し | **Ｂ** |
|  | 〃 | 58-1 | フロン回収業の事業の停止及び登録の取消し | **Ｂ** |
|  | 〃 | 66 | 解体業の事業の停止及び許可の取消し | **Ｂ** |
|  | 〃 | 72 | 破砕業の事業の停止及び許可の取消等 | **Ｂ** |
|  | 〃 | 90-3 | 引取証明､移動報告､照会への回答の勧告に係る措置命令 | **Ｂ** |
|  | ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 | 12-1 | ポリ塩化ビフェニル廃棄物保管事業者に対する改善命令 | **Ｂ** |
|  | 浄化槽法 | 41-2 | 指示､許可の取消し､事業の停止等 | **Ｂ** |
|  | 廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 | 34-1 | 搬入の停止の命令 | **Ｂ** |
|  | 〃 | 39 | 支障の除去等のための措置命令 | **Ｂ** |
|  | 廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則 | 7-1 | 営業の停止 | **Ａ** |
|  | 〃 | 7の2 | 許可の取消し | **Ａ** |
|  | 水質汚濁防止法 | 8-1 | 特定事業場にかかる計画変更又は計画廃止命令 | **Ｂ** |
|  | 〃 | 8-2 | 有害物質使用特定(貯蔵指定)施設にかかる計画変更又は計画廃止命令 | **Ｂ** |
|  | 〃 | 8の2 | 指定地域内事業場の汚水等の処理方法等の改善命令 | **Ｂ** |
|  | 〃 | 13-1  13-2 | 特定事業場における改善命令､一時停止命令 | **Ｄ** |
|  | 〃 | 13-3 | 指定地域内事業場にかかる改善命令 | **Ｄ** |
|  | 〃 | 13の2-1 | 特定地下浸透水にかかる改善命令､一時停止命令 | **Ｄ** |
|  | 〃 | 13の3-1 | 有害物質使用特定(貯蔵指定)施設にかかる改善命令､一時停止命令 | **Ｄ** |
|  | 〃 | 14の2-4 | 事故時における措置命令 | **Ｄ** |
|  | 〃 | 14の3-1  14の3-2 | 地下水の水質の浄化に係る措置命令 | **Ｄ** |
|  | 〃 | 18 | 緊急時における措置命令 | **Ｄ** |
|  | 瀬戸内海環境保全特別措置法 | 11 | 特定施設の設置又は変更に対する措置命令 | **Ｂ** |
|  | 悪臭防止法 | 8-2 | 悪臭原因物の排出に係る改善命令 | **Ｄ** |
|  | 〃 | 10-3 | 事故時の応急措置命令 | **Ｄ** |
|  | 振動規制法 | 12-2 | 特定施設の設置の計画変更勧告にかかる命令 | **Ｄ** |
|  | 〃 | 15-2 | 特定建設作業の改善勧告にかかる命令 | **Ｄ** |
|  | 騒音規制法 | 12-2 | 特定施設の設置の計画変更勧告にかかる命令 | **Ｄ** |
|  | 〃 | 15-2 | 特定建設作業の改善勧告にかかる命令 | **Ｄ** |
|  | 大気汚染防止法 | 9 | ばい煙発生施設にかかる計画変更又は計画廃止命令 | **Ｂ** |
|  | 〃 | 9の2 | ばい煙発生施設にかかる措置命令 | **Ｂ** |
|  | 〃 | 14-1 | ばい煙発生施設にかかる改善命令､一時停止命令 | **Ｄ** |
|  | 〃 | 14-3 | 指定ばい煙の排出にかかる措置命令 | **Ｄ** |
|  | 〃 | 15-2 | 季節による燃料の使用にかかる命令 | **Ｂ** |
|  | 〃 | 15の2-2 | 指定地域における燃料の使用にかかる命令 | **Ｂ** |
|  | 〃 | 17-3 | 事故時の措置命令 | **Ｄ** |
|  | 〃 | 17の8 | 揮発性有機化合物排出施設の設置にかかる計画変更又は計画廃止命令 | **Ｂ** |
|  | 〃 | 17の11 | 揮発性有機化合物排出施設にかかる改善命令､一時停止命令 | **Ｂ** |
|  | 〃 | 18の4 | 一般粉じん発生施設にかかる改善命令､一時停止命令 | **Ｂ** |
|  | 〃 | 18の8 | 特定粉じん発生施設の設置にかかる計画変更又は計画廃止命令 | **Ｂ** |
|  | 〃 | 18の11 | 特定粉じん発生施設にかかる改善命令､一時停止命令 | **Ｂ** |
|  | 〃 | 18の18 | 特定粉じん排出等作業の実施にかかる計画変更命令 | **Ｂ** |
|  | 〃 | 18の21 | 特定粉じん排出等作業の実施にかかる作業基準適合命令､一時停止命令 | **Ｂ** |
|  | 〃 | 18の31 | 水銀排出施設の設置にかかる計画変更または計画廃止命令 | **Ｂ** |
|  | 〃 | 18の34-2 | 水銀排出施設にかかる改善命令､一時停止命令 | **Ｂ** |
|  | 〃 | 23-2 | ばい煙発生施設又は揮発性有機化合物排出施設の使用にかかる緊急時の措置命令 | **Ｂ** |
|  | 土壌汚染対策法 | 3-3 | 有害物質使用特定施設の使用の廃止等の通知 | **Ｂ** |
|  | 〃 | 3-4 | 土地の汚染状況の報告命令､報告の是正命令 | **Ｂ** |
|  | 〃 | 3-8 | 調査を猶予されている土地の形質変更にかかる調査及び報告命令 | **Ｂ** |
|  | 〃 | 4-3 | 土地汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地にかかる調査及び報告命令 | **Ｂ** |
|  | 〃 | 5-1 | 土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地の調査及び報告命令 | **Ｂ** |
|  | 〃 | 7-1 | 要措置区域内の土地の所有者等への汚染除去等計画の提出の指示 | **Ｂ** |
|  | 〃 | 7-2 | 汚染除去等計画の提出命令 | **Ｂ** |
|  | 〃 | 7-4 | 汚染除去等計画の変更命令 | **Ｂ** |
|  | 〃 | 7-8 | 汚染除去等計画の実施措置命令 | **Ｄ** |
|  | 〃 | 12-5 | 土地の形質の変更の届出の計画変更命令 | **Ｂ** |
|  | 〃 | 16-4 | 汚染土壌の搬出にかかる計画変更命令 | **Ｂ** |
|  | 〃 | 19 | 汚染土壌の適正な運搬及び処理のための措置命令 | **Ｂ** |
|  | 〃 | 24 | 汚染土壌の処理にかかる改善命令 | **Ｂ** |
|  | 〃 | 25 | 汚染土壌処理業者の許可の取り消し､事業停止命令 | **Ｂ** |
|  | 〃 | 27-2 | 汚染土壌処理業者の許可の取り消し等の場合の措置命令 | **Ｄ** |
|  | ダイオキシン類対策特別措置法 | 15 | 届出に係る特定施設の計画変更又は計画廃止命令 | **Ｂ** |
|  | 〃 | 16 | 届出に係る総量規制基準適用事業場における改善等の命令 | **Ｄ** |
|  | 〃 | 22-1 | 特定施設の改善又は一時停止命令 | **Ｄ** |
|  | 〃 | 22-3 | 総量規制基準適用事業場における改善等の命令 | **Ｄ** |
|  | 〃 | 23-3 | 事故時の措置命令 | **Ｄ** |
|  | 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 | 10 | 公害防止統括者等の解任命令 | **Ｂ** |
|  | 大阪府生活環境の保全等に関する条例 | 25 | 届出施設の設置にかかる計画変更､計画廃止命令 | **Ｂ** |
|  | 〃 | 37-1 | 届出施設のばいじん等にかかる改善命令､一時停止命令 | **Ｄ** |
|  | 〃 | 37-2 | 届出施設の指定有害物質の規制基準の遵守命令､使用の一時停止命令 | **Ｂ** |
|  | 〃 | 37-3 | 届出施設の粉じんの規制基準の遵守にかかる命令､使用の一時停止命令 | **Ｂ** |
|  | 〃 | 40の9 | 特定粉じん排出等作業の方法又は石綿濃度の測定計画にかかる変更命令 | **Ｂ** |
|  | 〃 | 40の11 | 特定粉じん排出等作業実施基準若しくは敷地境界基準にかかる遵守命令､作業の一時停止命令 | **Ｂ** |
|  | 〃 | 48 | 屋外燃焼行為の停止等の措置命令 | **Ｄ** |
|  | 〃 | 55 | 届出施設の排出水にかかる計画変更命令､計画廃止命令 | **Ｂ** |
|  | 〃 | 61-1 | 届出施設の排出水にかかる改善命令､一時停止命令 | **Ｄ** |
|  | 〃 | 62-1 | 特定施設の排出水にかかる改善命令､一時停止命令 | **Ｄ** |
|  | 〃 | 64-2 | 届出事業場又は特定事業場の汚水又は排水にかかる事故時の応急措置命令 | **Ｄ** |
|  | 〃 | 68 | 排出水にかかる緊急時の措置命令 | **Ｄ** |
|  | 〃 | 79-1 | 地下浸透水にかかる汚水等の処理方法の改善命令､届出施設の使用等の一時停止命令 | **Ｄ** |
|  | 〃 | 80-2 | 届出事業場の有害物質の地下浸透にかかる事故時の応急措置命令 | **Ｄ** |
|  | 〃 | 81の4-2 | 有害物質使用届出施設等の使用の廃止等の通知 | **Ｂ** |
|  | 〃 | 81の9-1 | 要措置管理区域内の土地の所有者等への汚染除去等計画の提出指示 | **Ｂ** |
|  | 〃 | 81の9-2 | 汚染除去等計画の提出命令 | **Ｂ** |
|  | 〃 | 81の9-4 | 汚染除去等計画の変更命令 | **Ｂ** |
|  | 〃 | 81の9-8 | 汚染除去等計画に基づく実施措置命令 | **Ｂ** |
|  | 〃 | 81の13-5 | 要措置管理区域内における土地の形質の変更の計画変更命令 | **Ｂ** |
|  | 〃 | 81の16-4 | 汚染土壌の搬出時の計画変更命令 | **Ｂ** |
|  | 〃 | 81の20 | 汚染土壌の汚染の拡散の防止のための措置命令 | **Ｄ** |
|  | 〃 | 81の28-2 | 管理化学物質にかかる緊急事態の発生時の応急措置命令 | **Ｄ** |
|  | 〃 | 86-2 | 規制地域内工場等の騒音等にかかる改善勧告遵守命令 | **Ｂ** |
|  | 〃 | 90-2 | 規制地域内工場等の騒音等にかかる計画変更勧告遵守命令 | **Ｂ** |
|  | 〃 | 94-2 | 特定建設作業に伴って発生する騒音等にかかる勧告遵守命令 | **Ｂ** |
|  | 〃 | 99 | 拡声機の使用にかかる措置命令 | **Ｄ** |
|  | 豊中市環境の保全等の推進に関する条例 | 43 | 特定建設作業の改善又は変更命令 | **Ｄ** |
|  | 〃 | 45 | 警告及び命令(拡声機の使用制限の違反行為) | **Ｄ** |
|  | 〃 | 47-2 | 屋外作業の改善命令 | **Ｂ** |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 一般廃棄物処理業の事業の停止 |
| 根拠法令及び条項 | | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号｡以下｢廃棄物処理法｣という｡)第7条の3 |
| 所管部課(室)係名 | | 環境部環境指導課一般廃棄物指導係 |
| 処  分  基  準 | 関係条項 | 廃棄物処理法第7条第5項第3号、第10項第3号及び第11項  廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号｡以下｢廃棄物処理法施行規則｣という｡)第2条の2及び第2条の4  廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則(昭和47年4月1日豊中市規則第35号｡以下｢規則｣という｡)第7条第1項  豊中市一般廃棄物処理業者に対する行政処分に関する基準要綱(以下｢基準要綱｣という｡)別表第1及び別表第2 |
| 基 準 | **◎廃棄物処理法**  **第7条第5項第3号**  **第7条第10項第3号**  **第7条第11項**  **第7条の3**  **◎廃棄物処理法施行規則**  **第2条の2**  **第2条の4**  **◎規則**  **第7条第1項**  **◎基準要綱**  **別表第1及び別表第2** |
| 参考事項 |  |
| 備考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 一般廃棄物処理業の許可の取消し |
| 根拠法令及び条項 | | 廃棄物処理法第7条の4 |
| 所管部課(室)係名 | | 環境部環境指導課一般廃棄物指導係 |
| 処  分  基  準 | 関係条項 | 廃棄物処理法第7条第1項、第5項第4号、第6項、第7条の2第1項、第7条の3、第25条、第26条、27条、及び第32条第1項  規則第7条の2第1項及び第2項  基準要綱第9条 |
| 基 準 | **◎廃棄物処理法**  **第7条第5項第4号**  **第7条の3**  **第7条の4**  **◎規則**  **第7条の2第1項**  **第7条の2第2項**  **◎基準要綱**  **第9条** 許可の取消しは､別表第3に掲げる処分理由のいずれかに該当する場合に行うことができる｡この場合において､当該業者が複数の業の許可を持つ場合は､そのすべての許可を処分対象とすることができる｡ |
| 参考事項 |  |
| 備考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 一般廃棄物処理施設の改善命令等 |
| 根拠法令及び条項 | | 廃棄物処理法第9条の2第1項 |
| 所管部課(室)係名 | | 環境部環境指導課産業廃棄物指導係 |
| 処  分  基  準 | 関係条項 | 廃棄物処理法第8条､第8条の2及び第8条の3第1項  廃棄物処理法施行規則第4条、第4条の2の2及び第4条の5 |
| 基 準 | **◎廃棄物処理法**  **第8条第2項第6号**  **第8条第2項第7号**  **第8条の2第1項第1号**  **第8条の2第1項第3号**  **第8条の2第4項**  **第8条の3第1項**  **第9条の2第1項**  **◎廃棄物処理法施行規則**  **第4条**  **第4条の2の2**  **第4条の5** |
| 参考事項 |  |
| 備考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 一般廃棄物処理施設の許可の取消し |
| 根拠法令及び条項 | | 廃棄物処理法第9条の2の2第1項及び第2項 |
| 所管部課(室)係名 | | 環境部環境指導課産業廃棄物指導係 |
| 処  分  基  準 | 関係条項 | 廃棄物処理法第7条第5項第4号、第8条第1項、第8条の5第1項､第9条第1項及び第9条の2第1項 |
| 基 準 | **◎廃棄物処理法**  **第7条第5項第4号イ～ル**  **第8条の5第1項**  **第9条第1項**  **第9条の2第1項**  **第9条の2の2第1項** |
| 参考事項 |  |
| 備考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設設の取消し |
| 根拠法令及び条項 | | 廃棄物処理法第9条の2の4第5項 |
| 所管部課(室)係名 | | 環境部環境指導課産業廃棄物指導係 |
| 処  分  基  準 | 関係条項 | 廃棄物処理法第9条の2の4第1項  廃棄物処理法施行規則第5条の5の6及び第5条の5の7 |
| 基 準 | **◎廃棄物処理法**  **第9条の2の4第1項**  **◎廃棄物処理法施行規則**  **第5条の5の6**  **第5条の5の7** |
| 参考事項 |  |
| 備考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 一般廃棄物処理施設の設置計画等の変更､廃止の命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 廃棄物処理法第9条の3第3項 |
| 所管部課(室)係名 | | 環境部環境指導課産業廃棄物指導係 |
| 処  分  基  準 | 関係条項 | 廃棄物処理法第8条の2第1項第1号及び第9条の3第1項  廃棄物処理法施行規則第4条 |
| 基 準 | **◎廃棄物処理法**  **第8条の2第1項第1号**  **◎廃棄物処理法施行規則**  **第4条** |
| 参考事項 |  |
| 備考 | | ｡ |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 一般廃棄物処理施設の変更に伴う設置計画等の変更､廃止の命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 廃棄物処理法第9条の3第9項 |
| 所管部課(室)係名 | | 環境部環境指導課産業廃棄物指導係 |
| 処  分  基  準 | 関係条項 | 廃棄物処理法第8条の2第1項第1号、第9条の3第1項及び第3項  廃棄物処理法施行規則第4条 |
| 基 準 | **◎廃棄物処理法**  **第8条の2第1項第1号**  **◎廃棄物処理法施行規則**  **第4条** |
| 参考事項 |  |
| 備考 | | ｡ |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 一般廃棄物処理施設等への改善命令等 |
| 根拠法令及び条項 | | 廃棄物処理法第9条の3第10項 |
| 所管部課(室)係名 | | 環境部環境指導課産業廃棄物指導係 |
| 処  分  基  準 | 関係条項 | 廃棄物処理法第8条第2項､第8条の2第1項第1号､第8条の3第1項、第9条の3第1項及び第8項  廃棄物処理法施行規則第4条及び第4条の5 |
| 基 準 | **◎廃棄物処理法**  **第8条第2項第6号**  **第8条第2項第7号**  **第8条の2第1項第1号**  **第8条の3第1項**  **◎廃棄物処理法施行規則**  **第4条**  **第4条の5** |
| 参考事項 |  |
| 備考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 排出事業者等への命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 廃棄物処理法第12条の6第3項 |
| 所管部課(室)係名 | | 環境部環境指導課産業廃棄物指導係 |
| 処  分  基  準 | 関係条項 | 廃棄物処理法第12条の3、第12条の4、第12条の5、第12条の6第1項及び第2項 |
| 基 準 | **◎廃棄物処理法**  **第12条の3第1項～第10項**  **第12条の4第2項～第4項**  **第12条の5第1項～第4項､第6項､第7項､第11項** |
| 参考事項 |  |
| 備考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の取消し |
| 根拠法令及び条項 | | 廃棄物処理法第12条の7第10項 |
| 所管部課(室)係名 | | 環境部環境指導課産業廃棄物指導係 |
| 処  分  基  準 | 関係条項 | 廃棄物処理法第12条の7第1項､第7項及び第9項  廃棄物処理法施行規則第8条の38の2及び第8条の38の3 |
| 基 準 | **◎廃棄物処理法**  **第12条の7第1項**  **第12条の7第7項**  **第12条の7第9項**  **◎廃棄物処理法施行規則**  **第8条の38の2**  **第8条の38の3** |
| 参考事項 |  |
| 備考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 産業廃棄物処理業の事業の停止 |
| 根拠法令及び条項 | | 廃棄物処理法第14条の3 |
| 所管部課(室)係名 | | 環境部環境指導課産業廃棄物指導係 |
| 処  分  基  準 | 関係条項 | 廃棄物処理法第14条第5項第1号、第10項第1号及び第11項  廃棄物処理法施行規則第10条及び第10条の5  豊中市産業廃棄物不適正処理に係る行政処分要綱(以下｢要綱｣という｡)第3条及び別表 |
| 基 準 | **◎廃棄物処理法**  **第14条第5項第1号**  **第14条第10項第1号**  **第14条第11項**  **第14条の3**  **◎廃棄物処理法施行規則**  **第10条**  **第10条の5**  **◎要綱**  **第3条**　市長は､処理業者又は設置者に対して行政処分を行うに当たっては､別表を基準として行うものとする｡この場合において､市長は､処理業者又は設置者の違反行為に係る情状を斟酌して行政処分の内容を加重し､又は軽減することができる｡ |
| 参考事項 |  |
| 備考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 産業廃棄物処理業の許可の取消し |
| 根拠法令及び条項 | | 廃棄物処理法第14条の3の2 |
| 所管部課(室)係名 | | 環境部環境指導課産業廃棄物指導係 |
| 処  分  基  準 | 関係条項 | 廃棄物処理法第7条第5項第4号、第14条第1項､第5項第2号、第6項､第14条の2第1項、第14条の3、第25条、第26条、第27条及び第32条第1項  要綱第3条及び別表 |
| 基 準 | **◎廃棄物処理法**  **第7条第5項第4号**  **第14条第5項第2号**  **第14条の3**  **第14条の3の2**  **◎要綱**  **第3条**市長は､処理業者又は設置者に対して行政処分を行うに当たっては､別表を基準として行うものとする｡この場合において､市長は､処理業者又は設置者の違反行為に係る情状を斟酌して行政処分の内容を加重し､又は軽減することができる｡ |
| 参考事項 |  |
| 備考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 特別管理産業廃棄物処理業の事業の停止及び許可の取消し |
| 根拠法令及び条項 | | 廃棄物処理法第14条の6 |
| 所管部課(室)係名 | | 環境部環境指導課産業廃棄物指導係 |
| 処  分  基  準 | 関係条項 | 廃棄物処理法第7条第5項第4号、第14条第5項第2号、第14条の3､第14条の3の2､第14条の4第1項､第5項第1号、第6項、第10項第1号、第11項、第14条の5、第25条、第26条、第27条及び第32条第1項  廃棄物処理法施行規則第第10条の13、第10条の17  要綱第3条及び別表 |
| 基 準 | **◎廃棄物処理法**  **第7条第5項第4号**  **第14条第5項第2号**  **第14条の4第5項第1号**  **第14条の4第10項第1号**  **第14条の4第11項**  **第14条の6**    **◎廃棄物処理法施行規則**  **第10条の13**  **第10条の17**    **◎要綱**  **第3条**市長は､処理業者又は設置者に対して行政処分を行うに当たっては､別表を基準として行うものとする｡この場合において､市長は､処理業者又は設置者の違反行為に係る情状を斟酌して行政処分の内容を加重し､又は軽減することができる｡ |
| 参考事項 |  |
| 備考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 産業廃棄物処理施設の改善命令等 |
| 根拠法令及び条項 | | 廃棄物処理法第15条の2の7 |
| 所管部課(室)係名 | | 環境部環境指導課産業廃棄物指導係 |
| 処  分  基  準 | 関係条項 | 廃棄物処理法第15条第1項、第2項、第15条の2第1項、第4項、第15条の2の3第1項、第15条の2の5及び第15条の2の6第1項  廃棄物処理法施行規則第12条、第12条の2、第12条の2の3、第12条の6、第12条の7  要綱第3条及び別表 |
| 基 準 | **◎廃棄物処理法**  **第15条第2項**  **第15条の2第1項第1号、**  **第15条の2第1項第3号**  **第15条の2第4項**  **第15条の2の3第1項**  **第15条の2の7**    **◎廃棄物処理法施行規則**  **第12条**  **第12条の2**  **第12条の2の3**  **第12条の6**  **第12条の7**    **◎要綱**  **第3条**市長は､処理業者又は設置者に対して行政処分を行うに当たっては､別表を基準として行うものとする｡この場合において､市長は､処理業者又は設置者の違反行為に係る情状を斟酌して行政処分の内容を加重し､又は軽減することができる｡ |
| 参考事項 |  |
| 備考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 産業廃棄物処理施設の設置許可の取消し |
| 根拠法令及び条項 | | 廃棄物処理法第15条の3 |
| 所管部課(室)係名 | | 環境部環境指導課産業廃棄物指導係 |
| 処  分  基  準 | 関係条項 | 廃棄物処理法第7条第5項第4号、第8条の5第1項、第14条第5項第2号、第15条第1項、第15条の2の4、第15条の2の6第1項及び第15条の2の7  要綱第3条及び別表 |
| 基 準 | **◎廃棄物処理法**  **第7条第5項第4号**  **第14条第5項第2号**  **第15条の3第1項**  **第15条の3第2項**  **◎要綱**  **第3条**　市長は､処理業者又は設置者に対して行政処分を行うに当たっては､別表を基準として行うものとする｡この場合において､市長は､処理業者又は設置者の違反行為に係る情状を斟酌して行政処分の内容を加重し､又は軽減することができる｡ |
| 参考事項 |  |
| 備考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の認定の取消し |
| 根拠法令及び条項 | | 廃棄物処理法第15条の3の3第5項 |
| 所管部課(室)係名 | | 環境部環境指導課産業廃棄物指導係 |
| 処  分  基  準 | 関係条項 | 廃棄物処理法第15条の3の3第1項  廃棄物処理法施行規則第12条の11の6及び第12条の11の7 |
| 基 準 | **◎廃棄物処理法施行規則**  **第12条の11の6**  **第12条の11の7** |
| 参考事項 |  |
| 備考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 土地の形質の変更に関する計画の変更の命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 廃棄物処理法第15条の19第4項 |
| 所管部課(室)係名 | | 環境部環境指導課産業廃棄物指導係 |
| 処  分  基  準 | 関係条項 | 廃棄物処理法第15条の19第1項  廃棄物処理法施行規則第12条の40 |
| 基 準 | **◎廃棄物処理法施行規則**  **第12条の40** |
| 参考事項 |  |
| 備考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 廃棄物処理基準及び保管基準違反に対する改善命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 廃棄物処理法第19条の3第1号及び第2号 |
| 所管部課(室)係名 | | 環境部環境指導課一般廃棄物指導係  環境部環境指導課産業廃棄物指導係 |
| 処  分  基  準 | 関係条項 | 廃棄物処理法第6条の2第2項、第3項、第7条第1項、第6項、第12条第1項、第2項、第12条の2第1項、第2項、第14条第1項、第6項、第14条の4第1項、第6項及び第17条の2第3項  廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号｡以下｢廃棄物処理法施行令｣という｡)第3条、第4条の2、第6条及び第6条の5  廃棄物処理法施行規則第8条及び第8条の13  要綱第3条及び別表 |
| 基 準 | **◎廃棄物処理法**  **第19条の3第1号**  **第19条の3第2号**  **◎廃棄物処理法施行令**  **第3条**  **第4条の2**  **第6条**  **第6条の5**  **◎廃棄物処理法施行規則**  **第8条**  **第8条の13**  **◎要綱**  **第3条　市長は、処理業者又は設置者に対して行政処分を行うに当たっては、別表を基準として行うものとする｡この場合において、市長は、処理業者又は設置者の違反行為に係る情状を斟酌して行政処分の内容を加重し、又は軽減することができる｡** |
| 参考事項 |  |
| 備考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 支障の除去のための措置命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 廃棄物処理法第19条の4第1項、第19の4の2第1項、第19条の5第1項、第19条の6第1項及び第19条の10第2項 |
| 所管部課(室)係名 | | 環境部環境指導課一般廃棄物指導係  環境部環境指導課産業廃棄物指導係 |
| 処  分  基  準 | 関係条項 | 廃棄物処理法第6条の2第2項、第3項、第6項、第7項、第7条第14項、第7条の2第3項、第12条第1項、第2項、第5項～第7項、第12条の2第1項、第2項、第5項～第7項、第12条の3第1項～第6項、第8項～第10項、第12条の4第2項～第4項、第12条の5第1項～第4項、第6項、第11項、第14条第1項、第2項、第6項、第7項、第16項、第14条の2第3項、第14条の3の2第1項、第2項、14条の4第1項、第2項、第6項、第7項、第16項、第14条の5第3項、第14条の6、第17条の2第3項、第21条の3第1項及び第2項  廃棄物処理法施行令第3条、第4条、第4条の2、第4条の3、第4条の4、第6条、第6条の2、第6条の5及び第6条の6  廃棄物処理法施行規則第8条及び第8条の13  要綱第3条及び別表 |
| 基 準 | **◎廃棄物処理法**  **第19条の4第1項**  **第19条の4の2第1項**  **第19条の5第1項**  **第19条の6第1項**  **第19条の10第2項**    **◎廃棄物処理法施行令**  **第3条**  **第4条**  **第4条の2**  **第4条の3**  **第4条の4**  **第6条**  **第6条の2**  **第6条の5**  **第6条の6**    **◎廃棄物処理法施行規則**  **第8条**  **第8条の13**  **◎要綱**  **第3条**　市長は、処理業者又は設置者に対して行政処分を行うに当たっては、別表を基準として行うものとする｡この場合において、市長は、処理業者又は設置者の違反行為に係る情状を斟酌して行政処分の内容を加重し、又は軽減することができる｡ |
| 参考事項 |  |
| 備考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 土地の形質の変更に関する措置命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 廃棄物処理法第19条の11 |
| 所管部課(室)係名 | | 環境部環境指導課産業廃棄物指導係 |
| 処  分  基  準 | 関係条項 | 廃棄物処理法第15条の19第4項  廃棄物処理法施行規則第12条の40 |
| 基 準 | **◎廃棄物処理法施行規則**  **第12条の40** |
| 参考事項 |  |
| 備考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 事故時の措置に係る命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 廃棄物処理法第21条の2第2項 |
| 所管部課(室)係名 | | 環境部環境指導課産業廃棄物指導係 |
| 処  分  基  準 | 関係条項 | 廃棄物処理法第21条の2第1項  廃棄物処理法施行令第24条  廃棄物処理法施行規則第18条 |
| 基 準 | **◎廃棄物処理法**  **第21条の2第1項** |
| 参考事項 |  |
| 備考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 引取り若しくは引渡し又は再資源化に必要な行為の勧告に係る措置命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号｡以下｢自動車リサイクル法｣という｡)第20条第3項 |
| 所管部課(室)係名 | | 環境部環境指導課産業廃棄物指導係 |
| 処  分  基  準 | 関係条項 | 自動車リサイクル法第12条、第13条第2項、第19条、第20条第1項及び第2項  使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成14年経済産業・環境省令第7号。以下「自動車リサイクル法施行規則」という。）  第6条及び第7条 |
| 基 準 | **◎自動車リサイクル法**  **第12条**  **第13条第2項**  **第20条第1項**  **第20条第2項**  **◎自動車リサイクル法施行規則**  **第6条**  **第7条** |
| 参考事項 |  |
| 備考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 引取業の事業の停止及び登録の取消し |
| 根拠法令及び条項 | | 自動車リサイクル法第51条第1項 |
| 所管部課(室)係名 | | 環境部環境指導課産業廃棄物指導係 |
| 処  分  基  準 | 関係条項 | 自動車リサイクル法第42条第1項、第2項及び第45条第1項  自動車リサイクル法施行規則第47条 |
| 基 準 | **◎自動車リサイクル法**  **第45条第1項第1号、第2号、第4号、第6号、第7号**  **第51条第1項**  **◎自動車リサイクル法施行規則**  **第47条** |
| 参考事項 |  |
| 備考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | フロン類回収業の事業の停止及び登録の取消し |
| 根拠法令及び条項 | | 自動車リサイクル法第58条第1項 |
| 所管部課(室)係名 | | 環境部環境指導課産業廃棄物指導係 |
| 処  分  基  準 | 関係条項 | 自動車リサイクル法第53条第1項、第2項及び第56条第1項  自動車リサイクル法施行規則第51条 |
| 基 準 | **◎自動車リサイクル法**  **第56条第1項第1号、第2号、第4号、第6号、第7号**  **第58条第1項**  **◎自動車リサイクル法施行規則**  **第51条** |
| 参考事項 |  |
| 備考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 解体業の事業の停止及び許可の取消し |
| 根拠法令及び条項 | | 自動車リサイクル法第66条 |
| 所管部課(室)係名 | | 環境部環境指導課産業廃棄物指導係 |
| 処  分  基  準 | 関係条項 | 自動車リサイクル法第60条第1項、第2項及び第62条第1項  自動車リサイクル法施行規則第57条 |
| 基 準 | **◎自動車リサイクル法**  **第62条第1項**  **第66条**  **◎自動車リサイクル法施行規則**  **第57条** |
| 参考事項 |  |
| 備考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 破砕業の事業の停止及び許可の取消し |
| 根拠法令及び条項 | | 自動車リサイクル法第72条 |
| 所管部課(室)係名 | | 環境部環境指導課産業廃棄物指導係 |
| 処  分  基  準 | 関係条項 | 自動車リサイクル法第62条第1項第2号、第66条、第67条第1項、第2項及び第69条第1項第1号  自動車リサイクル法施行規則第62条 |
| 基 準 | **◎自動車リサイクル法**  **第62条第1項第2号**  **第66条**  **第69条第1項第1号**  **◎自動車リサイクル法施行規則**  **第62条** |
| 参考事項 |  |
| 備考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 引取証明、移動報告、照会への回答の勧告に係る措置命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 自動車リサイクル法第90条第3項 |
| 所管部課(室)係名 | | 環境部環境指導課産業廃棄物指導係 |
| 処  分  基  準 | 関係条項 | 自動車リサイクル法第80条第1項、第81条第1項から第12項、第87条及び第90条第1項 |
| 基 準 | **◎自動車リサイクル法**  **第90条第1項** |
| 参考事項 |  |
| 備考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | ポリ塩化ビフェニル廃棄物保管事業者に対する改善命令 |
| 根拠法令及び条項 | | ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年6月22日法律第65号｡以下｢PCB特措法｣という｡)第12条第1項 |
| 所管部課(室)係名 | | 環境部環境指導課産業廃棄物指導係 |
| 処  分  基  準 | 関係条項 | PCB特措法第10条第1項、第3項、第14条及び第15条 |
| 基 準 | **◎PCB特措法**  **第10条第1項**  **第10条第3項**  **第14条** |
| 参考事項 |  |
| 備考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 指示、許可の取消し、事業の停止等 |
| 根拠法令及び条項 | | 浄化槽法（昭和58年法律第43号。）第41条第2項 |
| 所管部課(室)係名 | | 環境部環境指導課一般廃棄物指導係 |
| 処  分  基  準 | 関係条項 | 浄化槽法第12条第2項、第35条第1項、第36条、第37条及び第41条第1項  環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第11条 |
| 基 準 | **◎浄化槽法**  **第36条第1号、第2号イ、ハ、ホ～ヌ**  **第41条第2項**  **◎環境省関係浄化槽法施行規則**  **第11条** |
| 参考事項 |  |
| 備考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 搬入の停止の命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成5年豊中市条例第5号。以下「条例」という。）第34条第1項 |
| 所管部課(室)係名 | | 環境部環境指導課産業廃棄物指導係 |
| 処  分  基  準 | 関係条項 | 条例第62条第2項及び第6項 |
| 基 準 | **◎条例**  **第34条**市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、産業廃棄物の適正な処理の実施を確保するため必要があると認めるときは、産業廃棄物の保管を行っている者に対し、30日以内の期間を定めて、当該保管が行われている事業場への産業廃棄物又はその疑いのある物の搬入の停止を命ずることができる｡  (1) 第28条第1項の規定による届出書の提出をしないで産業廃棄物の保管を行っているため、その保管が産業廃棄物処理基準等に適合しているかどうかを判断することができない場合  (2) 第29条第1項前段の規定による届出をしないで第28条第1項第1号から第5号までに掲げる事項を変更したため、その保管が産業廃棄物処理基準等に適合しているかどうかを判断することができない場合  (3) 第30条の規定による勧告を受けた場合であって、当該勧告に係る計画の変更についての届出をしないで産業廃棄物の保管を行っているため、その保管が産業廃棄物処理基準等に適合しているかどうかを判断することができない場合  (4) 産業廃棄物の疑いのある物の保管が行われ、当該物が産業廃棄物であるとするならば、産業廃棄物処理基準等に適合しないと認められる場合  **第62条第2項**　市長は、第34条第1項又は第39条の規定による命令を受けた者が、正当な理由なく当該命令に違反したときは、当該命令に違反した者の氏名又は名称、住所及び当該命令の内容を公表することができる｡  **第62条第6項**　市長は、前各項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明及び証拠の提出の機会を与えるため、意見の聴取の手続を行わなければならない｡ |
| 参考事項 |  |
| 備考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 支障の除去等のための措置命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 条例第39条 |
| 所管部課(室)係名 | | 環境部環境指導課産業廃棄物指導係 |
| 処  分  基  準 | 関係条項 | 条例第62条第2項及び第6項 |
| 基 準 | **◎条例**  **第39条**　市長は、産業廃棄物処理基準等に適合しない産業廃棄物の処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、当該処分が行われた土地に係る土地所有者等(法第19条の5第1項に規定する処分者等及び法第19条の6第1項に規定する排出事業者等(以下これらを｢法対象者｣という｡)を除く｡)に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置(以下｢支障の除去等の措置｣という｡)を講ずるよう命ずることができる｡この場合において、当該支障の除去等の措置は、当該産業廃棄物の性状、数量、処分の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない｡  (1)　土地所有者等が、前条第2項の規定による勧告(第36条第2項に規定する措置に係るものに限る｡)に従わないとき｡  (2)　法対象者の資力その他の事情からみて、法対象者のみによっては、支障の除去等の措置を講ずることが困難であり、又は講じても十分でないとき｡  (3)　土地所有者等が当該処分が行われることをあらかじめ知り、又は知ることができたときその他第36条第2項の規定の趣旨に照らし土地所有者等に支障の除去等の措置をとらせることが適当であるとき｡  **第62条第2項**　市長は、第34条第1項又は第39条の規定による命令を受けた者が、正当な理由なく当該命令に違反したときは、当該命令に違反した者の氏名又は名称、住所及び当該命令の内容を公表することができる｡  **第62条第6項**　市長は、前各項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明及び証拠の提出の機会を与えるため、意見の聴取の手続を行わなければならない｡ |
| 参考事項 |  |
| 備考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 営業の停止 |
| 根拠法令及び条項 | | 規則第7条第1項 |
| 所管部課(室)係名 | | 環境部環境指導課一般廃棄物指導係 |
| 処  分  基  準 | 関係条項 | 基準要綱第5条から第8条まで |
| 基 準 | **◎規則**  **第7条第1項**　市長は,許可業者が次の各号のいずれかに該当するときは,6箇月以内において営業の全部又は一部の停止を命じることがある｡  (1)　法,条例若しくはこの規則又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為(以下｢違反行為｣という｡)をしたとき,又は他人に対して違反行為をすることを要求し,依頼し,若しくは唆し,若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき｡  (2)　その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が法第7条第5項第3号又は第10項第3号に規定する基準に適合しなくなったとき｡  (3)　第2条第2項各号の条件が欠けたとき｡  (4)　許可の条件に違反したとき｡  (5)　豊中市伊丹市クリーンランド(以下｢クリーンランド｣という｡)のごみ処理施設への廃棄物の搬入の停止を命じられた後も,なお,クリーンランドのごみ処理施設使用に関する条例施行規則(平成4年組合規則第3号)第5条に規定する基準に従わないとき｡  (6)　前各号に掲げるもののほか,犯罪行為その他一般廃棄物処理業者としてふさわしくない非行があったとき(法第7条第5項第4号トに該当するに至ったときを除く｡)  **◎基準要綱**  **第5条**　営業の停止命令は、別表第1又は別表第2に掲げる事項のいずれかに該当する場合に行うことができる｡  **第6条**　営業の停止期間は、別表第1又は別表第2のとおりとする｡  **第7条**　次の各号のいずれかに該当する場合は、営業の停止期間を軽減することができる｡この場合の軽減日数は、前条の期間の2分の1を限度とする｡  (1)　違反行為について、情状酌量の余地があると認められるとき｡  (2)　違反行為後、自主的に適切な是正措置を講じる等、軽減するに足る理由があると認められるとき｡  **第8条**　次の各号のいずれかに該当する場合は、営業の停止期間を加重することができる｡この場合の加重日数は、第6条の期間の2分の1を限度とする｡  (1)　違反行為の結果、生活環境の保全上重大な支障が生じたとき｡  (2)　営業の停止命令を受けた日から5年以内に再び法若しくは法に基づく処分又は規則若しくは規則に基づく処分に違反する行為をしたとき｡ |
| 参考事項 |  |
| 備考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 許可の取消し |
| 根拠法令及び条項 | | 規則第7条の2 |
| 所管部課(室)係名 | | 環境部環境指導課一般廃棄物指導係 |
| 処  分  基  準 | 関係条項 | 基準要綱第9条 |
| 基 準 | **◎規則**  **第7条の2第1項**　市長は,許可業者が次の各号のいずれかに該当するときは,その許可を取り消すものとする｡  (1)　法第7条第5項第4号イからルまでのいずれかに該当するに至ったとき｡  (2)　前条第1項第1号に該当し情状が特に重いとき,又は同項の規定による処分に違反したとき｡  (3)　不正の手段により法第7条第1項若しくは第6項の許可(同条第2項又は第7項の許可の更新を含む｡)又は法第7条の2第1項の変更の許可を受けたとき｡  **第7条の2第2項**　市長は,許可業者が次の各号のいずれかに該当するときは,許可を取り消すことがある｡  (1)　前条第1項第2号から第5号までのいずれかに該当するとき｡  (2)　市長において一般廃棄物処理計画の変更等により許可を取り消す必要の生じたとき｡  **第7条の2第3項**　前条第2項の規定は,前2項の規定による許可の取消しについて準用する｡  **◎基準要綱**  **第9条**　許可の取消しは、別表第3に掲げる処分理由のいずれかに該当する場合に行うことができる｡この場合において、当該業者が複数の業の許可を持つ場合は、そのすべての許可を処分対象とすることができる｡ |
| 参考事項 |  |
| 備考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 特定事業場にかかる計画変更又は計画廃止命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 水質汚濁防止法第8条第1項 |
| 所管部課（室）係名 | | 環境部環境指導課環境保全係 |
| 審  査  基  準 | 関係条項 | 同法第5条第1項及び第2項、第7条 |
| 基　 準 | 〇水質汚濁防止法  第3条第1項  排水基準を定める省令（昭和46年6月21日総理府令第35号） |
| 参考事項 |  |
| 設定等年月日 | 平成27年４月１日設定　　　　　　（平成　年　月　日最終変更） |
| 備　考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 有害物質使用特定（貯蔵指定）施設にかかる計画変更又は計画廃止命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 水質汚濁防止法第8条第2項 |
| 所管部課（室）係名 | | 環境部環境指導課環境保全係 |
| 審  査  基  準 | 関係条項 | 同法第5条、第7条 |
| 基　 準 | 〇水質汚濁防止法  第12条の4 |
| 参考事項 |  |
| 設定等年月日 | 平成27年４月１日設定　　　　　　（平成　年　月　日最終変更） |
| 備　考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 指定地域内事業場の汚水等の処理方法等の改善命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 水質汚濁防止法第8条の2 |
| 所管部課（室）係名 | | 環境部環境指導課環境保全係 |
| 審  査  基  準 | 関係条項 | 同法第5条第1項、第7条 |
| 基　 準 | 〇水質汚濁防止法  第4条の5第1項、  第4条の5第2項  水質汚濁防止法に基づく化学的酸素要求量等に係る総量規制基準（平成29年9月1日大阪府告示第1026号） |
| 参考事項 |  |
| 設定等年月日 | 平成27年４月１日設定　　　　　　（平成　年　月　日最終変更） |
| 備　考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 特定事業場における改善命令、一時停止命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 水質汚濁防止法第13条第1項、第2項 |
| 所管部課（室）係名 | | 環境部環境指導課環境保全係 |
| 審  査  基  準 | 関係条項 | 同法第12条第2項、第3項 |
| 基　 準 | 排水基準を定める省令（昭和46年6月21日総理府令第35号） |
| 参考事項 |  |
| 設定等年月日 | 平成27年４月１日設定　　　　　　（平成　年　月　日最終変更） |
| 備　考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 指定地域内事業場にかかる改善命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 水質汚濁防止法第13条第3項 |
| 所管部課（室）係名 | | 環境部環境指導課環境保全係 |
| 審  査  基  準 | 関係条項 | 同法第12条の2 |
| 基　 準 | 〇水質汚濁防止法  第4条の5第1項、  第4条の5第2項  水質汚濁防止法に基づく化学的酸素要求量等に係る総量規制基準（平成29年9月1日大阪府告示第1026号） |
| 参考事項 |  |
| 設定等年月日 | 平成27年４月１日設定　　　　　　（平成　年　月　日最終変更） |
| 備　考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 特定地下浸透水にかかる改善命令、一時停止命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 水質汚濁防止法第13条の2第1項 |
| 所管部課（室）係名 | | 環境部環境指導課環境保全係 |
| 審  査  基  準 | 関係条項 | 同法第8条、第12条の3 |
| 基　 準 | 〇水質汚濁防止法施行規則  第6条の2 |
| 参考事項 |  |
| 設定等年月日 | 平成27年４月１日設定　　　　　　（平成29年4月1日最終変更） |
| 備　考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 有害物質使用特定（貯蔵指定）施設にかかる改善命令、一時停止命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 水質汚濁防止法第13条の3第1項 |
| 所管部課（室）係名 | | 環境部環境指導課環境保全係 |
| 審  査  基  準 | 関係条項 | 同法第12条の4 |
| 基　 準 | 〇水質汚濁防止法  第12条の4  〇水質汚濁防止法施行規則  第8条の2  第8条の3  第8条の4  第8条の5  第8条の6  第8条の7 |
| 参考事項 |  |
| 設定等年月日 | 平成27年４月１日設定　　　　　　（平成　年　月　日最終変更） |
| 備　考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 事故時における措置命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 水質汚濁防止法第14条の2第4項 |
| 所管部課（室）係名 | | 環境部環境指導課環境保全係 |
| 審  査  基  準 | 関係条項 | 同法第14条の2第1項から第3項 |
| 基　 準 | 〇水質汚濁防止法  第14条の2第1項  第14条の2第2項  第14条の2第3項 |
| 参考事項 |  |
| 設定等年月日 | 平成27年４月１日設定　　　　　　（平成　年　月　日最終変更） |
| 備　考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 地下水の水質の浄化に係る措置命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 水質汚濁防止法第14条の3第1項及び第2項 |
| 所管部課（室）係名 | | 環境部環境指導課環境保全係 |
| 審  査  基  準 | 関係条項 |  |
| 基　 準 | 〇水質汚濁防止法  第14条の3 |
| 参考事項 |  |
| 設定等年月日 | 平成27年４月１日設定　　　　　　（平成　年　月　日最終変更） |
| 備　考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 緊急時における措置命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 水質汚濁防止法第18条 |
| 所管部課（室）係名 | | 環境部環境指導課環境保全係 |
| 審  査  基  準 | 関係条項 |  |
| 基　 準 | 〇水質汚濁防止法  第18条 |
| 参考事項 |  |
| 設定等年月日 | 平成27年４月１日設定　　　　　　（平成29年4月1日最終変更） |
| 備　考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 特定施設の設置又は変更に対する措置命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 瀬戸内海環境保全特別措置法第11条 |
| 所管部課（室）係名 | | 環境部環境指導課環境保全係 |
| 審  査  基  準 | 関係条項 | 同法第5条第1項、第8条第1項 |
| 基　 準 | 〇瀬戸内海環境保全特別措置法  第5条第1項  第8条第1項 |
| 参考事項 |  |
| 設定等年月日 | 平成27年４月１日設定　　　　　　（平成　年　月　日最終変更） |
| 備　考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 悪臭原因物の排出に係る改善命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 悪臭防止法第8条第2項 |
| 所管部課（室）係名 | | 環境部環境指導課環境保全係 |
| 審  査  基  準 | 関係条項 | 同法第8条第1項 |
| 基　 準 | 〇悪臭防止法  第8条第1項 |
| 参考事項 |  |
| 設定等年月日 | 平成27年４月１日設定　　　　　　（平成　年　月　日最終変更） |
| 備　考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 事故時の応急措置命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 悪臭防止法第10条第3項 |
| 所管部課（室）係名 | | 環境部環境指導課環境保全係 |
| 審  査  基  準 | 関係条項 | 同法第10条第1項 |
| 基　 準 | 〇悪臭防止法  第10条第1項 |
| 参考事項 |  |
| 設定等年月日 | 平成27年４月１日設定　　　　　　（平成29年4月1日最終変更） |
| 備　考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 特定施設の設置の計画変更勧告にかかる命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 振動規制法第12条第2項 |
| 所管部課（室）係名 | | 環境部環境指導課環境保全係 |
| 審  査  基  準 | 関係条項 | 同法第9条、第12条第1項 |
| 基　 準 | 〇振動規制法  第9条  第12条第1項 |
| 参考事項 |  |
| 設定等年月日 | 平成27年４月１日設定　　　　　　（平成　年　月　日最終変更） |
| 備　考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 特定建設作業の改善勧告にかかる命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 振動規制法第15条第2項 |
| 所管部課（室）係名 | | 環境部環境指導課環境保全係 |
| 審  査  基  準 | 関係条項 | 同法第15条第1項 |
| 基　 準 | 〇振動規制法  第15第1項 |
| 参考事項 |  |
| 設定等年月日 | 平成27年４月１日設定　　　　　　（平成　年　月　日最終変更） |
| 備　考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 特定施設の設置の計画変更勧告にかかる命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 騒音規制法第12条第2項 |
| 所管部課（室）係名 | | 環境部環境指導課環境保全係 |
| 審  査  基  準 | 関係条項 | 同法第9条、第12条第1項 |
| 基　 準 | 〇騒音規制法  第9条  第12条第1項 |
| 参考事項 |  |
| 設定等年月日 | 平成27年４月１日設定　　　　　　（平成　年　月　日最終変更） |
| 備　考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 特定建設作業の改善勧告にかかる命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 騒音規制法第15条第2項 |
| 所管部課（室）係名 | | 環境部環境指導課環境保全係 |
| 審  査  基  準 | 関係条項 | 同法第15条第1項 |
| 基　 準 | 〇騒音規制法  第15条第1項 |
| 参考事項 |  |
| 設定等年月日 | 平成27年４月１日設定　　　　　　（平成　年　月　日最終変更） |
| 備　考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | ばい煙発生施設にかかる計画変更又は計画廃止命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 大気汚染防止法第9条 |
| 所管部課（室）係名 | | 環境部環境指導課環境保全係 |
| 審  査  基  準 | 関係条項 | 同法第6条第1項、第8条第1項 |
| 基　 準 | 〇大気汚染防止法  第3条  〇大気汚染防止法施行規則  第3条  第4条  第5条 |
| 参考事項 |  |
| 設定等年月日 | 平成27年４月１日設定　　　　　　（平成　年　月　日最終変更） |
| 備　考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | ばい煙発生施設にかかる措置命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 大気汚染防止法第9条の2 |
| 所管部課（室）係名 | | 環境部環境指導課環境保全係 |
| 審  査  基  準 | 関係条項 | 同法第6条第1項、第8条第1項 |
| 基　 準 | 〇大気汚染防止法  第5条の2  硫黄酸化物総量規制基準及び燃料使用基準  （昭和52年9月30日大阪府告示第1322号）  窒素酸化物に係る総量規制基準及び特別の総量規制基準  （昭和57年10月29日大阪府告示第1315号） |
| 参考事項 |  |
| 設定等年月日 | 平成27年４月１日設定　　　　　　（平成　年　月　日最終変更） |
| 備　考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | ばい煙発生施設にかかる改善命令、一時停止命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 大気汚染防止法第14条第1項 |
| 所管部課（室）係名 | | 環境部環境指導課環境保全係 |
| 審  査  基  準 | 関係条項 | 同法第13条 |
| 基　 準 | 〇大気汚染防止法  第3条  〇大気汚染防止法施行規則  第3条  第4条  第5条 |
| 参考事項 |  |
| 設定等年月日 | 平成27年４月１日設定　　　　　　（平成　年　月　日最終変更） |
| 備　考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 指定ばい煙の排出にかかる措置命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 大気汚染防止法第14条第3項 |
| 所管部課（室）係名 | | 環境部環境指導課環境保全係 |
| 審  査  基  準 | 関係条項 | 同法第13条の2第1項 |
| 基　 準 | 〇大気汚染防止法  第5条の2  硫黄酸化物総量規制基準及び燃料使用基準  （昭和52年9月30日大阪府告示第1322号）  窒素酸化物に係る総量規制基準及び特別の総量規制基準  （昭和57年10月29日大阪府告示第1315号） |
| 参考事項 |  |
| 設定等年月日 | 平成27年４月１日設定　　　　　　（平成　年　月　日最終変更） |
| 備　考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 季節による燃料の使用にかかる命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 大気汚染防止法第15条第2項 |
| 所管部課（室）係名 | | 環境部環境指導課環境保全係 |
| 審  査  基  準 | 関係条項 | 同法第15条第1項 |
| 基　 準 | 硫黄酸化物総量規制基準及び燃料使用基準  （昭和52年9月30日大阪府告示第1322号） |
| 参考事項 |  |
| 設定等年月日 | 平成27年４月１日設定　　　　　　（平成　年　月　日最終変更） |
| 備　考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 指定地域における燃料の使用にかかる命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 大気汚染防止法第15条の2第2項 |
| 所管部課（室）係名 | | 環境部環境指導課環境保全係 |
| 審  査  基  準 | 関係条項 | 同法第15条の2第1項 |
| 基　 準 | 硫黄酸化物総量規制基準及び燃料使用基準  （昭和52年9月30日大阪府告示第1322号） |
| 参考事項 |  |
| 設定等年月日 | 平成27年４月１日設定　　　　　　（平成　年　月　日最終変更） |
| 備　考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 事故時の措置命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 大気汚染防止法第17条第3項 |
| 所管部課（室）係名 | | 環境部環境指導課環境保全係 |
| 審  査  基  準 | 関係条項 | 同法第17条第1項 |
| 基　 準 | 〇大気汚染防止法  第17条第1項 |
| 参考事項 |  |
| 設定等年月日 | 平成27年４月１日設定　　　　　　（平成　年　月　日最終変更） |
| 備　考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 揮発性有機化合物排出施設の設置にかかる計画変更又は計画廃止命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 大気汚染防止法第17条の8 |
| 所管部課（室）係名 | | 環境部環境指導課環境保全係 |
| 審  査  基  準 | 関係条項 | 同法第17条の5第1項、第17条の7第1項、第17条の4 |
| 基　 準 | 〇大気汚染防止法施行規則  第15条の2  （別表第5の2） |
| 参考事項 |  |
| 設定等年月日 | 平成27年４月１日設定　　　　　　（平成　年　月　日最終変更） |
| 備　考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 揮発性有機化合物排出施設にかかる改善命令、一時停止命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 大気汚染防止法第17条の11 |
| 所管部課（室）係名 | | 環境部環境指導課環境保全係 |
| 審  査  基  準 | 関係条項 | 同法第17条の10 |
| 基　 準 | 〇大気汚染防止法  第17条の4  〇大気汚染防止法施行規則  第15条の2  （別表第5の2） |
| 参考事項 |  |
| 設定等年月日 | 平成27年４月１日設定　　　　　　（平成　年　月　日最終変更） |
| 備　考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 一般粉じん発生施設にかかる改善命令、一時停止命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 大気汚染防止法第18条の4 |
| 所管部課（室）係名 | | 環境部環境指導課環境保全係 |
| 審  査  基  準 | 関係条項 | 同法第18条の3 |
| 基　 準 | 〇大気汚染防止法施行規則  第16条  （別表第6） |
| 参考事項 |  |
| 設定等年月日 | 平成27年４月１日設定　　　　　　（平成　年　月　日最終変更） |
| 備　考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 特定粉じん発生施設の設置にかかる計画変更又は計画廃止命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 大気汚染防止法第18条の8 |
| 所管部課（室）係名 | | 環境部環境指導課環境保全係 |
| 審  査  基  準 | 関係条項 | 同法第18条の6第1項及び第3項、第18条の10 |
| 基　 準 | 〇大気汚染防止法  第18条の5  〇大気汚染防止法施行規則  第16条の2 |
| 参考事項 |  |
| 設定等年月日 | 平成27年４月１日設定　　　　　　（平成　年　月　日最終変更） |
| 備　考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 特定粉じん発生施設にかかる改善命令、一時停止命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 大気汚染防止法第18条の11 |
| 所管部課（室）係名 | | 環境部環境指導課環境保全係 |
| 審  査  基  準 | 関係条項 | 同法第18条の10 |
| 基　 準 | 〇大気汚染防止法  第18条の5  〇大気汚染防止法施行規則  第16条の2 |
| 参考事項 |  |
| 設定等年月日 | 平成27年４月１日設定　　　　　　（平成　年　月　日最終変更） |
| 備　考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 特定粉じん排出等作業の実施にかかる計画変更命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 大気汚染防止法第18条の18 |
| 所管部課（室）係名 | | 環境部環境指導課環境保全係 |
| 審  査  基  準 | 関係条項 | 同法第18条の17第1項 |
| 基　 準 | 〇大気汚染防止法  第18条の14  〇大気汚染防止法施行規則  第16条の4  （別表第7）#e000008333 |
| 参考事項 |  |
| 設定等年月日 | 平成27年４月１日設定　　　　　　（平成　年　月　日最終変更） |
| 備　考 | | 令和2年6月5日法律改正  令和3年4月1日施行 |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 特定粉じん排出等作業の実施にかかる作業基準適合命令、一時停止命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 大気汚染防止法第18条の21 |
| 所管部課（室）係名 | | 環境部環境指導課環境保全係 |
| 審  査  基  準 | 関係条項 | 同法第18条の20 |
| 基　 準 | 〇大気汚染防止法  第18条の14  〇大気汚染防止法施行規則  第16条の4  （別表第7）  #e000008333 |
| 参考事項 |  |
| 設定等年月日 | 平成27年４月１日設定　　　　　　（平成　年　月　日最終変更） |
| 備　考 | | 令和2年6月5日法律改正  令和3年4月1日施行 |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 水銀排出施設の設置にかかる計画変更又は計画廃止命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 大気汚染防止法第18条の31 |
| 所管部課（室）係名 | | 環境部環境指導課環境保全係 |
| 審  査  基  準 | 関係条項 | 同法第18条の28第1項、第18条の30第1項 |
| 基　 準 | 〇大気汚染防止法  第18条の27  〇大気汚染防止法施行規則  第16条の18 |
| 参考事項 |  |
| 設定等年月日 | 平成30年４月１日設定　　　　　　（平成　年　月　日最終変更） |
| 備　考 | | 令和2年6月5日法律改正  令和3年4月1日施行 |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 水銀排出施設にかかる改善命令、一時停止命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 大気汚染防止法第18条の34第2項 |
| 所管部課（室）係名 | | 環境部環境指導課環境保全係 |
| 審  査  基  準 | 関係条項 | 同法第18条の33 |
| 基　 準 | 〇大気汚染防止法  第18条の27  〇大気汚染防止法施行規則  第16条の18 |
| 参考事項 |  |
| 設定等年月日 | 平成30年４月１日設定　　　　　　（平成　年　月　日最終変更） |
| 備　考 | | 令和2年6月5日法律改正  令和3年4月1日施行 |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | ばい煙発生施設又は揮発性有機化合物排出施設の使用にかかる緊急時の措置命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 大気汚染防止法第23条第2項 |
| 所管部課（室）係名 | | 環境部環境指導課環境保全係 |
| 審  査  基  準 | 関係条項 |  |
| 基　 準 | 〇大気汚染防止法施行令  第11条第2項  （別表第5） |
| 参考事項 |  |
| 設定等年月日 | 平成27年４月１日設定　　　　　　（平成　年　月　日最終変更） |
| 備　考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 有害物質使用特定施設の使用の廃止等の通知 |
| 根拠法令及び条項 | | 土壌汚染対策法第3条第3項 |
| 所管部課（室）係名 | | 環境部環境指導課環境保全係 |
| 審  査  基  準 | 関係条項 | 同法第3条第1項  水質汚濁防止法第10条 |
| 基　 準 | 〇土壌汚染対策法施行規則  第1条  第17条  第18条 |
| 参考事項 |  |
| 設定等年月日 | 平成27年４月１日設定　　　　　　（平成29年4月1日最終変更） |
| 備　考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 土地の汚染状況の報告命令、報告の是正命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 土壌汚染対策法第3条第4項 |
| 所管部課（室）係名 | | 環境部環境指導課環境保全係 |
| 審  査  基  準 | 関係条項 | 同法第3条第1項 |
| 基　 準 | 〇土壌汚染対策法施行規則  第1条 |
| 参考事項 |  |
| 設定等年月日 | 平成27年４月１日設定　　　　　　（平成29年4月1日最終変更） |
| 備　考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 調査を猶予されている土地の形質変更にかかる調査及び報告命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 土壌汚染対策法第3条第8項 |
| 所管部課（室）係名 | | 環境部環境指導課環境保全係 |
| 審  査  基  準 | 関係条項 | 同法第3条第1項 |
| 基　 準 | 〇土壌汚染対策法施行規則  第21条の5  第21条の6 |
| 参考事項 |  |
| 設定等年月日 | 平成31年４月１日設定　　　　　　（平成　年　月　日最終変更） |
| 備　考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 土地汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地にかかる調査及び報告命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 土壌汚染対策法第4条第3項 |
| 所管部課（室）係名 | | 環境部環境指導課環境保全係 |
| 審  査  基  準 | 関係条項 | 同法第4条第1項 |
| 基　 準 | 〇土壌汚染対策法施行規則  第26条  第27条 |
| 参考事項 |  |
| 設定等年月日 | 平成27年４月１日設定　　　　　　（平成31年4月1日最終変更） |
| 備　考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地の調査及び報告命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 土壌汚染対策法第5条第1項 |
| 所管部課（室）係名 | | 環境部環境指導課環境保全係 |
| 審  査  基  準 | 関係条項 | 同法第3条第1項、第4条第2項 |
| 基　 準 | 〇土壌汚染対策法施行令  第3条  第4条 |
| 参考事項 |  |
| 設定等年月日 | 平成27年４月１日設定　　　　　　（平成　年　月　日最終変更） |
| 備　考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 要措置区域内の土地の所有者等への汚染除去等計画の提出の指示 |
| 根拠法令及び条項 | | 土壌汚染対策法第7条第1項 |
| 所管部課（室）係名 | | 環境部環境指導課環境保全係 |
| 審  査  基  準 | 関係条項 | 同法第6条第1項 |
| 基　 準 | 〇土壌汚染対策法施行令  第5条  〇土壌汚染対策法施行規則  第33条  第34条  第34条第2項  第34条第3項  第34条第4項  第35条  第35条第2項  第35条第3項  第36条  第36条の2  第36条の3 |
| 参考事項 |  |
| 設定等年月日 | 平成27年４月１日設定　　　　　　（平成31年4月1日最終変更） |
| 備　考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 汚染除去等計画の提出命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 土壌汚染対策法第7条第2項 |
| 所管部課（室）係名 | | 環境部環境指導課環境保全係 |
| 審  査  基  準 | 関係条項 | 同法第7条第1項 |
| 基　 準 | 〇土壌汚染対策法施行令  第5条  〇土壌汚染対策法施行規則  第33条  第34条  第34条第2項  第34条第3項  第34条第4項  第35条  第35条第2項  第35条第3項  第36条  第36条の2  第36条の3 |
| 参考事項 |  |
| 設定等年月日 | 平成31年４月１日設定　　　　　　（平成　年　月　日最終変更） |
| 備　考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 汚染除去等計画の変更命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 土壌汚染対策法第7条第4項 |
| 所管部課（室）係名 | | 環境部環境指導課環境保全係 |
| 審  査  基  準 | 関係条項 | 同法第7条第1項、第2項 |
| 基　 準 | 〇土壌汚染対策法施行規則  第38条  第39条  第40条  第40条第2項  第41条 |
| 参考事項 |  |
| 設定等年月日 | 平成31年４月１日設定　　　　　　（平成　年　月　日最終変更） |
| 備　考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 汚染除去等計画の実施措置命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 土壌汚染対策法第7条第8項 |
| 所管部課（室）係名 | | 環境部環境指導課環境保全係 |
| 審  査  基  準 | 関係条項 | 同法第7条第1項、第2項、第4項から第7項 |
| 基　 準 | 〇土壌汚染対策法施行規則  第42条 |
| 参考事項 |  |
| 設定等年月日 | 平成31年４月１日設定　　　　　　（平成　年　月　日最終変更） |
| 備　考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 土地の形質の変更の届出の計画変更命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 土壌汚染対策法第12条第5項 |
| 所管部課（室）係名 | | 環境部環境指導課環境保全係 |
| 審  査  基  準 | 関係条項 | 同法第12条第1項 |
| 基　 準 | 〇土壌汚染対策法施行規則  第53条 |
| 参考事項 |  |
| 設定等年月日 | 平成27年４月１日設定　　　　　　（平成31年4月1日最終変更） |
| 備　考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 汚染土壌の搬出にかかる計画変更命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 土壌汚染対策法第16条第4項 |
| 所管部課（室）係名 | | 環境部環境指導課環境保全係 |
| 審  査  基  準 | 関係条項 | 同法第16条第1項、第2項 |
| 基　 準 | 〇土壌汚染対策法  第17条  第18条  〇土壌汚染対策法施行規則  第65条 |
| 参考事項 |  |
| 設定等年月日 | 平成27年４月１日設定　　　　　　（平成　年　月　日最終変更） |
| 備　考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 汚染土壌の適正な運搬及び処理のための措置命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 土壌汚染対策法第19条 |
| 所管部課（室）係名 | | 環境部環境指導課環境保全係 |
| 審  査  基  準 | 関係条項 | 同法第17条、第18条第1項  同施行規則第65条 |
| 基　 準 | 〇土壌汚染対策法  第17条  第18条第1項  〇土壌汚染対策法施行規則  第65条 |
| 参考事項 |  |
| 設定等年月日 | 平成27年４月１日設定　　　　　　（平成　年　月　日最終変更） |
| 備　考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 汚染土壌の処理にかかる改善命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 土壌汚染対策法第24条 |
| 所管部課（室）係名 | | 環境部環境指導課環境保全係 |
| 審  査  基  準 | 関係条項 |  |
| 基　 準 | 〇土壌汚染対策法  第22条第6項  汚染土壌処理業に関する省令第5条 |
| 参考事項 |  |
| 設定等年月日 | 平成27年４月１日設定　　　　　　（平成31年4月1日最終変更） |
| 備　考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 汚染土壌処理業者の許可の取り消し、事業停止命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 土壌汚染対策法第25条 |
| 所管部課（室）係名 | | 環境部環境指導課環境保全係 |
| 審  査  基  準 | 関係条項 | 同法第22条第3項 |
| 基　 準 | 〇土壌汚染対策法  第22条第3項 |
| 参考事項 |  |
| 設定等年月日 | 平成27年４月１日設定　　　　　　（平成　年　月　日最終変更） |
| 備　考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 汚染土壌処理業者の許可の取り消し等の場合の措置命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 土壌汚染対策法第27条第2項 |
| 所管部課（室）係名 | | 環境部環境指導課環境保全係 |
| 審  査  基  準 | 関係条項 | 同法第25条、第27条第1項 |
| 基　 準 | 〇土壌汚染対策法  第25条  第27条第1項 |
| 参考事項 |  |
| 設定等年月日 | 平成27年４月１日設定　　　　　　（平成　年　月　日最終変更） |
| 備　考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 届出に係る特定施設の計画変更又は計画廃止命令 |
| 根拠法令及び条項 | | ダイオキシン類対策特別措置法第15条 |
| 所管部課（室）係名 | | 環境部環境指導課環境保全係 |
| 審  査  基  準 | 関係条項 | 同法第12条第1項、第14条第1項 |
| 基　 準 | 〇ダイオキシン類対策特別措置法  第8条第1項  〇ダイオキシン類対策特別措置法施行規則  第1条の2  （別表第1）  （別表第2） |
| 参考事項 |  |
| 設定等年月日 | 平成27年４月１日設定　　　　　　（平成　年　月　日最終変更） |
| 備　考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 届出に係る総量規制基準適用事業場における改善等の命令 |
| 根拠法令及び条項 | | ダイオキシン類対策特別措置法第16条 |
| 所管部課（室）係名 | | 環境部環境指導課環境保全係 |
| 審  査  基  準 | 関係条項 | 同法第12条第1項、第14条第1項 |
| 基　 準 | 〇ダイオキシン類対策特別措置法  第10条 |
| 参考事項 |  |
| 設定等年月日 | 平成27年４月１日設定　　　　　　（平成　年　月　日最終変更） |
| 備　考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 特定施設の改善命令、一時停止命令 |
| 根拠法令及び条項 | | ダイオキシン類対策特別措置法第22条第1項 |
| 所管部課（室）係名 | | 環境部環境指導課環境保全係 |
| 審  査  基  準 | 関係条項 |  |
| 基　 準 | 〇ダイオキシン類対策特別措置法  第8条第1項  〇ダイオキシン類対策特別措置法施行規則  第1条の2  （別表第1）  （別表第2） |
| 参考事項 |  |
| 設定等年月日 | 平成27年４月１日設定　　　　　　（平成　年　月　日最終変更） |
| 備　考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 総量規制基準適用事業場における改善等の命令 |
| 根拠法令及び条項 | | ダイオキシン類対策特別措置法第22条第3項 |
| 所管部課（室）係名 | | 環境部環境指導課環境保全係 |
| 審  査  基  準 | 関係条項 |  |
| 基　 準 | 〇ダイオキシン類対策特別措置法  第10条 |
| 参考事項 |  |
| 設定等年月日 | 平成27年４月１日設定　　　　　　（平成　年　月　日最終変更） |
| 備　考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 事故時の措置命令 |
| 根拠法令及び条項 | | ダイオキシン類対策特別措置法第23条第3項 |
| 所管部課（室）係名 | | 環境部環境指導課環境保全係 |
| 審  査  基  準 | 関係条項 | 同法第23条第1項 |
| 基　 準 | 〇ダイオキシン類対策特別措置法  第23条第1項 |
| 参考事項 |  |
| 設定等年月日 | 平成27年４月１日設定　　　　　　（平成　年　月　日最終変更） |
| 備　考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 公害防止統括者等の解任命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第10条 |
| 所管部課（室）係名 | | 環境部環境指導課環境保全係 |
| 審  査  基  準 | 関係条項 | 同法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、ダイオキシン類対策特別措置法 |
| 基　 準 | 〇特定工場における公害防止組織の整備に関する法律  第10条 |
| 参考事項 |  |
| 設定等年月日 | 平成27年４月１日設定　　　　　　（平成　年　月　日最終変更） |
| 備　考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 届出施設の設置にかかる計画変更又は計画廃止命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 大阪府生活環境の保全等に関する条例第25条 |
| 所管部課（室）係名 | | 環境部環境指導課環境保全係 |
| 審  査  基  準 | 関係条項 | 同条例第19条第1項、第23条第1項 |
| 基　 準 | 〇大阪府生活環境の保全等に関する条例  (規制基準)  第18条　規制基準は、届出施設において発生し、又は飛散するばい煙等について、規則で定める。  2　届出施設に係る前項の規制基準は、前条第1項第1号のばいじん(以下「ばいじん」という。)にあっては第1号、同項第2号に規定する物質(以下この節において「有害物質」という。)にあっては第2号又は第3号、粉じんにあっては第4号に掲げる許容限度又は基準とする。  一　ばいじんに係る届出施設において発生し、排出口(届出施設において発生するばい煙等を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。以下同じ。)から大気中に排出される排出物に含まれるばいじんの量について、地域の区分並びに施設の種類及び規模ごとに定める許容限度  二　有害物質(次号の指定有害物質を除く。以下この号において同じ。)に係る届出施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出物に含まれる有害物質の量について、有害物質の種類ごとに排出口の高さ、排出口の中心から当該届出施設を設置している工場又は事業場の敷地の境界線までの距離等に応じて定める許容限度  三　有害物質で規則で定めるもの(以下「指定有害物質」という。)に係る届出施設の設備及び構造並びに使用及び管理について、指定有害物質の種類ごとに定める基準  四　粉じんに係る届出施設の設備及び構造並びに使用及び管理に関する基準  (平19条例38・平26条例70・令4条例29・一部改正)  〇大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則  (規制基準等)  第7条　条例第18条第1項の規則で定める規制基準のうち届出施設に係る規制基準は、別表第5に掲げるとおりとする。  2　条例第18条第2項第3号の規則で定める有害物質は、別表第1第3号及び第25号に掲げる物質とする。  (平20規則40・平26規則51・令4規則41・令5規則2・一部改正)  別表第5(第7条関係)  (平17規則178・平20規則40・平22規則36・平26規則51・平30規則62・令元規則17・令4規則41・令5規則2・一部改正)  一　ばいじんに係る規制基準   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 項 | 施設の種類 | 規模 | 令別表第3第58号に掲げる区域に係る規制基準  (単位　グラム) | 令別表第3第58号に掲げる区域以外の区域に係る規制基準  (単位　グラム) | | 1 | 別表第3第1号の表の1の項に掲げる反応炉 |  | 0.10 | 0.20 | | 2 | 別表第3第1号の表の2の項に掲げる直火炉 |  | 0.10 | 0.20 | | 3 | 別表第3第1号の表の3の項に掲げる加熱炉 | 排出ガス量(温度が摂氏零度で圧力が1気圧の状態に換算した1時間当たりの排出ガスの最大量とする。以下この表において同じ。)が4万立方メートル以上 | 0.08 | 0.15 | | 排出ガス量が4万立方メートル未満 | 0.10 | 0.20 | | 4 | 別表第3第1号の表の4の項に掲げる焼炉 |  | 0.10 | 0.15 | | 5 | 別表第3第1号の表の5の項に掲げる焼結炉 |  | 0.10 | 0.15 | | 6 | 別表第3第1号の表の6の項に掲げる焼炉 |  | 0.15 | 0.25 | | 7 | 別表第3第1号の表の7の項に掲げる反応炉のうち活性炭の製造の用に供する反応炉(塩化亜鉛を使用するものを除く。) | 排出ガス量が1万立方メートル以上 | 0.10 | 0.20 | | 排出ガス量が1万立方メートル未満 | 0.15 | 0.20 | | 8 | 別表第3第1号の表の7の項に掲げる反応炉(前項に掲げるものを除く。) |  | 0.10 | 0.20 | | 9 | 別表第3第1号の表の8の項に掲げる直火炉 |  | 0.10 | 0.20 | | 10 | 別表第3第1号の表の9の項に掲げる加熱炉 | 排出ガス量が4万立方メートル以上 | 0.08 | 0.15 | | 排出ガス量が4万立方メートル未満 | 0.10 | 0.20 | | 11 | 別表第3第1号の表の10の項に掲げる電気炉 |  | 0.08 | 0.15 | | 12 | 別表第3第1号の表の11の項に掲げる焼成炉(石灰焼成炉に限る。次項について同じ。)のうち土中釜 |  | 0.20 | 0.40 | | 13 | 別表第3第1号の表の11の項に掲げる焼成炉のうち前項に掲げる焼成炉以外の石灰焼成炉 |  | 0.15 | 0.30 | | 14 | 別表第3第1号の表の11の項に掲げる焼成炉のうちセメントの製造の用に供する焼成炉 |  | 0.05 | 0.10 | | 15 | 別表第3第1号の表の11の項に掲げる焼成炉のうち耐火レンガ又は耐火物原料の製造の用に供する焼成炉 |  | 0.10 | 0.20 | | 16 | 別表第3第1号の表の11の項に掲げる焼成炉(12の項から前項までに掲げる施設を除く。) |  | 0.15 | 0.25 | | 17 | 別表第3第1号の表の12の項に掲げる溶融炉のうち板ガラス又はガラス繊維製品(ガラス繊維を含む。)の製造の用に供する溶融炉 |  | 0.08 | 0.15 | | 18 | 別表第3第1号の表の12の項に掲げる溶融炉のうち光学ガラス、電気ガラス又はフリットの製造の用に供する溶融炉 |  | 0.08 | 0.15 | | 19 | 別表第3第1号の表の12の項に掲げる溶融炉(前2項に掲げるものを除く。) |  | 0.10 | 0.20 | | 20 | 別表第3第1号の表の13の項に掲げる加熱炉 | 排出ガス量が4万立方メートル以上 | 0.08 | 0.15 | | 排出ガス量が4万立方メートル未満 | 0.15 | 0.25 | | 21 | 別表第3第1号の表の14の項に掲げる焼炉 |  | 0.10 | 0.15 | | 22 | 別表第3第1号の表の15の項に掲げる焼結炉のうちフェロマンガンの製造の用に供する焼結炉 |  | 0.10 | 0.20 | | 23 | 別表第3第1号の表の15の項に掲げる焼結炉(前項に掲げるものを除く。) |  | 0.10 | 0.15 | | 24 | 別表第3第1号の表の16の項に掲げる焼炉 |  | 0.15 | 0.25 | | 25 | 別表第3第1号の表の17の項に掲げる溶解炉のうちアルミニウムの再生の用に供する反射炉 |  | 0.10 | 0.20 | | 26 | 別表第3第1号の表の17の項に掲げる溶解炉(前項に掲げる施設を除く。) |  | 0.10 | 0.20 | | 27 | 別表第3第1号の表の18の項に掲げる溶解炉 | 排出ガス量が4万立方メートル以上 | 0.05 | 0.10 | | 28 | 別表第3第1号の表の18の項に掲げる溶解炉のうちアルミニウムの地金又は合金の製造の用に供する反射炉 | 排出ガス量が4万立方メートル未満 | 0.10 | 0.20 | | 29 | 別表第3第1号の表の18の項に掲げる溶解炉(前項に掲げる施設を除く。) | 0.10 | 0.20 | | 30 | 別表第3第1号の表の19の項に掲げる加熱炉 |  | 0.10 | 0.20 | | 31 | 別表第3第1号の表の20の項に掲げる加熱炉 | 排出ガス量が4万立方メートル以上 | 0.08 | 0.10 | | 排出ガス量が4万立方メートル未満 | 0.10 | 0.20 | | 32 | 別表第3第1号の表の21の項に掲げる電気炉のうち合金鉄(素の含有率が40パーセント以上のものに限る。)の製造の用に供する電気炉 |  | 0.10 | 0.20 | | 33 | 別表第3第1号の表の21の項に掲げる電気炉のうち合金鉄の製造の用に供する電気炉(前項に掲げるものを除く。) |  | 0.08 | 0.15 | | 34 | 別表第3第1号の表の21の項に掲げる電気炉(前二項に掲げるものを除く。) |  | 0.05 | 0.10 | | 35 | 別表第3第1号の表の22の項に掲げる電気炉 |  | 0.05 | 0.10 | | 36 | 別表第3第1号の表の23の項に掲げる乾燥炉のうち骨材乾燥炉 |  | 0.20 | 0.50 | | 37 | 別表第3第1号の表の23の項に掲げる乾燥炉(前項に掲げる施設を除く。) |  | 0.10 | 0.20 | | 38 | 別表第3第1号の表の24の項に掲げる廃棄物焼却炉のうち連続炉 |  | 0.15 | 0.50 | | 39 | 別表第3第1号の表の24の項に掲げる廃棄物焼却炉(前項に掲げる施設を除く。) |  | 0.25 | 0.50 |   備考  1　この表の第4欄及び第5欄に掲げるばいじんの量は、温度が摂氏零度で圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートルにつき、次の式(熱源として電気を使用する施設、四の項及び21の項に掲げる焼炉、5の項、22の項及び23の項に掲げる焼結炉、6の項及び24の項に掲げる焼炉、25の項、26の項、27の項、28の項及び29の項に掲げる溶解炉、11の項、32の項、33の項、34の項及び35の項に掲げる電気炉並びに36の項に掲げる骨材乾燥炉及び37の項に掲げる乾燥炉のうち直接熱風乾燥炉にあっては、C＝Cs)により算出されたばいじんの量とする。  C＝(21－On／21－Os)・Cs  この式において、C、On、Os及びCsは、それぞれ次の値を表すものとする。  C　ばいじんの量(単位　グラム)  On　次の表の上欄に掲げる各項の施設について同表下欄に掲げる値とする。   |  |  | | --- | --- | | 1の項、2の項、3の項、7の項、8の項、9の項、10の項 | 6 | | 14の項 | 10 | | 30の項、31の項 | 11 | | 38の項、39の項 | 12 | | 12の項、13の項、16の項、17の項、19の項、20の項 | 15 | | 18の項、36の項、37の項 | 16 | | 15の項 | 18 |   Os　排出ガス中の酸素の濃度(当該濃度が20パーセントを超える場合にあっては、20パーセントとする。)(単位　百分率)  Cs　日本産業規格Z8808に定める方法により測定されたばいじんの量(単位　グラム)  2　この表の第4欄及び第5欄に掲げるばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの清掃を行う場合において排出されるばいじん(一時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。)は含まれないものとする。  3　ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては、1工程の平均の量とする。  二　有害物質に係る規制基準   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 項 | 有害物質の種類 | 規制基準 | | 1 | 2の項及び3の項に掲げる物質以外の有害物質 | 温度が摂氏零度で圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートルにつき、次の式により算出した有害物質の種類ごとの量とする。  C＝K・S／Q  この式において、C、K、S及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。  C　有害物質の種類ごとの量(単位　ミリグラム)  K　有害物質の種類ごとに付表第1に掲げる値  S　付表第2に掲げる場合ごとに定めた算式により算出される値  Q　温度が摂氏零度で圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス量(単位　立方メートル毎分) | | 2 | エチレンオキシド | 大気中への排出を抑制するのに適した汚染防止措置として、次の各号のいずれかに該当すること。  1　燃焼式処理装置又は薬液による吸収式処理装置を設け、適正に稼働させること。  2　前号に掲げる処理装置と同等以上の性能を有する処理装置を設け、適正に稼働させること。  3　第1号に掲げる処理装置と同等以上の排出抑制のできる構造とし、適正に管理すること。 | | 3 | 六価クロム化合物 | 大気中への排出を抑制するのに適した汚染防止措置として、次の各号のいずれかに該当すること。  1　ろ過集じん装置、洗浄集じん装置又は電気集じん装置を設け、適正に稼働させること。  2　前号に掲げる処理装置と同等以上の性能を有する処理装置を設け、適正に稼働させること。  3　第1号に掲げる処理装置と同等以上の排出抑制のできる構造とし、適正に管理すること。 |   備考  1　この表の規制基準は、別表第3第2号の表に掲げる施設のうち法規則別表第3の第3欄に掲げるものにおいて発生し、及び大気中に排出される同表第2欄に掲げる有害物質については、適用しない。  2　塩化水素に係る規制基準は、別表第3第2号の表の10の項のロ及びハに掲げる廃棄物焼却炉以外の施設については、適用しない。  3　揮発性有機化合物に係る規制基準は、別表第3第2号の表10の項の施設については適用しない。  4　水銀及びその化合物に係る規制基準は、法規則別表第3の3の中欄に掲げる施設については、適用しない。  5　トルエンに係る規制基準は、小型乾燥炉については適用しない。  6　1の項に掲げる有害物質の量の測定方法は、知事が別に定めるものとする。  7　1の項に掲げる有害物質の量は、次の各号に掲げる物質については、当該各号に定める物質として測定される量とする。  一　カドミウム及びその化合物　カドミウム  二　水銀及びその化合物　水銀  三　鉛及びその化合物　鉛  四　ニッケル化合物　ニッケル  五　砒素及びその化合物　砒素  六　ベリリウム及びその化合物　ベリリウム  七　マンガン及びその化合物　マンガン  付表第1   | 有害物質の種類 | Kの値 | | --- | --- | | アクリロニトリル | 2.72 | | アセトアルデヒド | 163 | | 塩化水素 | 5.54 | | 塩化メチル | 128 | | 塩素 | 3.23 | | カドミウム及びその化合物 | 0.0170 | | クロロエチレン | 13.6 | | クロロホルム | 24.5 | | 一・二―ジクロロエタン | 2.18 | | ジクロロメタン | 204 | | 水銀及びその化合物 | 0.0340 | | テトラクロロエチレン | 272 | | トリクロロエチレン | 177 | | 鉛及びその化合物 | 0.0680 | | ニッケル化合物 | 0.0340 | | 砒素及びその化合物 | 0.00816 | | 一・三―ブタジエン | 3.40 | | ベリリウム及びその化合物 | 0.00340 | | ベンゼン | 4.08 | | ホルムアルデヒド | 0.456 | | マンガン及びその化合物 | 0.136 |   付表第2   |  |  | | --- | --- | | 場合 | 算式 | | Ho＜6の場合 | b2 | | Ho≧6かつ4.7(Ho－6)≦b＜4.7Hoの場合 | (Ho－6)2＋b2 | | Ho≧6かつb≧4.7Hoの場合 | (Ho－6)2＋22.1Ho2 | | Ho≧6かつb＜4.7(Ho－6)であって、排出口の中心から、4.7(Ho－6)の水平距離内に、排出口の中心を頂点とする側面が角12度をなす円面から上部に突出する他人の所有する建築物(以下この表において「建築物」という。ただし、倉庫等は除く。)がある場合 | h＜Hoの場合　(Ho－h)2＋d2  h≧Hoの場合　d2 | | 前各項に掲げる場合以外の場合 | 23.1(Ho－6)2 |   備考　この表において、Ho、b、h及びdは、それぞれ次の値を表すものとする。  Ho　排出口の実高さ(単位　メートル)  b　排出口の中心からその至近にある敷地境界線までの水平距離(単位　メートル)  h　排出口の中心からその至近にある建築物の実高さ(単位　メートル)  d　排出口の中心からその至近にある建築物までの水平距離(単位　メートル)  三　粉じんに係る規制基準   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 項 | 施設の種類 | 規制基準 | | 1 | 別表第3第3号の表に掲げる施設のうち粉じんを当該施設が設置されている建築物の外部に強制的に排出する施設 | 次の各号のいずれかに該当すること。  1　処理装置が設置され、適正に稼働されていること。  2　前号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。 | | 2 | 別表第3第3号の表の4の項のイ、7の項のイ、8の項のイ及び10の項のイに掲げる粉粒塊堆積場(前項の施設に該当するものを除く。) | 次の各号のいずれかに該当すること。  1　散水設備によって散水が行われていること。  2　防じんカバーでおおわれていること。  3　薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。  4　前3号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。 | | 3 | 別表第3第3号の表の1の項のイ、3の項のイ、4の項のロ、7の項のロ、8の項のロ及び10の項のロに掲げる粉粒塊輸送用コンベア施設(1の項の施設に該当するものを除く。) | 次の各号のいずれかに該当すること。  1　コンベアの積込部及び積降部に処理装置が設置され、適正に稼働されていること並びにコンベアの積込部及び積降部以外の粉じんが飛散するおそれのある部分に2又は3の措置が講じられていること。  2　散水設備によって散水が行われていること。  3　防じんカバーでおおわれていること。  4　前3号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。 | | 4 | 別表第3第3号の表に掲げる施設のうち前3項に掲げる施設以外の施設 | 次の各号のいずれかに該当すること。  1　処理装置が設置され、適正に稼働されていること。  2　散水設備によって散水が行われていること。  3　防じんカバーでおおわれていること。  4　前3号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。 |   備考　処理装置は、次の各号に掲げるものとする。  1　吹付塗装施設に設置するものは、水洗ブース又はこれと同等以上の性能を有するもの  2　吹付塗装施設以外の施設に設置するものは、集じん機又はこれと同等以上の性能を有するもの |
| 参考事項 |  |
| 設定等年月日 | 平成27年４月１日設定　　　　　　（平成　年　月　日最終変更） |
| 備　考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 届出施設のばいじん等にかかる改善命令、一時停止命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 大阪府生活環境の保全等に関する条例第37条第1項 |
| 所管部課（室）係名 | | 環境部環境指導課環境保全係 |
| 審  査  基  準 | 関係条項 |  |
| 基　 準 | 〇大阪府生活環境の保全等に関する条例  (規制基準)  第18条　規制基準は、届出施設において発生し、又は飛散するばい煙等について、規則で定める。  2　届出施設に係る前項の規制基準は、前条第1項第1号のばいじん(以下「ばいじん」という。)にあっては第1号、同項第2号に規定する物質(以下この節において「有害物質」という。)にあっては第2号又は第3号、粉じんにあっては第4号に掲げる許容限度又は基準とする。  一　ばいじんに係る届出施設において発生し、排出口(届出施設において発生するばい煙等を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。以下同じ。)から大気中に排出される排出物に含まれるばいじんの量について、地域の区分並びに施設の種類及び規模ごとに定める許容限度  二　有害物質(次号の指定有害物質を除く。以下この号において同じ。)に係る届出施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出物に含まれる有害物質の量について、有害物質の種類ごとに排出口の高さ、排出口の中心から当該届出施設を設置している工場又は事業場の敷地の境界線までの距離等に応じて定める許容限度  三　有害物質で規則で定めるもの(以下「指定有害物質」という。)に係る届出施設の設備及び構造並びに使用及び管理について、指定有害物質の種類ごとに定める基準  四　粉じんに係る届出施設の設備及び構造並びに使用及び管理に関する基準  (平19条例38・平26条例70・令4条例29・一部改正)  〇大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則  (規制基準等)  第7条　条例第18条第1項の規則で定める規制基準のうち届出施設に係る規制基準は、別表第5に掲げるとおりとする。  2　条例第18条第2項第3号の規則で定める有害物質は、別表第1第3号及び第25号に掲げる物質とする。  (平20規則40・平26規則51・令4規則41・令5規則2・一部改正)  別表第5(第7条関係)  (平17規則178・平20規則40・平22規則36・平26規則51・平30規則62・令元規則17・令4規則41・令5規則2・一部改正)  一　ばいじんに係る規制基準   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 項 | 施設の種類 | 規模 | 令別表第3第58号に掲げる区域に係る規制基準  (単位　グラム) | 令別表第3第58号に掲げる区域以外の区域に係る規制基準  (単位　グラム) | | 1 | 別表第3第1号の表の1の項に掲げる反応炉 |  | 0.10 | 0.20 | | 2 | 別表第3第1号の表の2の項に掲げる直火炉 |  | 0.10 | 0.20 | | 3 | 別表第3第1号の表の3の項に掲げる加熱炉 | 排出ガス量(温度が摂氏零度で圧力が1気圧の状態に換算した1時間当たりの排出ガスの最大量とする。以下この表において同じ。)が4万立方メートル以上 | 0.08 | 0.15 | | 排出ガス量が4万立方メートル未満 | 0.10 | 0.20 | | 4 | 別表第3第1号の表の4の項に掲げる焼炉 |  | 0.10 | 0.15 | | 5 | 別表第3第1号の表の5の項に掲げる焼結炉 |  | 0.10 | 0.15 | | 6 | 別表第3第1号の表の6の項に掲げる焼炉 |  | 0.15 | 0.25 | | 7 | 別表第3第1号の表の7の項に掲げる反応炉のうち活性炭の製造の用に供する反応炉(塩化亜鉛を使用するものを除く。) | 排出ガス量が1万立方メートル以上 | 0.10 | 0.20 | | 排出ガス量が1万立方メートル未満 | 0.15 | 0.20 | | 8 | 別表第3第1号の表の7の項に掲げる反応炉(前項に掲げるものを除く。) |  | 0.10 | 0.20 | | 9 | 別表第3第1号の表の8の項に掲げる直火炉 |  | 0.10 | 0.20 | | 10 | 別表第3第1号の表の9の項に掲げる加熱炉 | 排出ガス量が4万立方メートル以上 | 0.08 | 0.15 | | 排出ガス量が4万立方メートル未満 | 0.10 | 0.20 | | 11 | 別表第3第1号の表の10の項に掲げる電気炉 |  | 0.08 | 0.15 | | 12 | 別表第3第1号の表の11の項に掲げる焼成炉(石灰焼成炉に限る。次項について同じ。)のうち土中釜 |  | 0.20 | 0.40 | | 13 | 別表第3第1号の表の11の項に掲げる焼成炉のうち前項に掲げる焼成炉以外の石灰焼成炉 |  | 0.15 | 0.30 | | 14 | 別表第3第1号の表の11の項に掲げる焼成炉のうちセメントの製造の用に供する焼成炉 |  | 0.05 | 0.10 | | 15 | 別表第3第1号の表の11の項に掲げる焼成炉のうち耐火レンガ又は耐火物原料の製造の用に供する焼成炉 |  | 0.10 | 0.20 | | 16 | 別表第3第1号の表の11の項に掲げる焼成炉(12の項から前項までに掲げる施設を除く。) |  | 0.15 | 0.25 | | 17 | 別表第3第1号の表の12の項に掲げる溶融炉のうち板ガラス又はガラス繊維製品(ガラス繊維を含む。)の製造の用に供する溶融炉 |  | 0.08 | 0.15 | | 18 | 別表第3第1号の表の12の項に掲げる溶融炉のうち光学ガラス、電気ガラス又はフリットの製造の用に供する溶融炉 |  | 0.08 | 0.15 | | 19 | 別表第3第1号の表の12の項に掲げる溶融炉(前2項に掲げるものを除く。) |  | 0.10 | 0.20 | | 20 | 別表第3第1号の表の13の項に掲げる加熱炉 | 排出ガス量が4万立方メートル以上 | 0.08 | 0.15 | | 排出ガス量が4万立方メートル未満 | 0.15 | 0.25 | | 21 | 別表第3第1号の表の14の項に掲げる焼炉 |  | 0.10 | 0.15 | | 22 | 別表第3第1号の表の15の項に掲げる焼結炉のうちフェロマンガンの製造の用に供する焼結炉 |  | 0.10 | 0.20 | | 23 | 別表第3第1号の表の15の項に掲げる焼結炉(前項に掲げるものを除く。) |  | 0.10 | 0.15 | | 24 | 別表第3第1号の表の16の項に掲げる焼炉 |  | 0.15 | 0.25 | | 25 | 別表第3第1号の表の17の項に掲げる溶解炉のうちアルミニウムの再生の用に供する反射炉 |  | 0.10 | 0.20 | | 26 | 別表第3第1号の表の17の項に掲げる溶解炉(前項に掲げる施設を除く。) |  | 0.10 | 0.20 | | 27 | 別表第3第1号の表の18の項に掲げる溶解炉 | 排出ガス量が4万立方メートル以上 | 0.05 | 0.10 | | 28 | 別表第3第1号の表の18の項に掲げる溶解炉のうちアルミニウムの地金又は合金の製造の用に供する反射炉 | 排出ガス量が4万立方メートル未満 | 0.10 | 0.20 | | 29 | 別表第3第1号の表の18の項に掲げる溶解炉(前項に掲げる施設を除く。) | 0.10 | 0.20 | | 30 | 別表第3第1号の表の19の項に掲げる加熱炉 |  | 0.10 | 0.20 | | 31 | 別表第3第1号の表の20の項に掲げる加熱炉 | 排出ガス量が4万立方メートル以上 | 0.08 | 0.10 | | 排出ガス量が4万立方メートル未満 | 0.10 | 0.20 | | 32 | 別表第3第1号の表の21の項に掲げる電気炉のうち合金鉄(素の含有率が40パーセント以上のものに限る。)の製造の用に供する電気炉 |  | 0.10 | 0.20 | | 33 | 別表第3第1号の表の21の項に掲げる電気炉のうち合金鉄の製造の用に供する電気炉(前項に掲げるものを除く。) |  | 0.08 | 0.15 | | 34 | 別表第3第1号の表の21の項に掲げる電気炉(前二項に掲げるものを除く。) |  | 0.05 | 0.10 | | 35 | 別表第3第1号の表の22の項に掲げる電気炉 |  | 0.05 | 0.10 | | 36 | 別表第3第1号の表の23の項に掲げる乾燥炉のうち骨材乾燥炉 |  | 0.20 | 0.50 | | 37 | 別表第3第1号の表の23の項に掲げる乾燥炉(前項に掲げる施設を除く。) |  | 0.10 | 0.20 | | 38 | 別表第3第1号の表の24の項に掲げる廃棄物焼却炉のうち連続炉 |  | 0.15 | 0.50 | | 39 | 別表第3第1号の表の24の項に掲げる廃棄物焼却炉(前項に掲げる施設を除く。) |  | 0.25 | 0.50 |   備考  1　この表の第4欄及び第5欄に掲げるばいじんの量は、温度が摂氏零度で圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートルにつき、次の式(熱源として電気を使用する施設、四の項及び21の項に掲げる焼炉、5の項、22の項及び23の項に掲げる焼結炉、6の項及び24の項に掲げる焼炉、25の項、26の項、27の項、28の項及び29の項に掲げる溶解炉、11の項、32の項、33の項、34の項及び35の項に掲げる電気炉並びに36の項に掲げる骨材乾燥炉及び37の項に掲げる乾燥炉のうち直接熱風乾燥炉にあっては、C＝Cs)により算出されたばいじんの量とする。  C＝(21－On／21－Os)・Cs  この式において、C、On、Os及びCsは、それぞれ次の値を表すものとする。  C　ばいじんの量(単位　グラム)  On　次の表の上欄に掲げる各項の施設について同表下欄に掲げる値とする。   |  |  | | --- | --- | | 1の項、2の項、3の項、7の項、8の項、9の項、10の項 | 6 | | 14の項 | 10 | | 30の項、31の項 | 11 | | 38の項、39の項 | 12 | | 12の項、13の項、16の項、17の項、19の項、20の項 | 15 | | 18の項、36の項、37の項 | 16 | | 15の項 | 18 |   Os　排出ガス中の酸素の濃度(当該濃度が20パーセントを超える場合にあっては、20パーセントとする。)(単位　百分率)  Cs　日本産業規格Z8808に定める方法により測定されたばいじんの量(単位　グラム)  2　この表の第4欄及び第5欄に掲げるばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの清掃を行う場合において排出されるばいじん(一時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。)は含まれないものとする。  3　ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては、1工程の平均の量とする。  二　有害物質に係る規制基準   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 項 | 有害物質の種類 | 規制基準 | | 1 | 2の項及び3の項に掲げる物質以外の有害物質 | 温度が摂氏零度で圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートルにつき、次の式により算出した有害物質の種類ごとの量とする。  C＝K・S／Q  この式において、C、K、S及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。  C　有害物質の種類ごとの量(単位　ミリグラム)  K　有害物質の種類ごとに付表第1に掲げる値  S　付表第2に掲げる場合ごとに定めた算式により算出される値  Q　温度が摂氏零度で圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス量(単位　立方メートル毎分) | | 2 | エチレンオキシド | 大気中への排出を抑制するのに適した汚染防止措置として、次の各号のいずれかに該当すること。  1　燃焼式処理装置又は薬液による吸収式処理装置を設け、適正に稼働させること。  2　前号に掲げる処理装置と同等以上の性能を有する処理装置を設け、適正に稼働させること。  3　第1号に掲げる処理装置と同等以上の排出抑制のできる構造とし、適正に管理すること。 | | 3 | 六価クロム化合物 | 大気中への排出を抑制するのに適した汚染防止措置として、次の各号のいずれかに該当すること。  1　ろ過集じん装置、洗浄集じん装置又は電気集じん装置を設け、適正に稼働させること。  2　前号に掲げる処理装置と同等以上の性能を有する処理装置を設け、適正に稼働させること。  3　第1号に掲げる処理装置と同等以上の排出抑制のできる構造とし、適正に管理すること。 |   備考  1　この表の規制基準は、別表第3第2号の表に掲げる施設のうち法規則別表第3の第3欄に掲げるものにおいて発生し、及び大気中に排出される同表第2欄に掲げる有害物質については、適用しない。  2　塩化水素に係る規制基準は、別表第3第2号の表の10の項のロ及びハに掲げる廃棄物焼却炉以外の施設については、適用しない。  3　揮発性有機化合物に係る規制基準は、別表第3第2号の表10の項の施設については適用しない。  4　水銀及びその化合物に係る規制基準は、法規則別表第3の3の中欄に掲げる施設については、適用しない。  5　トルエンに係る規制基準は、小型乾燥炉については適用しない。  6　1の項に掲げる有害物質の量の測定方法は、知事が別に定めるものとする。  7　1の項に掲げる有害物質の量は、次の各号に掲げる物質については、当該各号に定める物質として測定される量とする。  一　カドミウム及びその化合物　カドミウム  二　水銀及びその化合物　水銀  三　鉛及びその化合物　鉛  四　ニッケル化合物　ニッケル  五　砒素及びその化合物　砒素  六　ベリリウム及びその化合物　ベリリウム  七　マンガン及びその化合物　マンガン  付表第1   |  |  | | --- | --- | | 有害物質の種類 | Kの値 | | アクリロニトリル | 2.72 | | アセトアルデヒド | 163 | | 塩化水素 | 5.54 | | 塩化メチル | 128 | | 塩素 | 3.23 | | カドミウム及びその化合物 | 0.0170 | | クロロエチレン | 13.6 | | クロロホルム | 24.5 | | 一・二―ジクロロエタン | 2.18 | | ジクロロメタン | 204 | | 水銀及びその化合物 | 0.0340 | | テトラクロロエチレン | 272 | | トリクロロエチレン | 177 | | 鉛及びその化合物 | 0.0680 | | ニッケル化合物 | 0.0340 | | 砒素及びその化合物 | 0.00816 | | 一・三―ブタジエン | 3.40 | | ベリリウム及びその化合物 | 0.00340 | | ベンゼン | 4.08 | | ホルムアルデヒド | 0.456 | | マンガン及びその化合物 | 0.136 |   付表第2   |  |  | | --- | --- | | 場合 | 算式 | | Ho＜6の場合 | b2 | | Ho≧6かつ4.7(Ho－6)≦b＜4.7Hoの場合 | (Ho－6)2＋b2 | | Ho≧6かつb≧4.7Hoの場合 | (Ho－6)2＋22.1Ho2 | | Ho≧6かつb＜4.7(Ho－6)であって、排出口の中心から、4.7(Ho－6)の水平距離内に、排出口の中心を頂点とする側面が角12度をなす円面から上部に突出する他人の所有する建築物(以下この表において「建築物」という。ただし、倉庫等は除く。)がある場合 | h＜Hoの場合　(Ho－h)2＋d2  h≧Hoの場合　d2 | | 前各項に掲げる場合以外の場合 | 23.1(Ho－6)2 |   備考　この表において、Ho、b、h及びdは、それぞれ次の値を表すものとする。  Ho　排出口の実高さ(単位　メートル)  b　排出口の中心からその至近にある敷地境界線までの水平距離(単位　メートル)  h　排出口の中心からその至近にある建築物の実高さ(単位　メートル)  d　排出口の中心からその至近にある建築物までの水平距離(単位　メートル)  三　粉じんに係る規制基準   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 項 | 施設の種類 | 規制基準 | | 1 | 別表第3第3号の表に掲げる施設のうち粉じんを当該施設が設置されている建築物の外部に強制的に排出する施設 | 次の各号のいずれかに該当すること。  1　処理装置が設置され、適正に稼働されていること。  2　前号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。 | | 2 | 別表第3第3号の表の4の項のイ、7の項のイ、8の項のイ及び10の項のイに掲げる粉粒塊堆積場(前項の施設に該当するものを除く。) | 次の各号のいずれかに該当すること。  1　散水設備によって散水が行われていること。  2　防じんカバーでおおわれていること。  3　薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。  4　前3号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。 | | 3 | 別表第3第3号の表の1の項のイ、3の項のイ、4の項のロ、7の項のロ、8の項のロ及び10の項のロに掲げる粉粒塊輸送用コンベア施設(1の項の施設に該当するものを除く。) | 次の各号のいずれかに該当すること。  1　コンベアの積込部及び積降部に処理装置が設置され、適正に稼働されていること並びにコンベアの積込部及び積降部以外の粉じんが飛散するおそれのある部分に2又は3の措置が講じられていること。  2　散水設備によって散水が行われていること。  3　防じんカバーでおおわれていること。  4　前3号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。 | | 4 | 別表第3第3号の表に掲げる施設のうち前3項に掲げる施設以外の施設 | 次の各号のいずれかに該当すること。  1　処理装置が設置され、適正に稼働されていること。  2　散水設備によって散水が行われていること。  3　防じんカバーでおおわれていること。  4　前3号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。 |   備考　処理装置は、次の各号に掲げるものとする。  1　吹付塗装施設に設置するものは、水洗ブース又はこれと同等以上の性能を有するもの  2　吹付塗装施設以外の施設に設置するものは、集じん機又はこれと同等以上の性能を有するもの |
| 参考事項 |  |
| 設定等年月日 | 平成27年４月１日設定　　　　　　（平成　年　月　日最終変更） |
| 備　考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 届出施設の指定有害物質の規制基準の遵守命令、使用の一時停止命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 大阪府生活環境の保全等に関する条例第37条第2項 |
| 所管部課（室）係名 | | 環境部環境指導課環境保全係 |
| 審  査  基  準 | 関係条項 |  |
| 基　 準 | 〇大阪府生活環境の保全等に関する条例  (規制基準)  第18条　規制基準は、届出施設において発生し、又は飛散するばい煙等について、規則で定める。  2　届出施設に係る前項の規制基準は、前条第1項第1号のばいじん(以下「ばいじん」という。)にあっては第1号、同項第2号に規定する物質(以下この節において「有害物質」という。)にあっては第2号又は第3号、粉じんにあっては第4号に掲げる許容限度又は基準とする。  一　ばいじんに係る届出施設において発生し、排出口(届出施設において発生するばい煙等を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。以下同じ。)から大気中に排出される排出物に含まれるばいじんの量について、地域の区分並びに施設の種類及び規模ごとに定める許容限度  二　有害物質(次号の指定有害物質を除く。以下この号において同じ。)に係る届出施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出物に含まれる有害物質の量について、有害物質の種類ごとに排出口の高さ、排出口の中心から当該届出施設を設置している工場又は事業場の敷地の境界線までの距離等に応じて定める許容限度  三　有害物質で規則で定めるもの(以下「指定有害物質」という。)に係る届出施設の設備及び構造並びに使用及び管理について、指定有害物質の種類ごとに定める基準  四　粉じんに係る届出施設の設備及び構造並びに使用及び管理に関する基準  (平19条例38・平26条例70・令4条例29・一部改正)  〇大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則  (規制基準等)  第7条　条例第18条第1項の規則で定める規制基準のうち届出施設に係る規制基準は、別表第5に掲げるとおりとする。  2　条例第18条第2項第3号の規則で定める有害物質は、別表第1第3号及び第25号に掲げる物質とする。  (平20規則40・平26規則51・令4規則41・令5規則2・一部改正)  別表第5(第7条関係)  (平17規則178・平20規則40・平22規則36・平26規則51・平30規則62・令元規則17・令4規則41・令5規則2・一部改正)  一　ばいじんに係る規制基準   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 項 | 施設の種類 | 規模 | 令別表第3第58号に掲げる区域に係る規制基準  (単位　グラム) | 令別表第3第58号に掲げる区域以外の区域に係る規制基準  (単位　グラム) | | 1 | 別表第3第1号の表の1の項に掲げる反応炉 |  | 0.10 | 0.20 | | 2 | 別表第3第1号の表の2の項に掲げる直火炉 |  | 0.10 | 0.20 | | 3 | 別表第3第1号の表の3の項に掲げる加熱炉 | 排出ガス量(温度が摂氏零度で圧力が1気圧の状態に換算した1時間当たりの排出ガスの最大量とする。以下この表において同じ。)が4万立方メートル以上 | 0.08 | 0.15 | | 排出ガス量が4万立方メートル未満 | 0.10 | 0.20 | | 4 | 別表第3第1号の表の4の項に掲げる焼炉 |  | 0.10 | 0.15 | | 5 | 別表第3第1号の表の5の項に掲げる焼結炉 |  | 0.10 | 0.15 | | 6 | 別表第3第1号の表の6の項に掲げる焼炉 |  | 0.15 | 0.25 | | 7 | 別表第3第1号の表の7の項に掲げる反応炉のうち活性炭の製造の用に供する反応炉(塩化亜鉛を使用するものを除く。) | 排出ガス量が1万立方メートル以上 | 0.10 | 0.20 | | 排出ガス量が1万立方メートル未満 | 0.15 | 0.20 | | 8 | 別表第3第1号の表の7の項に掲げる反応炉(前項に掲げるものを除く。) |  | 0.10 | 0.20 | | 9 | 別表第3第1号の表の8の項に掲げる直火炉 |  | 0.10 | 0.20 | | 10 | 別表第3第1号の表の9の項に掲げる加熱炉 | 排出ガス量が4万立方メートル以上 | 0.08 | 0.15 | | 排出ガス量が4万立方メートル未満 | 0.10 | 0.20 | | 11 | 別表第3第1号の表の10の項に掲げる電気炉 |  | 0.08 | 0.15 | | 12 | 別表第3第1号の表の11の項に掲げる焼成炉(石灰焼成炉に限る。次項について同じ。)のうち土中釜 |  | 0.20 | 0.40 | | 13 | 別表第3第1号の表の11の項に掲げる焼成炉のうち前項に掲げる焼成炉以外の石灰焼成炉 |  | 0.15 | 0.30 | | 14 | 別表第3第1号の表の11の項に掲げる焼成炉のうちセメントの製造の用に供する焼成炉 |  | 0.05 | 0.10 | | 15 | 別表第3第1号の表の11の項に掲げる焼成炉のうち耐火レンガ又は耐火物原料の製造の用に供する焼成炉 |  | 0.10 | 0.20 | | 16 | 別表第3第1号の表の11の項に掲げる焼成炉(12の項から前項までに掲げる施設を除く。) |  | 0.15 | 0.25 | | 17 | 別表第3第1号の表の12の項に掲げる溶融炉のうち板ガラス又はガラス繊維製品(ガラス繊維を含む。)の製造の用に供する溶融炉 |  | 0.08 | 0.15 | | 18 | 別表第3第1号の表の12の項に掲げる溶融炉のうち光学ガラス、電気ガラス又はフリットの製造の用に供する溶融炉 |  | 0.08 | 0.15 | | 19 | 別表第3第1号の表の12の項に掲げる溶融炉(前2項に掲げるものを除く。) |  | 0.10 | 0.20 | | 20 | 別表第3第1号の表の13の項に掲げる加熱炉 | 排出ガス量が4万立方メートル以上 | 0.08 | 0.15 | | 排出ガス量が4万立方メートル未満 | 0.15 | 0.25 | | 21 | 別表第3第1号の表の14の項に掲げる焼炉 |  | 0.10 | 0.15 | | 22 | 別表第3第1号の表の15の項に掲げる焼結炉のうちフェロマンガンの製造の用に供する焼結炉 |  | 0.10 | 0.20 | | 23 | 別表第3第1号の表の15の項に掲げる焼結炉(前項に掲げるものを除く。) |  | 0.10 | 0.15 | | 24 | 別表第3第1号の表の16の項に掲げる焼炉 |  | 0.15 | 0.25 | | 25 | 別表第3第1号の表の17の項に掲げる溶解炉のうちアルミニウムの再生の用に供する反射炉 |  | 0.10 | 0.20 | | 26 | 別表第3第1号の表の17の項に掲げる溶解炉(前項に掲げる施設を除く。) |  | 0.10 | 0.20 | | 27 | 別表第3第1号の表の18の項に掲げる溶解炉 | 排出ガス量が4万立方メートル以上 | 0.05 | 0.10 | | 28 | 別表第3第1号の表の18の項に掲げる溶解炉のうちアルミニウムの地金又は合金の製造の用に供する反射炉 | 排出ガス量が4万立方メートル未満 | 0.10 | 0.20 | | 29 | 別表第3第1号の表の18の項に掲げる溶解炉(前項に掲げる施設を除く。) | 0.10 | 0.20 | | 30 | 別表第3第1号の表の19の項に掲げる加熱炉 |  | 0.10 | 0.20 | | 31 | 別表第3第1号の表の20の項に掲げる加熱炉 | 排出ガス量が4万立方メートル以上 | 0.08 | 0.10 | | 排出ガス量が4万立方メートル未満 | 0.10 | 0.20 | | 32 | 別表第3第1号の表の21の項に掲げる電気炉のうち合金鉄(素の含有率が40パーセント以上のものに限る。)の製造の用に供する電気炉 |  | 0.10 | 0.20 | | 33 | 別表第3第1号の表の21の項に掲げる電気炉のうち合金鉄の製造の用に供する電気炉(前項に掲げるものを除く。) |  | 0.08 | 0.15 | | 34 | 別表第3第1号の表の21の項に掲げる電気炉(前二項に掲げるものを除く。) |  | 0.05 | 0.10 | | 35 | 別表第3第1号の表の22の項に掲げる電気炉 |  | 0.05 | 0.10 | | 36 | 別表第3第1号の表の23の項に掲げる乾燥炉のうち骨材乾燥炉 |  | 0.20 | 0.50 | | 37 | 別表第3第1号の表の23の項に掲げる乾燥炉(前項に掲げる施設を除く。) |  | 0.10 | 0.20 | | 38 | 別表第3第1号の表の24の項に掲げる廃棄物焼却炉のうち連続炉 |  | 0.15 | 0.50 | | 39 | 別表第3第1号の表の24の項に掲げる廃棄物焼却炉(前項に掲げる施設を除く。) |  | 0.25 | 0.50 |   備考  1　この表の第4欄及び第5欄に掲げるばいじんの量は、温度が摂氏零度で圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートルにつき、次の式(熱源として電気を使用する施設、四の項及び21の項に掲げる焼炉、5の項、22の項及び23の項に掲げる焼結炉、6の項及び24の項に掲げる焼炉、25の項、26の項、27の項、28の項及び29の項に掲げる溶解炉、11の項、32の項、33の項、34の項及び35の項に掲げる電気炉並びに36の項に掲げる骨材乾燥炉及び37の項に掲げる乾燥炉のうち直接熱風乾燥炉にあっては、C＝Cs)により算出されたばいじんの量とする。  C＝(21－On／21－Os)・Cs  この式において、C、On、Os及びCsは、それぞれ次の値を表すものとする。  C　ばいじんの量(単位　グラム)  On　次の表の上欄に掲げる各項の施設について同表下欄に掲げる値とする。   |  |  | | --- | --- | | 1の項、2の項、3の項、7の項、8の項、9の項、10の項 | 6 | | 14の項 | 10 | | 30の項、31の項 | 11 | | 38の項、39の項 | 12 | | 12の項、13の項、16の項、17の項、19の項、20の項 | 15 | | 18の項、36の項、37の項 | 16 | | 15の項 | 18 |   Os　排出ガス中の酸素の濃度(当該濃度が20パーセントを超える場合にあっては、20パーセントとする。)(単位　百分率)  Cs　日本産業規格Z8808に定める方法により測定されたばいじんの量(単位　グラム)  2　この表の第4欄及び第5欄に掲げるばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの清掃を行う場合において排出されるばいじん(一時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。)は含まれないものとする。  3　ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては、1工程の平均の量とする。  二　有害物質に係る規制基準   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 項 | 有害物質の種類 | 規制基準 | | 1 | 2の項及び3の項に掲げる物質以外の有害物質 | 温度が摂氏零度で圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートルにつき、次の式により算出した有害物質の種類ごとの量とする。  C＝K・S／Q  この式において、C、K、S及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。  C　有害物質の種類ごとの量(単位　ミリグラム)  K　有害物質の種類ごとに付表第1に掲げる値  S　付表第2に掲げる場合ごとに定めた算式により算出される値  Q　温度が摂氏零度で圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス量(単位　立方メートル毎分) | | 2 | エチレンオキシド | 大気中への排出を抑制するのに適した汚染防止措置として、次の各号のいずれかに該当すること。  1　燃焼式処理装置又は薬液による吸収式処理装置を設け、適正に稼働させること。  2　前号に掲げる処理装置と同等以上の性能を有する処理装置を設け、適正に稼働させること。  3　第1号に掲げる処理装置と同等以上の排出抑制のできる構造とし、適正に管理すること。 | | 3 | 六価クロム化合物 | 大気中への排出を抑制するのに適した汚染防止措置として、次の各号のいずれかに該当すること。  1　ろ過集じん装置、洗浄集じん装置又は電気集じん装置を設け、適正に稼働させること。  2　前号に掲げる処理装置と同等以上の性能を有する処理装置を設け、適正に稼働させること。  3　第1号に掲げる処理装置と同等以上の排出抑制のできる構造とし、適正に管理すること。 |   備考  1　この表の規制基準は、別表第3第2号の表に掲げる施設のうち法規則別表第3の第3欄に掲げるものにおいて発生し、及び大気中に排出される同表第2欄に掲げる有害物質については、適用しない。  2　塩化水素に係る規制基準は、別表第3第2号の表の10の項のロ及びハに掲げる廃棄物焼却炉以外の施設については、適用しない。  3　揮発性有機化合物に係る規制基準は、別表第3第2号の表10の項の施設については適用しない。  4　水銀及びその化合物に係る規制基準は、法規則別表第3の3の中欄に掲げる施設については、適用しない。  5　トルエンに係る規制基準は、小型乾燥炉については適用しない。  6　1の項に掲げる有害物質の量の測定方法は、知事が別に定めるものとする。  7　1の項に掲げる有害物質の量は、次の各号に掲げる物質については、当該各号に定める物質として測定される量とする。  一　カドミウム及びその化合物　カドミウム  二　水銀及びその化合物　水銀  三　鉛及びその化合物　鉛  四　ニッケル化合物　ニッケル  五　砒素及びその化合物　砒素  六　ベリリウム及びその化合物　ベリリウム  七　マンガン及びその化合物　マンガン  付表第1   |  |  | | --- | --- | | 有害物質の種類 | Kの値 | | アクリロニトリル | 2.72 | | アセトアルデヒド | 163 | | 塩化水素 | 5.54 | | 塩化メチル | 128 | | 塩素 | 3.23 | | カドミウム及びその化合物 | 0.0170 | | クロロエチレン | 13.6 | | クロロホルム | 24.5 | | 一・二―ジクロロエタン | 2.18 | | ジクロロメタン | 204 | | 水銀及びその化合物 | 0.0340 | | テトラクロロエチレン | 272 | | トリクロロエチレン | 177 | | 鉛及びその化合物 | 0.0680 | | ニッケル化合物 | 0.0340 | | 砒素及びその化合物 | 0.00816 | | 一・三―ブタジエン | 3.40 | | ベリリウム及びその化合物 | 0.00340 | | ベンゼン | 4.08 | | ホルムアルデヒド | 0.456 | | マンガン及びその化合物 | 0.136 |   付表第2   |  |  | | --- | --- | | 場合 | 算式 | | Ho＜6の場合 | b2 | | Ho≧6かつ4.7(Ho－6)≦b＜4.7Hoの場合 | (Ho－6)2＋b2 | | Ho≧6かつb≧4.7Hoの場合 | (Ho－6)2＋22.1Ho2 | | Ho≧6かつb＜4.7(Ho－6)であって、排出口の中心から、4.7(Ho－6)の水平距離内に、排出口の中心を頂点とする側面が角12度をなす円面から上部に突出する他人の所有する建築物(以下この表において「建築物」という。ただし、倉庫等は除く。)がある場合 | h＜Hoの場合　(Ho－h)2＋d2  h≧Hoの場合　d2 | | 前各項に掲げる場合以外の場合 | 23.1(Ho－6)2 |   備考　この表において、Ho、b、h及びdは、それぞれ次の値を表すものとする。  Ho　排出口の実高さ(単位　メートル)  b　排出口の中心からその至近にある敷地境界線までの水平距離(単位　メートル)  h　排出口の中心からその至近にある建築物の実高さ(単位　メートル)  d　排出口の中心からその至近にある建築物までの水平距離(単位　メートル)  三　粉じんに係る規制基準   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 項 | 施設の種類 | 規制基準 | | 1 | 別表第3第3号の表に掲げる施設のうち粉じんを当該施設が設置されている建築物の外部に強制的に排出する施設 | 次の各号のいずれかに該当すること。  1　処理装置が設置され、適正に稼働されていること。  2　前号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。 | | 2 | 別表第3第3号の表の4の項のイ、7の項のイ、8の項のイ及び10の項のイに掲げる粉粒塊堆積場(前項の施設に該当するものを除く。) | 次の各号のいずれかに該当すること。  1　散水設備によって散水が行われていること。  2　防じんカバーでおおわれていること。  3　薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。  4　前3号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。 | | 3 | 別表第3第3号の表の1の項のイ、3の項のイ、4の項のロ、7の項のロ、8の項のロ及び10の項のロに掲げる粉粒塊輸送用コンベア施設(1の項の施設に該当するものを除く。) | 次の各号のいずれかに該当すること。  1　コンベアの積込部及び積降部に処理装置が設置され、適正に稼働されていること並びにコンベアの積込部及び積降部以外の粉じんが飛散するおそれのある部分に2又は3の措置が講じられていること。  2　散水設備によって散水が行われていること。  3　防じんカバーでおおわれていること。  4　前3号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。 | | 4 | 別表第3第3号の表に掲げる施設のうち前3項に掲げる施設以外の施設 | 次の各号のいずれかに該当すること。  1　処理装置が設置され、適正に稼働されていること。  2　散水設備によって散水が行われていること。  3　防じんカバーでおおわれていること。  4　前3号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。 |   備考　処理装置は、次の各号に掲げるものとする。  1　吹付塗装施設に設置するものは、水洗ブース又はこれと同等以上の性能を有するもの  2　吹付塗装施設以外の施設に設置するものは、集じん機又はこれと同等以上の性能を有するもの |
| 参考事項 |  |
| 設定等年月日 | 平成27年４月１日設定　　　　　　（平成　年　月　日最終変更） |
| 備　考 | | 令和4年4月1日に施行された条例の改正に伴う処分名の変更 |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 届出施設の粉じんの規制基準の遵守にかかる命令、使用の一時停止命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 大阪府生活環境の保全等に関する条例第37条第3項 |
| 所管部課（室）係名 | | 環境部環境指導課環境保全係 |
| 審  査  基  準 | 関係条項 |  |
| 基　 準 | 〇大阪府生活環境の保全等に関する条例  (規制基準)  第18条　規制基準は、届出施設において発生し、又は飛散するばい煙等について、規則で定める。  2　届出施設に係る前項の規制基準は、前条第1項第1号のばいじん(以下「ばいじん」という。)にあっては第1号、同項第2号に規定する物質(以下この節において「有害物質」という。)にあっては第2号又は第3号、粉じんにあっては第4号に掲げる許容限度又は基準とする。  一　ばいじんに係る届出施設において発生し、排出口(届出施設において発生するばい煙等を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。以下同じ。)から大気中に排出される排出物に含まれるばいじんの量について、地域の区分並びに施設の種類及び規模ごとに定める許容限度  二　有害物質(次号の指定有害物質を除く。以下この号において同じ。)に係る届出施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出物に含まれる有害物質の量について、有害物質の種類ごとに排出口の高さ、排出口の中心から当該届出施設を設置している工場又は事業場の敷地の境界線までの距離等に応じて定める許容限度  三　有害物質で規則で定めるもの(以下「指定有害物質」という。)に係る届出施設の設備及び構造並びに使用及び管理について、指定有害物質の種類ごとに定める基準  四　粉じんに係る届出施設の設備及び構造並びに使用及び管理に関する基準  (平19条例38・平26条例70・令4条例29・一部改正)  〇大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則  (規制基準等)  第7条　条例第18条第1項の規則で定める規制基準のうち届出施設に係る規制基準は、別表第5に掲げるとおりとする。  2　条例第18条第2項第3号の規則で定める有害物質は、別表第1第3号及び第25号に掲げる物質とする。  (平20規則40・平26規則51・令4規則41・令5規則2・一部改正)  別表第5(第7条関係)  (平17規則178・平20規則40・平22規則36・平26規則51・平30規則62・令元規則17・令4規則41・令5規則2・一部改正)  一　ばいじんに係る規制基準   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 項 | 施設の種類 | 規模 | 令別表第3第58号に掲げる区域に係る規制基準  (単位　グラム) | 令別表第3第58号に掲げる区域以外の区域に係る規制基準  (単位　グラム) | | 1 | 別表第3第1号の表の1の項に掲げる反応炉 |  | 0.10 | 0.20 | | 2 | 別表第3第1号の表の2の項に掲げる直火炉 |  | 0.10 | 0.20 | | 3 | 別表第3第1号の表の3の項に掲げる加熱炉 | 排出ガス量(温度が摂氏零度で圧力が1気圧の状態に換算した1時間当たりの排出ガスの最大量とする。以下この表において同じ。)が4万立方メートル以上 | 0.08 | 0.15 | | 排出ガス量が4万立方メートル未満 | 0.10 | 0.20 | | 4 | 別表第3第1号の表の4の項に掲げる焼炉 |  | 0.10 | 0.15 | | 5 | 別表第3第1号の表の5の項に掲げる焼結炉 |  | 0.10 | 0.15 | | 6 | 別表第3第1号の表の6の項に掲げる焼炉 |  | 0.15 | 0.25 | | 7 | 別表第3第1号の表の7の項に掲げる反応炉のうち活性炭の製造の用に供する反応炉(塩化亜鉛を使用するものを除く。) | 排出ガス量が1万立方メートル以上 | 0.10 | 0.20 | | 排出ガス量が1万立方メートル未満 | 0.15 | 0.20 | | 8 | 別表第3第1号の表の7の項に掲げる反応炉(前項に掲げるものを除く。) |  | 0.10 | 0.20 | | 9 | 別表第3第1号の表の8の項に掲げる直火炉 |  | 0.10 | 0.20 | | 10 | 別表第3第1号の表の9の項に掲げる加熱炉 | 排出ガス量が4万立方メートル以上 | 0.08 | 0.15 | | 排出ガス量が4万立方メートル未満 | 0.10 | 0.20 | | 11 | 別表第3第1号の表の10の項に掲げる電気炉 |  | 0.08 | 0.15 | | 12 | 別表第3第1号の表の11の項に掲げる焼成炉(石灰焼成炉に限る。次項について同じ。)のうち土中釜 |  | 0.20 | 0.40 | | 13 | 別表第3第1号の表の11の項に掲げる焼成炉のうち前項に掲げる焼成炉以外の石灰焼成炉 |  | 0.15 | 0.30 | | 14 | 別表第3第1号の表の11の項に掲げる焼成炉のうちセメントの製造の用に供する焼成炉 |  | 0.05 | 0.10 | | 15 | 別表第3第1号の表の11の項に掲げる焼成炉のうち耐火レンガ又は耐火物原料の製造の用に供する焼成炉 |  | 0.10 | 0.20 | | 16 | 別表第3第1号の表の11の項に掲げる焼成炉(12の項から前項までに掲げる施設を除く。) |  | 0.15 | 0.25 | | 17 | 別表第3第1号の表の12の項に掲げる溶融炉のうち板ガラス又はガラス繊維製品(ガラス繊維を含む。)の製造の用に供する溶融炉 |  | 0.08 | 0.15 | | 18 | 別表第3第1号の表の12の項に掲げる溶融炉のうち光学ガラス、電気ガラス又はフリットの製造の用に供する溶融炉 |  | 0.08 | 0.15 | | 19 | 別表第3第1号の表の12の項に掲げる溶融炉(前2項に掲げるものを除く。) |  | 0.10 | 0.20 | | 20 | 別表第3第1号の表の13の項に掲げる加熱炉 | 排出ガス量が4万立方メートル以上 | 0.08 | 0.15 | | 排出ガス量が4万立方メートル未満 | 0.15 | 0.25 | | 21 | 別表第3第1号の表の14の項に掲げる焼炉 |  | 0.10 | 0.15 | | 22 | 別表第3第1号の表の15の項に掲げる焼結炉のうちフェロマンガンの製造の用に供する焼結炉 |  | 0.10 | 0.20 | | 23 | 別表第3第1号の表の15の項に掲げる焼結炉(前項に掲げるものを除く。) |  | 0.10 | 0.15 | | 24 | 別表第3第1号の表の16の項に掲げる焼炉 |  | 0.15 | 0.25 | | 25 | 別表第3第1号の表の17の項に掲げる溶解炉のうちアルミニウムの再生の用に供する反射炉 |  | 0.10 | 0.20 | | 26 | 別表第3第1号の表の17の項に掲げる溶解炉(前項に掲げる施設を除く。) |  | 0.10 | 0.20 | | 27 | 別表第3第1号の表の18の項に掲げる溶解炉 | 排出ガス量が4万立方メートル以上 | 0.05 | 0.10 | | 28 | 別表第3第1号の表の18の項に掲げる溶解炉のうちアルミニウムの地金又は合金の製造の用に供する反射炉 | 排出ガス量が4万立方メートル未満 | 0.10 | 0.20 | | 29 | 別表第3第1号の表の18の項に掲げる溶解炉(前項に掲げる施設を除く。) | 0.10 | 0.20 | | 30 | 別表第3第1号の表の19の項に掲げる加熱炉 |  | 0.10 | 0.20 | | 31 | 別表第3第1号の表の20の項に掲げる加熱炉 | 排出ガス量が4万立方メートル以上 | 0.08 | 0.10 | | 排出ガス量が4万立方メートル未満 | 0.10 | 0.20 | | 32 | 別表第3第1号の表の21の項に掲げる電気炉のうち合金鉄(素の含有率が40パーセント以上のものに限る。)の製造の用に供する電気炉 |  | 0.10 | 0.20 | | 33 | 別表第3第1号の表の21の項に掲げる電気炉のうち合金鉄の製造の用に供する電気炉(前項に掲げるものを除く。) |  | 0.08 | 0.15 | | 34 | 別表第3第1号の表の21の項に掲げる電気炉(前二項に掲げるものを除く。) |  | 0.05 | 0.10 | | 35 | 別表第3第1号の表の22の項に掲げる電気炉 |  | 0.05 | 0.10 | | 36 | 別表第3第1号の表の23の項に掲げる乾燥炉のうち骨材乾燥炉 |  | 0.20 | 0.50 | | 37 | 別表第3第1号の表の23の項に掲げる乾燥炉(前項に掲げる施設を除く。) |  | 0.10 | 0.20 | | 38 | 別表第3第1号の表の24の項に掲げる廃棄物焼却炉のうち連続炉 |  | 0.15 | 0.50 | | 39 | 別表第3第1号の表の24の項に掲げる廃棄物焼却炉(前項に掲げる施設を除く。) |  | 0.25 | 0.50 |   備考  1　この表の第4欄及び第5欄に掲げるばいじんの量は、温度が摂氏零度で圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートルにつき、次の式(熱源として電気を使用する施設、四の項及び21の項に掲げる焼炉、5の項、22の項及び23の項に掲げる焼結炉、6の項及び24の項に掲げる焼炉、25の項、26の項、27の項、28の項及び29の項に掲げる溶解炉、11の項、32の項、33の項、34の項及び35の項に掲げる電気炉並びに36の項に掲げる骨材乾燥炉及び37の項に掲げる乾燥炉のうち直接熱風乾燥炉にあっては、C＝Cs)により算出されたばいじんの量とする。  C＝(21－On／21－Os)・Cs  この式において、C、On、Os及びCsは、それぞれ次の値を表すものとする。  C　ばいじんの量(単位　グラム)  On　次の表の上欄に掲げる各項の施設について同表下欄に掲げる値とする。   |  |  | | --- | --- | | 1の項、2の項、3の項、7の項、8の項、9の項、10の項 | 6 | | 14の項 | 10 | | 30の項、31の項 | 11 | | 38の項、39の項 | 12 | | 12の項、13の項、16の項、17の項、19の項、20の項 | 15 | | 18の項、36の項、37の項 | 16 | | 15の項 | 18 |   Os　排出ガス中の酸素の濃度(当該濃度が20パーセントを超える場合にあっては、20パーセントとする。)(単位　百分率)  Cs　日本産業規格Z8808に定める方法により測定されたばいじんの量(単位　グラム)  2　この表の第4欄及び第5欄に掲げるばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの清掃を行う場合において排出されるばいじん(一時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。)は含まれないものとする。  3　ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては、1工程の平均の量とする。  二　有害物質に係る規制基準   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 項 | 有害物質の種類 | 規制基準 | | 1 | 2の項及び3の項に掲げる物質以外の有害物質 | 温度が摂氏零度で圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートルにつき、次の式により算出した有害物質の種類ごとの量とする。  C＝K・S／Q  この式において、C、K、S及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。  C　有害物質の種類ごとの量(単位　ミリグラム)  K　有害物質の種類ごとに付表第1に掲げる値  S　付表第2に掲げる場合ごとに定めた算式により算出される値  Q　温度が摂氏零度で圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス量(単位　立方メートル毎分) | | 2 | エチレンオキシド | 大気中への排出を抑制するのに適した汚染防止措置として、次の各号のいずれかに該当すること。  1　燃焼式処理装置又は薬液による吸収式処理装置を設け、適正に稼働させること。  2　前号に掲げる処理装置と同等以上の性能を有する処理装置を設け、適正に稼働させること。  3　第1号に掲げる処理装置と同等以上の排出抑制のできる構造とし、適正に管理すること。 | | 3 | 六価クロム化合物 | 大気中への排出を抑制するのに適した汚染防止措置として、次の各号のいずれかに該当すること。  1　ろ過集じん装置、洗浄集じん装置又は電気集じん装置を設け、適正に稼働させること。  2　前号に掲げる処理装置と同等以上の性能を有する処理装置を設け、適正に稼働させること。  3　第1号に掲げる処理装置と同等以上の排出抑制のできる構造とし、適正に管理すること。 |   備考  1　この表の規制基準は、別表第3第2号の表に掲げる施設のうち法規則別表第3の第3欄に掲げるものにおいて発生し、及び大気中に排出される同表第2欄に掲げる有害物質については、適用しない。  2　塩化水素に係る規制基準は、別表第3第2号の表の10の項のロ及びハに掲げる廃棄物焼却炉以外の施設については、適用しない。  3　揮発性有機化合物に係る規制基準は、別表第3第2号の表10の項の施設については適用しない。  4　水銀及びその化合物に係る規制基準は、法規則別表第3の3の中欄に掲げる施設については、適用しない。  5　トルエンに係る規制基準は、小型乾燥炉については適用しない。  6　1の項に掲げる有害物質の量の測定方法は、知事が別に定めるものとする。  7　1の項に掲げる有害物質の量は、次の各号に掲げる物質については、当該各号に定める物質として測定される量とする。  一　カドミウム及びその化合物　カドミウム  二　水銀及びその化合物　水銀  三　鉛及びその化合物　鉛  四　ニッケル化合物　ニッケル  五　砒素及びその化合物　砒素  六　ベリリウム及びその化合物　ベリリウム  七　マンガン及びその化合物　マンガン  付表第1   |  |  | | --- | --- | | 有害物質の種類 | Kの値 | | アクリロニトリル | 2.72 | | アセトアルデヒド | 163 | | 塩化水素 | 5.54 | | 塩化メチル | 128 | | 塩素 | 3.23 | | カドミウム及びその化合物 | 0.0170 | | クロロエチレン | 13.6 | | クロロホルム | 24.5 | | 一・二―ジクロロエタン | 2.18 | | ジクロロメタン | 204 | | 水銀及びその化合物 | 0.0340 | | テトラクロロエチレン | 272 | | トリクロロエチレン | 177 | | 鉛及びその化合物 | 0.0680 | | ニッケル化合物 | 0.0340 | | 砒素及びその化合物 | 0.00816 | | 一・三―ブタジエン | 3.40 | | ベリリウム及びその化合物 | 0.00340 | | ベンゼン | 4.08 | | ホルムアルデヒド | 0.456 | | マンガン及びその化合物 | 0.136 |   付表第2   |  |  | | --- | --- | | 場合 | 算式 | | Ho＜6の場合 | b2 | | Ho≧6かつ4.7(Ho－6)≦b＜4.7Hoの場合 | (Ho－6)2＋b2 | | Ho≧6かつb≧4.7Hoの場合 | (Ho－6)2＋22.1Ho2 | | Ho≧6かつb＜4.7(Ho－6)であって、排出口の中心から、4.7(Ho－6)の水平距離内に、排出口の中心を頂点とする側面が角12度をなす円面から上部に突出する他人の所有する建築物(以下この表において「建築物」という。ただし、倉庫等は除く。)がある場合 | h＜Hoの場合　(Ho－h)2＋d2  h≧Hoの場合　d2 | | 前各項に掲げる場合以外の場合 | 23.1(Ho－6)2 |   備考　この表において、Ho、b、h及びdは、それぞれ次の値を表すものとする。  Ho　排出口の実高さ(単位　メートル)  b　排出口の中心からその至近にある敷地境界線までの水平距離(単位　メートル)  h　排出口の中心からその至近にある建築物の実高さ(単位　メートル)  d　排出口の中心からその至近にある建築物までの水平距離(単位　メートル)  三　粉じんに係る規制基準   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 項 | 施設の種類 | 規制基準 | | 1 | 別表第3第3号の表に掲げる施設のうち粉じんを当該施設が設置されている建築物の外部に強制的に排出する施設 | 次の各号のいずれかに該当すること。  1　処理装置が設置され、適正に稼働されていること。  2　前号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。 | | 2 | 別表第3第3号の表の4の項のイ、7の項のイ、8の項のイ及び10の項のイに掲げる粉粒塊堆積場(前項の施設に該当するものを除く。) | 次の各号のいずれかに該当すること。  1　散水設備によって散水が行われていること。  2　防じんカバーでおおわれていること。  3　薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。  4　前3号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。 | | 3 | 別表第3第3号の表の1の項のイ、3の項のイ、4の項のロ、7の項のロ、8の項のロ及び10の項のロに掲げる粉粒塊輸送用コンベア施設(1の項の施設に該当するものを除く。) | 次の各号のいずれかに該当すること。  1　コンベアの積込部及び積降部に処理装置が設置され、適正に稼働されていること並びにコンベアの積込部及び積降部以外の粉じんが飛散するおそれのある部分に2又は3の措置が講じられていること。  2　散水設備によって散水が行われていること。  3　防じんカバーでおおわれていること。  4　前3号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。 | | 4 | 別表第3第3号の表に掲げる施設のうち前3項に掲げる施設以外の施設 | 次の各号のいずれかに該当すること。  1　処理装置が設置され、適正に稼働されていること。  2　散水設備によって散水が行われていること。  3　防じんカバーでおおわれていること。  4　前3号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。 |   備考　処理装置は、次の各号に掲げるものとする。  1　吹付塗装施設に設置するものは、水洗ブース又はこれと同等以上の性能を有するもの  2　吹付塗装施設以外の施設に設置するものは、集じん機又はこれと同等以上の性能を有するもの |
| 参考事項 |  |
| 設定等年月日 | 平成27年４月１日設定　　　　　　（平成　年　月　日最終変更） |
| 備　考 | | 令和4年4月1日に施行された条例の改正に伴う処分名の変更 |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 特定粉じん排出等作業の方法又は石綿濃度の測定計画にかかる変更命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 大阪府生活環境の保全等に関する条例第40条の9 |
| 所管部課（室）係名 | | 環境部環境指導課環境保全係 |
| 審  査  基  準 | 関係条項 | 同条例第40条の7第1項、第40条の8第1項 |
| 基　 準 | 〇大阪府生活環境の保全等に関する条例  (作業基準)  第40条の5　特定粉じん排出等作業に係る規制基準(以下「作業基準」という。)は、大気汚染防止法第18条の14に定めるもののほか、特定粉じん排出等作業の方法に関する基準として、規則で定める。  (平17条例129・追加、令3条例25・一部改正)  (工事施工境界基準)  第40条の6　特定工事の元請業者若しくは大気汚染防止法第18条の16第2項に規定する下請負人(以下「下請負人」という。)又は自主施工者が特定粉じん排出等作業を行うために占有した区画(以下「工事施工区画」という。)と当該工事施工区画に隣接する場所との境界における規制基準(以下「工事施工境界基準」という。)は、特定粉じん排出等作業の場所から大気中に排出され、又は飛散するものについて、特定粉じん排出等作業に係る工事施工区画の境界線における大気中の石綿の濃度の許容限度として、規則で定める。  (平17条例129・追加、令3条例25・一部改正)  〇大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則  (石綿の濃度の測定を行うべき者)  第16条の12　条例第40条の12第1項の規則で定める者は、法規則別表第7の1の項の中欄、同表の5の項の中欄又は同表の6の項の中欄に掲げる作業(特定建築材料をかき落とし、切断又は破砕以外の方法で除去するものを除く。)であって、当該作業に係る特定建築材料の使用面積の合計が50平方メートル以上である特定工事を施工する者とする。  (平17規則178・追加、平19規則101・一部改正、平26規則110・旧第16条の12繰下、平26規則135・旧第16条の16繰下・一部改正、令3規則76・旧第16条の17繰上・一部改正)  別表第9の2  (令3規則76・全改、令4規則41・一部改正)   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 項 | 特定粉じん排出等作業の種類 | 石綿の排出等を防止するために講ずる措置 | | 1 | 令第3条の4第1号に掲げる作業のうち、吹付け石綿及び石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材(吹付け石綿を除く。以下「石綿含有断熱材等」という。)を除去する作業(次項又は五の項に掲げるものを除く。) | 石綿の飛散を防止するために行う散水その他の措置により、石綿を含む水を作業場から排出する場合は、ろ過処理その他の適切な措置を講ずること。 | | 2 | 令第3条の4第1号に掲げる作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業であって、特定建築材料をかき落とし、切断又は破砕以外の方法で除去するもの(五の項に掲げるものを除く。) | 石綿の飛散を防止するために行う散水その他の措置により、石綿を含む水を作業場から排出する場合は、ろ過処理その他の適切な措置を講ずること。 | | 3 | 令第3条の4第1号又は第2号に掲げる作業のうち、石綿を含有する仕上塗材を除去する作業(5の項に掲げるものを除く。) | 次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。  イ　特定工事に係る建築物等の周囲に、当該建築物等の高さ以上の幕等を設置すること。  ロ　石綿の飛散を防止するために行う散水その他の措置により、石綿を含む水を作業場から排出する場合は、ろ過処理その他の適切な措置を講ずること。 | | 4 | 令第3条の4第1号又は第2号に掲げる作業のうち、石綿を含有する成形板その他の建築材料(吹付け石綿、石綿含有断熱材等及び石綿を含有する仕上塗材を除く。)を除去する作業(一の項から3の項まで及び次項に掲げるものを除く。) | 次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。  イ　特定工事に係る建築物等の周囲に、当該建築物等の高さ以上の幕等を設置すること。  ロ　除去後の特定建築材料を切断する場合は、集じん装置を備えた切断機を使用すること。  ハ　除去後の特定建築材料を破砕しないこと。  ニ　石綿の飛散を防止するために行う散水その他の措置により、石綿を含む水を作業場から排出する場合は、ろ過処理その他の適切な措置を講ずること。 | | 5 | 令第3条の4第1号に掲げる作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業 | 石綿の飛散を防止するために行う散水その他の措置により、石綿を含む水を作業場から排出する場合は、ろ過処理その他の適切な措置を講ずること。 | | 6 | 令第3条の4第2号に掲げる作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業 | 石綿の飛散を防止するために行う散水その他の措置により、石綿を含む水を作業場から排出する場合は、ろ過処理その他の適切な措置を講ずること。 |   (石綿の濃度の測定及び測定結果の記録)  第16条の13　条例第40条の12第1項の規定による石綿の濃度の測定は、知事が別に定める測定法により、別表第9の3の上欄に掲げる時期の区分ごとに、同表の中欄に掲げる回数、同表の下欄に掲げる場所で行わなければならない。  2　条例第40条の12第1項の規定による記録は、次に掲げる事項の記録とともに、3年間保存しなければならない。  一　測定年月日及び時刻  二　測定時の天候  三　測定者  四　測定場所  五　特定粉じん排出等作業の実施状況  (平17規則178・追加、平22規則36・一部改正、平26規則110・旧第16条の13繰下、平26規則135・旧第16条の17繰下、令3規則76・旧第16条の18繰上・一部改正) |
| 参考事項 |  |
| 設定等年月日 | 平成27年４月１日設定　　　　　　（平成　年　月　日最終変更） |
| 備　考 | | 令和4年4月1日に施行された条例の改正に伴う処分名の変更 |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 特定粉じん排出等作業実施基準若しくは敷地境界基準にかかる遵守命令、作業の一時停止命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 大阪府生活環境の保全等に関する条例第40条の11 |
| 所管部課（室）係名 | | 環境部環境指導課環境保全係 |
| 審  査  基  準 | 関係条項 |  |
| 基　 準 | 〇大阪府生活環境の保全等に関する条例  (作業基準)  第40条の5　特定粉じん排出等作業に係る規制基準(以下「作業基準」という。)は、大気汚染防止法第18条の14に定めるもののほか、特定粉じん排出等作業の方法に関する基準として、規則で定める。  (平17条例129・追加、令3条例25・一部改正)  (工事施工境界基準)  第40条の6　特定工事の元請業者若しくは大気汚染防止法第18条の16第2項に規定する下請負人(以下「下請負人」という。)又は自主施工者が特定粉じん排出等作業を行うために占有した区画(以下「工事施工区画」という。)と当該工事施工区画に隣接する場所との境界における規制基準(以下「工事施工境界基準」という。)は、特定粉じん排出等作業の場所から大気中に排出され、又は飛散するものについて、特定粉じん排出等作業に係る工事施工区画の境界線における大気中の石綿の濃度の許容限度として、規則で定める。  (平17条例129・追加、令3条例25・一部改正)  〇大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則  (石綿の濃度の測定を行うべき者)  第16条の12　条例第40条の12第1項の規則で定める者は、法規則別表第7の1の項の中欄、同表の5の項の中欄又は同表の6の項の中欄に掲げる作業(特定建築材料をかき落とし、切断又は破砕以外の方法で除去するものを除く。)であって、当該作業に係る特定建築材料の使用面積の合計が50平方メートル以上である特定工事を施工する者とする。  (平17規則178・追加、平19規則101・一部改正、平26規則110・旧第16条の12繰下、平26規則135・旧第16条の16繰下・一部改正、令3規則76・旧第16条の17繰上・一部改正)  別表第9の2  (令3規則76・全改、令4規則41・一部改正)   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 項 | 特定粉じん排出等作業の種類 | 石綿の排出等を防止するために講ずる措置 | | 1 | 令第3条の4第1号に掲げる作業のうち、吹付け石綿及び石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材(吹付け石綿を除く。以下「石綿含有断熱材等」という。)を除去する作業(次項又は五の項に掲げるものを除く。) | 石綿の飛散を防止するために行う散水その他の措置により、石綿を含む水を作業場から排出する場合は、ろ過処理その他の適切な措置を講ずること。 | | 2 | 令第3条の4第1号に掲げる作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業であって、特定建築材料をかき落とし、切断又は破砕以外の方法で除去するもの(五の項に掲げるものを除く。) | 石綿の飛散を防止するために行う散水その他の措置により、石綿を含む水を作業場から排出する場合は、ろ過処理その他の適切な措置を講ずること。 | | 3 | 令第3条の4第1号又は第2号に掲げる作業のうち、石綿を含有する仕上塗材を除去する作業(5の項に掲げるものを除く。) | 次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。  イ　特定工事に係る建築物等の周囲に、当該建築物等の高さ以上の幕等を設置すること。  ロ　石綿の飛散を防止するために行う散水その他の措置により、石綿を含む水を作業場から排出する場合は、ろ過処理その他の適切な措置を講ずること。 | | 4 | 令第3条の4第1号又は第2号に掲げる作業のうち、石綿を含有する成形板その他の建築材料(吹付け石綿、石綿含有断熱材等及び石綿を含有する仕上塗材を除く。)を除去する作業(一の項から3の項まで及び次項に掲げるものを除く。) | 次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。  イ　特定工事に係る建築物等の周囲に、当該建築物等の高さ以上の幕等を設置すること。  ロ　除去後の特定建築材料を切断する場合は、集じん装置を備えた切断機を使用すること。  ハ　除去後の特定建築材料を破砕しないこと。  ニ　石綿の飛散を防止するために行う散水その他の措置により、石綿を含む水を作業場から排出する場合は、ろ過処理その他の適切な措置を講ずること。 | | 5 | 令第3条の4第1号に掲げる作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業 | 石綿の飛散を防止するために行う散水その他の措置により、石綿を含む水を作業場から排出する場合は、ろ過処理その他の適切な措置を講ずること。 | | 6 | 令第3条の4第2号に掲げる作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業 | 石綿の飛散を防止するために行う散水その他の措置により、石綿を含む水を作業場から排出する場合は、ろ過処理その他の適切な措置を講ずること。 |   (石綿の濃度の測定及び測定結果の記録)  第16条の13　条例第40条の12第1項の規定による石綿の濃度の測定は、知事が別に定める測定法により、別表第9の3の上欄に掲げる時期の区分ごとに、同表の中欄に掲げる回数、同表の下欄に掲げる場所で行わなければならない。  2　条例第40条の12第1項の規定による記録は、次に掲げる事項の記録とともに、3年間保存しなければならない。  一　測定年月日及び時刻  二　測定時の天候  三　測定者  四　測定場所  五　特定粉じん排出等作業の実施状況  (平17規則178・追加、平22規則36・一部改正、平26規則110・旧第16条の13繰下、平26規則135・旧第16条の17繰下、令3規則76・旧第16条の18繰上・一部改正) |
| 参考事項 |  |
| 設定等年月日 | 平成27年４月１日設定　　　　　　（平成　年　月　日最終変更） |
| 備　考 | | 令和4年4月1日に施行された条例の改正に伴う処分名の変更 |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 屋外燃焼行為の停止等の措置命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 大阪府生活環境の保全等に関する条例第48条 |
| 所管部課（室）係名 | | 環境部環境指導課環境保全係 |
| 審  査  基  準 | 関係条項 | 同条例第47条 |
| 基　 準 | 〇大阪府生活環境の保全等に関する条例  (屋外燃焼行為の禁止)  第47条　何人も、ゴム、いおう、ピッチ、皮革、合成樹脂その他燃焼の際著しく大気を汚染し、又は悪臭を発生する物質で規則で定めるものを屋外において多量に燃焼させてはならない。ただし、焼却炉の使用その他の大気の汚染又は悪臭の発生を最小限にする方法により燃焼させる場合は、この限りでない。 |
| 参考事項 |  |
| 設定等年月日 | 平成27年４月１日設定　　　　　　（平成　年　月　日最終変更） |
| 備　考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 届出施設の排出水にかかる計画変更命令、計画廃止命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 大阪府生活環境の保全等に関する条例第55条 |
| 所管部課（室）係名 | | 環境部環境指導課環境保全係 |
| 審  査  基  準 | 関係条項 | 同条例第52条、第54条 |
| 基　 準 | 〇大阪府生活環境の保全等に関する条例  (排水基準)  第50条第1項　排出水に係る排水基準は、排出水の汚染状態(熱によるものを含む。以下同じ。)について、規則で定める。  〇大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則  (排水基準)  第27条　条例第50条第1項の規則で定める排水基準は、別表第13に掲げるとおりとする。  別表第13  (平12規則279・平14規則64・平15規則27・平20規則41・平23規則72・平23規則125・平23規則129・平24規則104・平25規則51・平26規則51・平26規則152・平27規則98・平27規則129・令2規則36・令4規則41・令5規則15・令5規則67・令6規則66・一部改正)  一　有害物質に係る排水基準   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 有害物質の種類 | 許容限度 | | | 上水道水源地域 | その他の地域 | | カドミウム及びその化合物 | 1リットルにつきカドミウム0.003ミリグラム | 1リットルにつきカドミウム0.03ミリグラム | | シアン化合物 | シアンにつき検出されないこと。 | 1リットルにつきシアン1ミリグラム | | 有機化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。) | 検出されないこと。 | 1リットルにつき1ミリグラム | | 鉛及びその化合物 | 1リットルにつき鉛0.01ミリグラム | 1リットルにつき鉛0.1ミリグラム | | 六価クロム化合物 | 1リットルにつき六価クロム0.02ミリグラム | 1リットルにつき六価クロム0.2ミリグラム | | 素及びその化合物 | 1リットルにつき素0.01ミリグラム | 1リットルにつき素0.1ミリグラム | | 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 | 1リットルにつき水銀0.0005ミリグラム | 1リットルにつき水銀0.005ミリグラム | | アルキル水銀化合物 | 検出されないこと。 | | | ポリ塩化ビフェニル | 検出されないこと。 | 1リットルにつき0.003ミリグラム | | トリクロロエチレン | 1リットルにつき0.01ミリグラム | 1リットルにつき0.1ミリグラム | | テトラクロロエチレン | 1リットルにつき0.01ミリグラム | 1リットルにつき0.1ミリグラム | | ジクロロメタン | 1リットルにつき0.02ミリグラム | 1リットルにつき0.2ミリグラム | | 四塩化炭素 | 1リットルにつき0.002ミリグラム | 1リットルにつき0.02ミリグラム | | 1・2―ジクロロエタン | 1リットルにつき0.004ミリグラム | 1リットルにつき0.04ミリグラム | | 1・1―ジクロロエチレン | 1リットルにつき0.1ミリグラム | 1リットルにつき1ミリグラム | | シス―1・2―ジクロロエチレン | 1リットルにつき0.04ミリグラム | 1リットルにつき0.4ミリグラム | | 1・1・1―トリクロロエタン | 1リットルにつき1ミリグラム | 1リットルにつき3ミリグラム | | 1・1・2―トリクロロエタン | 1リットルにつき0.006ミリグラム | 1リットルにつき0.06ミリグラム | | 1・3―ジクロロプロペン | 1リットルにつき0.002ミリグラム | 1リットルにつき0.02ミリグラム | | チウラム | 1リットルにつき0.006ミリグラム | 1リットルにつき0.06ミリグラム | | シマジン | 1リットルにつき0.003ミリグラム | 1リットルにつき0.03ミリグラム | | チオベンカルブ | 1リットルにつき0.02ミリグラム | 1リットルにつき0.2ミリグラム | | ベンゼン | 1リットルにつき0.01ミリグラム | 1リットルにつき0.1ミリグラム | | セレン及びその化合物 | 1リットルにつきセレン0.01ミリグラム | 1リットルにつきセレン0.1ミリグラム | | ほう素及びその化合物 | 1リットルにつきほう素1ミリグラム | 1リットルにつきほう素10ミリグラム | | ふっ素及びその化合物 | 1リットルにつきふっ素0.8ミリグラム | 1リットルにつきふっ素8ミリグラム(海域に排出されるものにあっては、1リットルにつき15ミリグラム) | | アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 | 1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量10ミリグラム | 1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100ミリグラム | | 1・4―ジオキサン | 1リットルにつき0.05ミリグラム | 1リットルにつき0.5ミリグラム |   備考  1　「上水道水源地域」とは、水道事業(水道法第3条第5項に規定する水道用水供給事業者により供給される水道水のみをその用に供するものを除く。)又は同条第四項に規定する水道用水供給事業のための原水として取水している公共用水域に係る地域で、次に掲げる地域をいう。  一　豊能郡能勢町天王簡易水道取水地点から上流の公共用水域に係る地域  二　軍行橋下流端から上流の猪名川及びこれに流入する公共用水域に係る地域  三　箕面市箕面浄水場取水地点から上流の箕面川及びこれに流入する公共用水域に係る地域  四　淀川大から上流の淀川及びこれに流入する公共用水域(以下「淀川水域」という。)に係る地域  五　近畿日本鉄道株式会社南大阪線石川橋橋りょう下流端から上流の石川及びこれに流入する公共用水域に係る地域  六　堺市及び和泉市に位置する光明池並びにこれに流入する公共用水域に係る地域  七　貝塚市(貝http://prs.gyosei.asp.lgwan.jp/ex_file/honban/master/270008/k201RG00000393/k201IG00001076.jpg市)蕎原浄水施設取水地点から上流の公共用水域に係る地域  八　泉佐野市に位置する大池及びこれに流入する公共用水域に係る地域  九　泉佐野市に位置する稲倉池及びこれに流入する公共用水域に係る地域  十　泉南郡岬町に位置する逢帰ダム貯水池及びこれに流入する公共用水域に係る地域  2　「その他の地域」とは、上水道水源地域以外の地域をいう。  3　備考1に掲げる地域は、平成6年11月1日における行政区画、河川、湖沼その他のものによって表示されたものとする。  4　この表に掲げる数値の検定方法は、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号)による。  5　「検出されないこと」とは、備考4の検定方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。  6　し尿浄化槽を設置する届出事業場であって届出施設を平成14年4月1日において設置しているもの(設置の工事をしているものを含む。)が、し尿浄化槽に係る排水を上水道水源地域に排水する排出口から排出する水については、この表のアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の項の規定にかかわらず、同項その他の地域欄に定める許容限度の排水基準を適用する。  二　生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量に係る排水基準  イ　共同処理施設以外の届出施設を設置する届出事業場(特定海水使用届出事業場を除く。ロの表において同じ。)の排出水について適用する排水基準   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 区分 | 届出事業場の属する業種 | 届出事業場から排出される1日当たりの平均的な排出水の量(単位　立方メートル) | 許容限度  (単位　1リットルにつきミリグラム) | | | | | | | | | A地域 | | B地域 | | C地域 | | D地域 | | | 日間平均 | 最大 | 日間平均 | 最大 | 日間平均 | 最大 | 日間平均 | 最大 | | 既設届出事業場 | 畜産農業 | 30以上 | 120 | 150 | 120 | 150 | 120 | 150 | 120 | 150 | | 食料品製造業 | 30以上  50未満 | 120 | 150 | 120 | 150 | 120 | 150 | 25 | 30 | | 50以上  200未満 | 60 | 80 | 80 | 100 | 100 | 120 | | 200以上  1,000未満 | 45 | 60 | 60 | 80 | 70 | 90 | | 1,000以上  5,000未満 | 30 | 40 | 30 | 40 | 35 | 45 | | 5,000以上 | 25 | 30 | 25 | 30 | 25 | 30 | | パルプ・紙・紙加工品製造業 | 30以上  50未満 | 120 | 150 | 120 | 150 | 120 | 150 | 25 | 30 | | 50以上  1,000未満 | 80 | 100 | 80 | 100 | 100 | 120 | | 1,000以上  5,000未満 | 50 | 65 | 50 | 65 | 60 | 80 | | 5,000以上 | 30 | 40 | 30 | 40 | 30 | 40 | | 化学工業 | 30以上  50未満 | 120 | 150 | 120 | 150 | 120 | 150 | 25 | 30 | | 50以上  200未満 | 80 | 100 | 80 | 100 | 100 | 120 | | 200以上  1,000未満 | 50 | 65 | 60 | 80 | 80 | 100 | | 1,000以上  5,000未満 | 35 | 45 | 40 | 50 | 50 | 65 | | 5,000以上 | 25 | 30 | 30 | 40 | 30 | 40 | | 石油製品又は石炭製品製造業 | 30以上  5未満 | 120 | 150 | 120 | 150 | 120 | 150 | 25 | 30 | | 5以上  50未満 | 50 | 65 | 50 | 65 | 50 | 65 | | 50以上  5,000未満 | 30 | 40 | 30 | 40 | 30 | 40 | | 5,000以上 | 10 | 15 | 10 | 15 | 10 | 15 | 10 | 15 | | 鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業又は機械器具製造業 | 30以上  50未満 | 120 | 150 | 120 | 150 | 120 | 150 | 25 | 30 | | 50以上  200未満 | 50 | 65 | 60 | 80 | 60 | 80 | | 200以上  2,000未満 | 30 | 40 | 35 | 45 | 40 | 50 | | 2,000以上  5,000未満 | 20 | 25 | 20 | 25 | 20 | 25 | 20 | 25 | | 5,000以上 | 10 | 15 | 10 | 15 | 10 | 15 | 10 | 15 | | その他の業種 | 30以上  50未満 | 120 | 150 | 120 | 150 | 120 | 150 | 25 | 30 | | 50以上  200未満 | 60 | 80 | 80 | 100 | 80 | 100 | | 200以上  1,000未満 | 40 | 50 | 50 | 65 | 60 | 80 | | 1,000以上  5,000未満 | 25 | 30 | 30 | 40 | 40 | 50 | | 5,000以上 | 20 | 25 | 25 | 30 | 30 | 40 | 15 | 20 | | 新設届出事業場 | 全ての業種 | 30以上  200未満 | 15 | 20 | 20 | 25 | 20 | 25 | 20 | 25 | | 200以上  5,000未満 | 10 | 15 | 15 | 20 | 20 | 25 | 15 | 20 | | 5,000以上 | 5 | 10 | 5 | 10 | 5 | 10 | 5 | 10 |   備考  1　「既設届出事業場」とは、次の各号のいずれかに掲げる届出事業場をいう。  一　別表第10第3号、第6号及び第11号の届出施設以外の届出施設を、昭和49年11月1日において設置している届出事業場(設置の工事をしているものを含む。)  二　別表第10第3号、第6号又は第11号の届出施設のみを、平成6年11月一日において設置している届出事業場(設置の工事をしているものを含む。)  2　「新設届出事業場」とは、既設届出事業場以外の届出事業場をいう。  3　新設届出事業場の設置が公害の防止のための工業団地への移転その他知事が別に定める移転に伴うもので、当該移転前において既設届出事業場であったものについては、その設置される地域に係る公共用水域の水質の保全上著しい支障を及ぼすおそれがないと知事が認めるものに限り、これを既設届出事業場とみなして、この表に掲げる排水基準を適用する。  4　「A地域」とは、次に掲げる地域をいう。  一　天王川及びこれに流入する公共用水域に係る地域  二　箕面川合流点から上流の猪名川及び箕面川並びにこれらに流入する公共用水域(以下「猪名川上流水域」という。)に係る地域  三　千歳橋下流端から上流の安威川及びこれに流入する公共用水域(以下「安威川上流水域」という。)に係る地域  四　西日本旅客鉄道株式会社阪和線大和川橋りょう下流端から上流の大和川及びこれに流入する公共用水域(石川及びこれに流入する公共用水域(以下「石川水域」という。)を除く。)並びに大阪狭山市に位置する副池及びこれから上流の西除川並びにこれらに流入する公共用水域(以下「大和川上流水域」という。)に係る地域  5　「B地域」とは、次に掲げる地域をいう。  一　猪名川及びこれに流入する公共用水域(猪名川上流水域を除く。以下「猪名川下流水域」という。)に係る地域  二　安威川及びこれに流入する公共用水域(安威川上流水域を除く。以下「安威川下流水域」という。)に係る地域  三　淀川水域に係る地域  四　寝屋川及び城北川並びにこれらに流入する公共用水域(淀川水域及び大和川上流水域を除く。以下「寝屋川水域」という。)に係る地域  五　石川水域に係る地域  六　大和川及びこれに流入する公共用水域(石川水域及び大和川上流水域を除く。以下「大和川下流水域」という。)に係る地域  七　府道堺阪南線大津川橋下流端から上流の大津川及び泉南市男里水源地から上流の男里川並びにこれらに流入する公共用水域に係る地域(以下「泉州上流地域」という。)  6　「C地域」とは、次に掲げる地域をいう。  一　神崎川及び神崎川派川並びにこれらに流入する公共用水域(猪名川下流水域、安威川下流水域及び淀川水域を除く。以下「神崎川水域」という。)に係る地域  二　淀川大から下流の淀川、正蓮(http://prs.gyosei.asp.lgwan.jp/ex_file/honban/master/270008/k201RG00000393/k201IG00000452.jpg)寺川、旧淀川、旧淀川派川及び港湾法第二条第三項に規定する港湾区域(大阪港の区域に属するものに限る。)並びにこれらに流入する公共用水域(神崎川水域、淀川水域、寝屋川水域及び大和川下流水域を除く。)に係る地域  三　堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、泉北郡及び泉南郡の区域(大和川上流水域及び大和川下流水域に係る地域、泉州上流地域並びに備考7に掲げる地域を除く。)  7　「D地域」とは、次に掲げる地域をいう。  一　堺市の区域のうち築港八幡町、築港南町、大浜西町、出島西町、石津西町、築港新町一丁、築港新町二丁、築港新町三丁、築港浜寺町、浜寺公園町一丁、浜寺公園町二丁、浜寺公園町三丁、浜寺公園町四丁及び築港浜寺西町の区域  二　高石市の区域のうち高砂1丁目、高砂2丁目、高砂3丁目、羽衣公園丁、高師浜丁及び南高砂の区域  三　泉大津市の区域のうち臨海町1丁目、臨海町2丁目、臨海町3丁目、小津島町、新港町、なぎさ町及び府道大阪臨海線以西の汐見町(98番地及び98番地の4を除く。)の区域  四　泉北郡忠岡町の区域のうち新浜の区域  五　岸和田市の区域のうち木材町、新港町、臨海町、地蔵浜町及び港緑町の区域  六　貝塚市の区域のうち港、二色1丁目、二色2丁目、二色3丁目、二色4丁目、二色南町、二色中町及び二色北町の区域  七　泉佐野市の区域のうち住吉町、新浜町、りんくう往来北、りんくう往来南及び泉州空港北の区域  八　泉南郡田尻町の区域のうちりんくうポート北、りんくうポート南及び泉州空港中の区域  九　泉南市の区域のうちりんくう南浜及び泉州空港南の区域  十　前各号に掲げる区域を除く地域であって、公有水面埋立法第2条第1項の規定による埋立の免許又は同法第42条第1項の規定による埋立の承認を受けた海面(府の区域(大阪市の区域を除く。)に属する海面に限る。)において当該埋立により昭和49年11月1日以降新たに生じた土地の地域  8　備考4から備考7までに掲げる地域は、平成6年11月1日における行政区画その他の区域、河川その他のものによって表示されたものとする。  9　「共同処理施設」とは、別表第十第十五号に掲げる施設をいう。  10　「特定海水使用届出事業場」とは、港湾法第2条第3項に規定する港湾区域又は府の区域に属する海域の水を採取して使用する届出事業場で、当該水の一日当たりの平均的な使用量が1,000立方メートル以上であるものをいう。  11　「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。  12　下水道処理区域(下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第8号に規定する処理区域をいう。以下同じ。)に所在する既設届出事業場の排出水についての排水基準は、この表の規定にかかわらず次の表に掲げるとおりとする。ただし、次の表の許容限度の数値がこの表に掲げる許容限度の数値より大きい場合にあっては、同表に掲げるとおりとする。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 届出事業場から排出される1日当たりの平均的な排出水の量  (単位　立方メートル) | 許容限度  (単位　1リットルにつきミリグラム) | | | 日間平均 | 最大 | | 30以上 | 20 | 25 |   13　備考12の規定は、届出事業場の所在する地域が下水道処理区域になった場合においては、下水道法第2条第6号に規定する終末処理場による下水の処理が開始された後1年を経過した日から適用する。  14　第1号の表の備考4の規定は、この表についても適用する。  ロ　共同処理施設を設置する届出事業場の排出水について適用する排水基準   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 区分 | 届出事業場から排出される1日当たりの平均的な排出水の量  (単位　立方メートル) | 許容限度  (単位　1リットルにつきミリグラム) | | | | | | | | | A地域 | | B地域 | | C地域 | | D地域 | | | 日間平均 | 最大 | 日間平均 | 最大 | 日間平均 | 最大 | 日間平均 | 最大 | | 既設届出事業場 | 30以上  1,000未満 | 40 | 50 | 60 | 80 | 100 | 120 | 25 | 30 | | 1,000以上  10,000未満 | 30 | 40 | 50 | 65 | 80 | 100 | 25 | 30 | | 10,000以上 | 20 | 25 | 30 | 40 | 40 | 50 | 20 | 25 | | 新設届出事業場 | 30以上 | 20 | 25 | 20 | 25 | 20 | 25 | 20 | 25 |   備考  1　第1号の表の備考4並びにイの表の備考1から備考7まで、備考9及び備考11の規定は、この表についても適用する。  2　イの表の備考8の規定は、この表について準用する。  ハ　特定海水使用届出事業場の排出水について適用する排水基準   |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 区分 | 届出事業場の属する業種 | 届出事業場から排出される1日当たりの平均的な排出水の量  (単位　立方メートル) | 許容限度  (単位　1リットルにつきミリグラム) | | | | | 大阪市の区域 | | 大阪市の区域以外の地域 | | | 日間平均 | 最大 | 日間平均 | 最大 | | 既設届出事業場 | 化学工業 | 5,000未満 | 23 | 28 | 20 | 25 | | 5,000以上  10,000未満 | 21 | 26 | 18 | 23 | | 10,000以上  20,000未満 | 19 | 24 | 16 | 21 | | 20,000以上  50,000未満 | 17 | 22 | 14 | 19 | | 50,000以上  200,000未満 | 13 | 18 | 10 | 15 | | 200,000以上 | 10 | 15 | 7 | 13 | | 鉄鋼業 | 5,000未満 | 12 | 17 | 9 | 14 | | 5,000以上 | 10 | 15 | 7 | 13 | | ガス業 | 5,000未満 | 31 | 40 | 28 | 38 | | 5,000以上  10,000未満 | 28 | 38 | 25 | 30 | | 10,000以上  20,000未満 | 23 | 28 | 20 | 25 | | 20,000以上  50,000未満 | 18 | 23 | 15 | 20 | | 50,000以上  200,000未満 | 11 | 16 | 8 | 14 | | 200,000以上 | 10 | 15 | 7 | 13 | | その他の業種 | 五5,000未満 | 13 | 18 | 10 | 15 | | 5,000以上  10,000未満 | 12 | 17 | 9 | 14 | | 10,000以上  20,000未満 | 11 | 16 | 8 | 14 | | 20,000以上  50,000未満 | 10 | 15 | 7 | 13 | | 50,000以上 | 9 | 14 | 6 | 12 | | 新設届出事業場 | 全ての業種 |  | 5 | 10 | 5 | 10 |   備考  1　イの表の備考1から備考3までの規定は、この表の届出事業場について準用する。  2　第一号の表の備考4並びにイの表の備考10及び備考11の規定は、この表についても適用する。  三　浮遊物質量に係る排水基準  イ　共同処理施設以外の届出施設を設置する届出事業場の排出水について適用する排水基準   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 区分 | 届出事業場の属する業種 | 届出事業場から排出される1日当たりの平均的な排出水の量  (単位　立方メートル) | 許容限度  (単位　1リットルにつきミリグラム) | | | | | | | | | A地域 | | B地域 | | C地域 | | D地域 | | | 日間平均 | 最大 | 日間平均 | 最大 | 日間平均 | 最大 | 日間平均 | 最大 | | 既設届出事業場 | 畜産農業 | 30以上  50未満 | 150 | 200 | 150 | 200 | 150 | 200 | 150 | 200 | | 50以上  200未満 | 120 | 150 | 120 | 150 | 120 | 150 | 120 | 150 | | 食料品製造業 | 30以上  50未満 | 150 | 200 | 150 | 200 | 150 | 200 | 50 | 65 | | 50以上  200未満 | 80 | 100 | 100 | 120 | 120 | 150 | | 200以上  1,000未満 | 70 | 90 | 80 | 100 | 100 | 120 | | 1,000以上  5,000未満 | 60 | 80 | 60 | 80 | 60 | 80 | | 5,000以上 | 50 | 65 | 50 | 65 | 50 | 65 | | パルプ・紙・紙加工品製造業 | 30以上  50未満 | 150 | 200 | 150 | 200 | 150 | 200 | 60 | 80 | | 50以上  1,000未満 | 120 | 150 | 120 | 150 | 120 | 150 | | 1,000以上  5,000未満 | 90 | 110 | 90 | 110 | 90 | 110 | | 5,000以上 | 60 | 80 | 60 | 80 | 60 | 80 | | 化学工業 | 330以上  50未満 | 150 | 200 | 150 | 200 | 150 | 200 | 20 | 25 | | 50以上  200未満 | 100 | 120 | 100 | 120 | 120 | 150 | | 200以上  1,000未満 | 70 | 90 | 80 | 100 | 100 | 120 | | 1,000以上  5,000未満 | 50 | 65 | 60 | 80 | 70 | 90 | | 5,000以上 | 30 | 40 | 40 | 50 | 40 | 50 | | 石油製品又は石炭製品製造業 | 30以上  50未満 | 150 | 200 | 150 | 200 | 150 | 200 | 40 | 50 | | 50以上  500未満 | 120 | 150 | 120 | 150 | 120 | 150 | | 500以上  5,000未満 | 80 | 100 | 80 | 100 | 80 | 100 | | 5,000以上 | 40 | 50 | 40 | 50 | 40 | 50 | 30 | 40 | | 鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業又は機械器具製造業 | 30以上  50未満 | 150 | 200 | 150 | 200 | 150 | 200 | 40 | 50 | | 50以上  200未満 | 100 | 120 | 120 | 150 | 120 | 150 | | 200以上  2,000未満 | 70 | 90 | 70 | 90 | 80 | 100 | | 2,000以上  5,000未満 | 60 | 80 | 60 | 80 | 60 | 80 | 35 | 45 | | 5,000以上 | 40 | 50 | 40 | 50 | 40 | 50 | 30 | 40 | | その他の業種 | 30以上  50未満 | 150 | 200 | 150 | 200 | 150 | 200 | 60 | 80 | | 50以上  200未満 | 100 | 120 | 120 | 150 | 120 | 150 | | 200以上  1,000未満 | 80 | 100 | 90 | 110 | 100 | 120 | | 1,000以上  5,000未満 | 60 | 80 | 70 | 90 | 80 | 100 | | 5,000以上 | 40 | 50 | 60 | 80 | 70 | 90 | 40 | 50 | | 新設届出事業場 | 全ての業種 | 30以上  200未満 | 50 | 65五 | 50 | 65 | 50 | 65 | 20 | 25 | | 200以上  5,000未満 | 30 | 40 | 50 | 65 | 50 | 65 | 20 | 25 | | 5,000以上 | 20 | 25 | 20 | 25 | 20 | 25 | 10 | 15 |   備考  1　下水道処理区域に所在する既設届出事業場の排出水についての上乗せ排水基準は、この表の規定にかかわらず次の表に掲げるとおりとする。ただし、次の表の許容限度の数値がこの表に掲げる許容限度の数値より大きい場合にあっては、同表に掲げるとおりとする。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 届出事業場から排出される一日当たりの平均的な排出水の量  (単位　立方メートル) | 許容限度  (単位　1リットルにつきミリグラム) | | | 日間平均 | 最大 | | 30以上 | 70 | 90 |   2　備考1の規定は、届出事業場の所在する地域が下水道処理区域になった場合においては、下水道法第二条第六号に規定する終末処理場による下水の処理が開始された後一年を経過した日から適用する。  3　第1号の表の備考4、第2号イの表の備考4から備考7まで、備考9及び備考11、第2号ロの表の備考2並びに第2号ハの表の備考1の規定は、この表についても適用する。  ロ　共同処理施設を設置する届出事業場の排出水について適用する排水基準   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 区分 | 届出事業場から排出される一日当たりの平均的な排出水の量  (単位　立方メートル) | 許容限度  (単位　1リットルにつきミリグラム) | | | | | | | | | A地域 | | B地域 | | C地域 | | D地域 | | | 日間平均 | 最大 | 日間平均 | 最大 | 日間平均 | 最大 | 日間平均 | 最大 | | 既設届出事業場 | 30以上  1,000未満 | 80 | 100 | 100 | 120 | 120 | 150 | 65 | 85 | | 1,000以上  10,000未満 | 70 | 90 | 90 | 110 | 110 | 130 | 65 | 85 | | 10,000以上 | 60 | 80 | 70 | 90 | 80 | 100 | 60 | 80 | | 新設届出事業場 | 30以上 | 50 | 70 | 50 | 70 | 50 | 70 | 50 | 70 |   備考　第1号の表の備考4、第2号イの表の備考4から備考7まで、備考9及び備考11、第2号ロの表の備考2並びに第二号ハの表の備考1の規定は、この表についても適用する。  四　ノルマルヘキサン抽出物質含有量に係る排水基準   |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 区分 | 届出事業場から排出される一日当たりの平均的な排出水の量  (単位　立方メートル) | 許容限度  (単位　1リットルにつきミリグラム) | | | | | 鉱油類含有量 | | 動植物油脂類含有量 | | | 上水道水源地域及び泉州臨海造成地域 | 一般地域 | 上水道水源地域及び泉州臨海造成地域 | 一般地域 | | 既設届出事業場 | 30以上  1,000未満 | 4 | 5 | 20 | 30 | | 1,000以上  5,000未満 | 3 | 4 | 15 | 20 | | 5,000以上 | 2 | 3 | 10 | 10 | | 新設届出事業場 | 30以上  1,000未満 | 3 | 4 | 10 | 10 | | 1,000以上  5,000未満 | 2 | 3 | 10 | 10 | | 5,000以上 | 1 | 2 | 5 | 5 |   備考  1　「泉州臨海造成地域」とは、第二号イの表の備考7に規定するD地域をいう。  2　「一般地域」とは、上水道水源地域及び泉州臨海造成地域以外の地域をいう。  3　第1号の表の備考1及び備考4並びに第2号ハの表の備考1の規定は、この表についても適用する。  4　第1号の表の備考3及び第2号イの表の備考8の規定は、この表について準用する。  五　その他の項目に係る排水基準   |  |  | | --- | --- | | 項目 | 許容限度 | | 水素イオン濃度  (水素指数) | 5.8以上  8.6以下 | | フェノール類含有量  (単位　1リットルにつきミリグラム) | 1　(泉州臨海造成地域内にある既設届出事業場から排出されるものにあっては2、一般地域内にある既設届出事業場から排出されるものにあっては5) | | 銅含有量  (単位　1リットルにつきミリグラム) | 3 | | 亜鉛含有量  (単位　1リットルにつきミリグラム) | 2 | | 溶解性鉄含有量  (単位　1リットルにつきミリグラム) | 10 | | 溶解性マンガン含有量  (単位　1リットルにつきミリグラム) | 10 | | クロム含有量  (単位　1リットルにつきミリグラム) | 2 | | 大腸菌数  (単位　1ミリリットルにつきコロニー形成単位) | 日間平均　800 | | 窒素含有量  (単位　1リットルにつきミリグラム) | 120(日間平均　60) | | りん含有量  (単位　1リットルにつきミリグラム) | 16(日間平均　8) | | 色 | 放流先で支障を来すような色を帯びていないこと。 |   備考  1　この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が30立方メートル以上(窒素含有量及びりん含有量にあっては、50立方メートル以上)である届出事業場の排出水について適用する。  2　第1号の表の備考4、第2号イの表の備考11、第2号ハの表の備考1並びに第4号の表の備考1、備考2及び備考4の規定は、この表についても適用する。 |
| 参考事項 |  |
| 設定等年月日 | 平成27年４月１日設定　　　　　　（平成　年　月　日最終変更） |
| 備　考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 届出施設の排出水にかかる改善命令、一時停止命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 大阪府生活環境の保全等に関する条例第61条第1項 |
| 所管部課（室）係名 | | 環境部環境指導課環境保全係 |
| 審  査  基  準 | 関係条項 |  |
| 基　 準 | 〇大阪府生活環境の保全等に関する条例  (排水基準)  第50条第1項　排出水に係る排水基準は、排出水の汚染状態(熱によるものを含む。以下同じ。)について、規則で定める。  〇大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則  (排水基準)  第27条　条例第50条第1項の規則で定める排水基準は、別表第13に掲げるとおりとする。  別表第13  (平12規則279・平14規則64・平15規則27・平20規則41・平23規則72・平23規則125・平23規則129・平24規則104・平25規則51・平26規則51・平26規則152・平27規則98・平27規則129・令2規則36・令4規則41・令5規則15・令5規則67・令6規則66・一部改正)  一　有害物質に係る排水基準   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 有害物質の種類 | 許容限度 | | | 上水道水源地域 | その他の地域 | | カドミウム及びその化合物 | 1リットルにつきカドミウム0.003ミリグラム | 1リットルにつきカドミウム0.03ミリグラム | | シアン化合物 | シアンにつき検出されないこと。 | 1リットルにつきシアン1ミリグラム | | 有機化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。) | 検出されないこと。 | 1リットルにつき1ミリグラム | | 鉛及びその化合物 | 1リットルにつき鉛0.01ミリグラム | 1リットルにつき鉛0.1ミリグラム | | 六価クロム化合物 | 1リットルにつき六価クロム0.02ミリグラム | 1リットルにつき六価クロム0.2ミリグラム | | 素及びその化合物 | 1リットルにつき素0.01ミリグラム | 1リットルにつき素0.1ミリグラム | | 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 | 1リットルにつき水銀0.0005ミリグラム | 1リットルにつき水銀0.005ミリグラム | | アルキル水銀化合物 | 検出されないこと。 | | | ポリ塩化ビフェニル | 検出されないこと。 | 1リットルにつき0.003ミリグラム | | トリクロロエチレン | 1リットルにつき0.01ミリグラム | 1リットルにつき0.1ミリグラム | | テトラクロロエチレン | 1リットルにつき0.01ミリグラム | 1リットルにつき0.1ミリグラム | | ジクロロメタン | 1リットルにつき0.02ミリグラム | 1リットルにつき0.2ミリグラム | | 四塩化炭素 | 1リットルにつき0.002ミリグラム | 1リットルにつき0.02ミリグラム | | 1・2―ジクロロエタン | 1リットルにつき0.004ミリグラム | 1リットルにつき0.04ミリグラム | | 1・1―ジクロロエチレン | 1リットルにつき0.1ミリグラム | 1リットルにつき1ミリグラム | | シス―1・2―ジクロロエチレン | 1リットルにつき0.04ミリグラム | 1リットルにつき0.4ミリグラム | | 1・1・1―トリクロロエタン | 1リットルにつき1ミリグラム | 1リットルにつき3ミリグラム | | 1・1・2―トリクロロエタン | 1リットルにつき0.006ミリグラム | 1リットルにつき0.06ミリグラム | | 1・3―ジクロロプロペン | 1リットルにつき0.002ミリグラム | 1リットルにつき0.02ミリグラム | | チウラム | 1リットルにつき0.006ミリグラム | 1リットルにつき0.06ミリグラム | | シマジン | 1リットルにつき0.003ミリグラム | 1リットルにつき0.03ミリグラム | | チオベンカルブ | 1リットルにつき0.02ミリグラム | 1リットルにつき0.2ミリグラム | | ベンゼン | 1リットルにつき0.01ミリグラム | 1リットルにつき0.1ミリグラム | | セレン及びその化合物 | 1リットルにつきセレン0.01ミリグラム | 1リットルにつきセレン0.1ミリグラム | | ほう素及びその化合物 | 1リットルにつきほう素1ミリグラム | 1リットルにつきほう素10ミリグラム | | ふっ素及びその化合物 | 1リットルにつきふっ素0.8ミリグラム | 1リットルにつきふっ素8ミリグラム(海域に排出されるものにあっては、1リットルにつき15ミリグラム) | | アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 | 1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量10ミリグラム | 1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100ミリグラム | | 1・4―ジオキサン | 1リットルにつき0.05ミリグラム | 1リットルにつき0.5ミリグラム |   備考  1　「上水道水源地域」とは、水道事業(水道法第3条第5項に規定する水道用水供給事業者により供給される水道水のみをその用に供するものを除く。)又は同条第四項に規定する水道用水供給事業のための原水として取水している公共用水域に係る地域で、次に掲げる地域をいう。  一　豊能郡能勢町天王簡易水道取水地点から上流の公共用水域に係る地域  二　軍行橋下流端から上流の猪名川及びこれに流入する公共用水域に係る地域  三　箕面市箕面浄水場取水地点から上流の箕面川及びこれに流入する公共用水域に係る地域  四　淀川大から上流の淀川及びこれに流入する公共用水域(以下「淀川水域」という。)に係る地域  五　近畿日本鉄道株式会社南大阪線石川橋橋りょう下流端から上流の石川及びこれに流入する公共用水域に係る地域  六　堺市及び和泉市に位置する光明池並びにこれに流入する公共用水域に係る地域  七　貝塚市(貝http://prs.gyosei.asp.lgwan.jp/ex_file/honban/master/270008/k201RG00000393/k201IG00001076.jpg市)蕎原浄水施設取水地点から上流の公共用水域に係る地域  八　泉佐野市に位置する大池及びこれに流入する公共用水域に係る地域  九　泉佐野市に位置する稲倉池及びこれに流入する公共用水域に係る地域  十　泉南郡岬町に位置する逢帰ダム貯水池及びこれに流入する公共用水域に係る地域  2　「その他の地域」とは、上水道水源地域以外の地域をいう。  3　備考1に掲げる地域は、平成6年11月1日における行政区画、河川、湖沼その他のものによって表示されたものとする。  4　この表に掲げる数値の検定方法は、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号)による。  5　「検出されないこと」とは、備考4の検定方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。  6　し尿浄化槽を設置する届出事業場であって届出施設を平成14年4月1日において設置しているもの(設置の工事をしているものを含む。)が、し尿浄化槽に係る排水を上水道水源地域に排水する排出口から排出する水については、この表のアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の項の規定にかかわらず、同項その他の地域欄に定める許容限度の排水基準を適用する。  二　生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量に係る排水基準  イ　共同処理施設以外の届出施設を設置する届出事業場(特定海水使用届出事業場を除く。ロの表において同じ。)の排出水について適用する排水基準   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 区分 | 届出事業場の属する業種 | 届出事業場から排出される1日当たりの平均的な排出水の量(単位　立方メートル) | 許容限度  (単位　1リットルにつきミリグラム) | | | | | | | | | A地域 | | B地域 | | C地域 | | D地域 | | | 日間平均 | 最大 | 日間平均 | 最大 | 日間平均 | 最大 | 日間平均 | 最大 | | 既設届出事業場 | 畜産農業 | 30以上 | 120 | 150 | 120 | 150 | 120 | 150 | 120 | 150 | | 食料品製造業 | 30以上  50未満 | 120 | 150 | 120 | 150 | 120 | 150 | 25 | 30 | | 50以上  200未満 | 60 | 80 | 80 | 100 | 100 | 120 | | 200以上  1,000未満 | 45 | 60 | 60 | 80 | 70 | 90 | | 1,000以上  5,000未満 | 30 | 40 | 30 | 40 | 35 | 45 | | 5,000以上 | 25 | 30 | 25 | 30 | 25 | 30 | | パルプ・紙・紙加工品製造業 | 30以上  50未満 | 120 | 150 | 120 | 150 | 120 | 150 | 25 | 30 | | 50以上  1,000未満 | 80 | 100 | 80 | 100 | 100 | 120 | | 1,000以上  5,000未満 | 50 | 65 | 50 | 65 | 60 | 80 | | 5,000以上 | 30 | 40 | 30 | 40 | 30 | 40 | | 化学工業 | 30以上  50未満 | 120 | 150 | 120 | 150 | 120 | 150 | 25 | 30 | | 50以上  200未満 | 80 | 100 | 80 | 100 | 100 | 120 | | 200以上  1,000未満 | 50 | 65 | 60 | 80 | 80 | 100 | | 1,000以上  5,000未満 | 35 | 45 | 40 | 50 | 50 | 65 | | 5,000以上 | 25 | 30 | 30 | 40 | 30 | 40 | | 石油製品又は石炭製品製造業 | 30以上  5未満 | 120 | 150 | 120 | 150 | 120 | 150 | 25 | 30 | | 5以上  50未満 | 50 | 65 | 50 | 65 | 50 | 65 | | 50以上  5,000未満 | 30 | 40 | 30 | 40 | 30 | 40 | | 5,000以上 | 10 | 15 | 10 | 15 | 10 | 15 | 10 | 15 | | 鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業又は機械器具製造業 | 30以上  50未満 | 120 | 150 | 120 | 150 | 120 | 150 | 25 | 30 | | 50以上  200未満 | 50 | 65 | 60 | 80 | 60 | 80 | | 200以上  2,000未満 | 30 | 40 | 35 | 45 | 40 | 50 | | 2,000以上  5,000未満 | 20 | 25 | 20 | 25 | 20 | 25 | 20 | 25 | | 5,000以上 | 10 | 15 | 10 | 15 | 10 | 15 | 10 | 15 | | その他の業種 | 30以上  50未満 | 120 | 150 | 120 | 150 | 120 | 150 | 25 | 30 | | 50以上  200未満 | 60 | 80 | 80 | 100 | 80 | 100 | | 200以上  1,000未満 | 40 | 50 | 50 | 65 | 60 | 80 | | 1,000以上  5,000未満 | 25 | 30 | 30 | 40 | 40 | 50 | | 5,000以上 | 20 | 25 | 25 | 30 | 30 | 40 | 15 | 20 | | 新設届出事業場 | 全ての業種 | 30以上  200未満 | 15 | 20 | 20 | 25 | 20 | 25 | 20 | 25 | | 200以上  5,000未満 | 10 | 15 | 15 | 20 | 20 | 25 | 15 | 20 | | 5,000以上 | 5 | 10 | 5 | 10 | 5 | 10 | 5 | 10 |   備考  1　「既設届出事業場」とは、次の各号のいずれかに掲げる届出事業場をいう。  一　別表第10第3号、第6号及び第11号の届出施設以外の届出施設を、昭和49年11月1日において設置している届出事業場(設置の工事をしているものを含む。)  二　別表第10第3号、第6号又は第11号の届出施設のみを、平成6年11月一日において設置している届出事業場(設置の工事をしているものを含む。)  2　「新設届出事業場」とは、既設届出事業場以外の届出事業場をいう。  3　新設届出事業場の設置が公害の防止のための工業団地への移転その他知事が別に定める移転に伴うもので、当該移転前において既設届出事業場であったものについては、その設置される地域に係る公共用水域の水質の保全上著しい支障を及ぼすおそれがないと知事が認めるものに限り、これを既設届出事業場とみなして、この表に掲げる排水基準を適用する。  4　「A地域」とは、次に掲げる地域をいう。  一　天王川及びこれに流入する公共用水域に係る地域  二　箕面川合流点から上流の猪名川及び箕面川並びにこれらに流入する公共用水域(以下「猪名川上流水域」という。)に係る地域  三　千歳橋下流端から上流の安威川及びこれに流入する公共用水域(以下「安威川上流水域」という。)に係る地域  四　西日本旅客鉄道株式会社阪和線大和川橋りょう下流端から上流の大和川及びこれに流入する公共用水域(石川及びこれに流入する公共用水域(以下「石川水域」という。)を除く。)並びに大阪狭山市に位置する副池及びこれから上流の西除川並びにこれらに流入する公共用水域(以下「大和川上流水域」という。)に係る地域  5　「B地域」とは、次に掲げる地域をいう。  一　猪名川及びこれに流入する公共用水域(猪名川上流水域を除く。以下「猪名川下流水域」という。)に係る地域  二　安威川及びこれに流入する公共用水域(安威川上流水域を除く。以下「安威川下流水域」という。)に係る地域  三　淀川水域に係る地域  四　寝屋川及び城北川並びにこれらに流入する公共用水域(淀川水域及び大和川上流水域を除く。以下「寝屋川水域」という。)に係る地域  五　石川水域に係る地域  六　大和川及びこれに流入する公共用水域(石川水域及び大和川上流水域を除く。以下「大和川下流水域」という。)に係る地域  七　府道堺阪南線大津川橋下流端から上流の大津川及び泉南市男里水源地から上流の男里川並びにこれらに流入する公共用水域に係る地域(以下「泉州上流地域」という。)  6　「C地域」とは、次に掲げる地域をいう。  一　神崎川及び神崎川派川並びにこれらに流入する公共用水域(猪名川下流水域、安威川下流水域及び淀川水域を除く。以下「神崎川水域」という。)に係る地域  二　淀川大から下流の淀川、正蓮(http://prs.gyosei.asp.lgwan.jp/ex_file/honban/master/270008/k201RG00000393/k201IG00000452.jpg)寺川、旧淀川、旧淀川派川及び港湾法第二条第三項に規定する港湾区域(大阪港の区域に属するものに限る。)並びにこれらに流入する公共用水域(神崎川水域、淀川水域、寝屋川水域及び大和川下流水域を除く。)に係る地域  三　堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、泉北郡及び泉南郡の区域(大和川上流水域及び大和川下流水域に係る地域、泉州上流地域並びに備考7に掲げる地域を除く。)  7　「D地域」とは、次に掲げる地域をいう。  一　堺市の区域のうち築港八幡町、築港南町、大浜西町、出島西町、石津西町、築港新町一丁、築港新町二丁、築港新町三丁、築港浜寺町、浜寺公園町一丁、浜寺公園町二丁、浜寺公園町三丁、浜寺公園町四丁及び築港浜寺西町の区域  二　高石市の区域のうち高砂1丁目、高砂2丁目、高砂3丁目、羽衣公園丁、高師浜丁及び南高砂の区域  三　泉大津市の区域のうち臨海町1丁目、臨海町2丁目、臨海町3丁目、小津島町、新港町、なぎさ町及び府道大阪臨海線以西の汐見町(98番地及び98番地の4を除く。)の区域  四　泉北郡忠岡町の区域のうち新浜の区域  五　岸和田市の区域のうち木材町、新港町、臨海町、地蔵浜町及び港緑町の区域  六　貝塚市の区域のうち港、二色1丁目、二色2丁目、二色3丁目、二色4丁目、二色南町、二色中町及び二色北町の区域  七　泉佐野市の区域のうち住吉町、新浜町、りんくう往来北、りんくう往来南及び泉州空港北の区域  八　泉南郡田尻町の区域のうちりんくうポート北、りんくうポート南及び泉州空港中の区域  九　泉南市の区域のうちりんくう南浜及び泉州空港南の区域  十　前各号に掲げる区域を除く地域であって、公有水面埋立法第2条第1項の規定による埋立の免許又は同法第42条第1項の規定による埋立の承認を受けた海面(府の区域(大阪市の区域を除く。)に属する海面に限る。)において当該埋立により昭和49年11月1日以降新たに生じた土地の地域  8　備考4から備考7までに掲げる地域は、平成6年11月1日における行政区画その他の区域、河川その他のものによって表示されたものとする。  9　「共同処理施設」とは、別表第十第十五号に掲げる施設をいう。  10　「特定海水使用届出事業場」とは、港湾法第2条第3項に規定する港湾区域又は府の区域に属する海域の水を採取して使用する届出事業場で、当該水の一日当たりの平均的な使用量が1,000立方メートル以上であるものをいう。  11　「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。  12　下水道処理区域(下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第8号に規定する処理区域をいう。以下同じ。)に所在する既設届出事業場の排出水についての排水基準は、この表の規定にかかわらず次の表に掲げるとおりとする。ただし、次の表の許容限度の数値がこの表に掲げる許容限度の数値より大きい場合にあっては、同表に掲げるとおりとする。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 届出事業場から排出される1日当たりの平均的な排出水の量  (単位　立方メートル) | 許容限度  (単位　1リットルにつきミリグラム) | | | 日間平均 | 最大 | | 30以上 | 20 | 25 |   13　備考12の規定は、届出事業場の所在する地域が下水道処理区域になった場合においては、下水道法第2条第6号に規定する終末処理場による下水の処理が開始された後1年を経過した日から適用する。  14　第1号の表の備考4の規定は、この表についても適用する。  ロ　共同処理施設を設置する届出事業場の排出水について適用する排水基準   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 区分 | 届出事業場から排出される1日当たりの平均的な排出水の量  (単位　立方メートル) | 許容限度  (単位　1リットルにつきミリグラム) | | | | | | | | | A地域 | | B地域 | | C地域 | | D地域 | | | 日間平均 | 最大 | 日間平均 | 最大 | 日間平均 | 最大 | 日間平均 | 最大 | | 既設届出事業場 | 30以上  1,000未満 | 40 | 50 | 60 | 80 | 100 | 120 | 25 | 30 | | 1,000以上  10,000未満 | 30 | 40 | 50 | 65 | 80 | 100 | 25 | 30 | | 10,000以上 | 20 | 25 | 30 | 40 | 40 | 50 | 20 | 25 | | 新設届出事業場 | 30以上 | 20 | 25 | 20 | 25 | 20 | 25 | 20 | 25 |   備考  1　第1号の表の備考4並びにイの表の備考1から備考7まで、備考9及び備考11の規定は、この表についても適用する。  2　イの表の備考8の規定は、この表について準用する。  ハ　特定海水使用届出事業場の排出水について適用する排水基準   |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 区分 | 届出事業場の属する業種 | 届出事業場から排出される1日当たりの平均的な排出水の量  (単位　立方メートル) | 許容限度  (単位　1リットルにつきミリグラム) | | | | | 大阪市の区域 | | 大阪市の区域以外の地域 | | | 日間平均 | 最大 | 日間平均 | 最大 | | 既設届出事業場 | 化学工業 | 5,000未満 | 23 | 28 | 20 | 25 | | 5,000以上  10,000未満 | 21 | 26 | 18 | 23 | | 10,000以上  20,000未満 | 19 | 24 | 16 | 21 | | 20,000以上  50,000未満 | 17 | 22 | 14 | 19 | | 50,000以上  200,000未満 | 13 | 18 | 10 | 15 | | 200,000以上 | 10 | 15 | 7 | 13 | | 鉄鋼業 | 5,000未満 | 12 | 17 | 9 | 14 | | 5,000以上 | 10 | 15 | 7 | 13 | | ガス業 | 5,000未満 | 31 | 40 | 28 | 38 | | 5,000以上  10,000未満 | 28 | 38 | 25 | 30 | | 10,000以上  20,000未満 | 23 | 28 | 20 | 25 | | 20,000以上  50,000未満 | 18 | 23 | 15 | 20 | | 50,000以上  200,000未満 | 11 | 16 | 8 | 14 | | 200,000以上 | 10 | 15 | 7 | 13 | | その他の業種 | 五5,000未満 | 13 | 18 | 10 | 15 | | 5,000以上  10,000未満 | 12 | 17 | 9 | 14 | | 10,000以上  20,000未満 | 11 | 16 | 8 | 14 | | 20,000以上  50,000未満 | 10 | 15 | 7 | 13 | | 50,000以上 | 9 | 14 | 6 | 12 | | 新設届出事業場 | 全ての業種 |  | 5 | 10 | 5 | 10 |   備考  1　イの表の備考1から備考3までの規定は、この表の届出事業場について準用する。  2　第一号の表の備考4並びにイの表の備考10及び備考11の規定は、この表についても適用する。  三　浮遊物質量に係る排水基準  イ　共同処理施設以外の届出施設を設置する届出事業場の排出水について適用する排水基準   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 区分 | 届出事業場の属する業種 | 届出事業場から排出される1日当たりの平均的な排出水の量  (単位　立方メートル) | 許容限度  (単位　1リットルにつきミリグラム) | | | | | | | | | A地域 | | B地域 | | C地域 | | D地域 | | | 日間平均 | 最大 | 日間平均 | 最大 | 日間平均 | 最大 | 日間平均 | 最大 | | 既設届出事業場 | 畜産農業 | 30以上  50未満 | 150 | 200 | 150 | 200 | 150 | 200 | 150 | 200 | | 50以上  200未満 | 120 | 150 | 120 | 150 | 120 | 150 | 120 | 150 | | 食料品製造業 | 30以上  50未満 | 150 | 200 | 150 | 200 | 150 | 200 | 50 | 65 | | 50以上  200未満 | 80 | 100 | 100 | 120 | 120 | 150 | | 200以上  1,000未満 | 70 | 90 | 80 | 100 | 100 | 120 | | 1,000以上  5,000未満 | 60 | 80 | 60 | 80 | 60 | 80 | | 5,000以上 | 50 | 65 | 50 | 65 | 50 | 65 | | パルプ・紙・紙加工品製造業 | 30以上  50未満 | 150 | 200 | 150 | 200 | 150 | 200 | 60 | 80 | | 50以上  1,000未満 | 120 | 150 | 120 | 150 | 120 | 150 | | 1,000以上  5,000未満 | 90 | 110 | 90 | 110 | 90 | 110 | | 5,000以上 | 60 | 80 | 60 | 80 | 60 | 80 | | 化学工業 | 330以上  50未満 | 150 | 200 | 150 | 200 | 150 | 200 | 20 | 25 | | 50以上  200未満 | 100 | 120 | 100 | 120 | 120 | 150 | | 200以上  1,000未満 | 70 | 90 | 80 | 100 | 100 | 120 | | 1,000以上  5,000未満 | 50 | 65 | 60 | 80 | 70 | 90 | | 5,000以上 | 30 | 40 | 40 | 50 | 40 | 50 | | 石油製品又は石炭製品製造業 | 30以上  50未満 | 150 | 200 | 150 | 200 | 150 | 200 | 40 | 50 | | 50以上  500未満 | 120 | 150 | 120 | 150 | 120 | 150 | | 500以上  5,000未満 | 80 | 100 | 80 | 100 | 80 | 100 | | 5,000以上 | 40 | 50 | 40 | 50 | 40 | 50 | 30 | 40 | | 鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業又は機械器具製造業 | 30以上  50未満 | 150 | 200 | 150 | 200 | 150 | 200 | 40 | 50 | | 50以上  200未満 | 100 | 120 | 120 | 150 | 120 | 150 | | 200以上  2,000未満 | 70 | 90 | 70 | 90 | 80 | 100 | | 2,000以上  5,000未満 | 60 | 80 | 60 | 80 | 60 | 80 | 35 | 45 | | 5,000以上 | 40 | 50 | 40 | 50 | 40 | 50 | 30 | 40 | | その他の業種 | 30以上  50未満 | 150 | 200 | 150 | 200 | 150 | 200 | 60 | 80 | | 50以上  200未満 | 100 | 120 | 120 | 150 | 120 | 150 | | 200以上  1,000未満 | 80 | 100 | 90 | 110 | 100 | 120 | | 1,000以上  5,000未満 | 60 | 80 | 70 | 90 | 80 | 100 | | 5,000以上 | 40 | 50 | 60 | 80 | 70 | 90 | 40 | 50 | | 新設届出事業場 | 全ての業種 | 30以上  200未満 | 50 | 65五 | 50 | 65 | 50 | 65 | 20 | 25 | | 200以上  5,000未満 | 30 | 40 | 50 | 65 | 50 | 65 | 20 | 25 | | 5,000以上 | 20 | 25 | 20 | 25 | 20 | 25 | 10 | 15 |   備考  1　下水道処理区域に所在する既設届出事業場の排出水についての上乗せ排水基準は、この表の規定にかかわらず次の表に掲げるとおりとする。ただし、次の表の許容限度の数値がこの表に掲げる許容限度の数値より大きい場合にあっては、同表に掲げるとおりとする。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 届出事業場から排出される一日当たりの平均的な排出水の量  (単位　立方メートル) | 許容限度  (単位　1リットルにつきミリグラム) | | | 日間平均 | 最大 | | 30以上 | 70 | 90 |   2　備考1の規定は、届出事業場の所在する地域が下水道処理区域になった場合においては、下水道法第二条第六号に規定する終末処理場による下水の処理が開始された後一年を経過した日から適用する。  3　第1号の表の備考4、第2号イの表の備考4から備考7まで、備考9及び備考11、第2号ロの表の備考2並びに第2号ハの表の備考1の規定は、この表についても適用する。  ロ　共同処理施設を設置する届出事業場の排出水について適用する排水基準   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 区分 | 届出事業場から排出される一日当たりの平均的な排出水の量  (単位　立方メートル) | 許容限度  (単位　1リットルにつきミリグラム) | | | | | | | | | A地域 | | B地域 | | C地域 | | D地域 | | | 日間平均 | 最大 | 日間平均 | 最大 | 日間平均 | 最大 | 日間平均 | 最大 | | 既設届出事業場 | 30以上  1,000未満 | 80 | 100 | 100 | 120 | 120 | 150 | 65 | 85 | | 1,000以上  10,000未満 | 70 | 90 | 90 | 110 | 110 | 130 | 65 | 85 | | 10,000以上 | 60 | 80 | 70 | 90 | 80 | 100 | 60 | 80 | | 新設届出事業場 | 30以上 | 50 | 70 | 50 | 70 | 50 | 70 | 50 | 70 |   備考　第1号の表の備考4、第2号イの表の備考4から備考7まで、備考9及び備考11、第2号ロの表の備考2並びに第二号ハの表の備考1の規定は、この表についても適用する。  四　ノルマルヘキサン抽出物質含有量に係る排水基準   |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 区分 | 届出事業場から排出される一日当たりの平均的な排出水の量  (単位　立方メートル) | 許容限度  (単位　1リットルにつきミリグラム) | | | | | 鉱油類含有量 | | 動植物油脂類含有量 | | | 上水道水源地域及び泉州臨海造成地域 | 一般地域 | 上水道水源地域及び泉州臨海造成地域 | 一般地域 | | 既設届出事業場 | 30以上  1,000未満 | 4 | 5 | 20 | 30 | | 1,000以上  5,000未満 | 3 | 4 | 15 | 20 | | 5,000以上 | 2 | 3 | 10 | 10 | | 新設届出事業場 | 30以上  1,000未満 | 3 | 4 | 10 | 10 | | 1,000以上  5,000未満 | 2 | 3 | 10 | 10 | | 5,000以上 | 1 | 2 | 5 | 5 |   備考  1　「泉州臨海造成地域」とは、第二号イの表の備考7に規定するD地域をいう。  2　「一般地域」とは、上水道水源地域及び泉州臨海造成地域以外の地域をいう。  3　第1号の表の備考1及び備考4並びに第2号ハの表の備考1の規定は、この表についても適用する。  4　第1号の表の備考3及び第2号イの表の備考8の規定は、この表について準用する。  五　その他の項目に係る排水基準   |  |  | | --- | --- | | 項目 | 許容限度 | | 水素イオン濃度  (水素指数) | 5.8以上  8.6以下 | | フェノール類含有量  (単位　1リットルにつきミリグラム) | 1　(泉州臨海造成地域内にある既設届出事業場から排出されるものにあっては2、一般地域内にある既設届出事業場から排出されるものにあっては5) | | 銅含有量  (単位　1リットルにつきミリグラム) | 3 | | 亜鉛含有量  (単位　1リットルにつきミリグラム) | 2 | | 溶解性鉄含有量  (単位　1リットルにつきミリグラム) | 10 | | 溶解性マンガン含有量  (単位　1リットルにつきミリグラム) | 10 | | クロム含有量  (単位　1リットルにつきミリグラム) | 2 | | 大腸菌数  (単位　1ミリリットルにつきコロニー形成単位) | 日間平均　800 | | 窒素含有量  (単位　1リットルにつきミリグラム) | 120(日間平均　60) | | りん含有量  (単位　1リットルにつきミリグラム) | 16(日間平均　8) | | 色 | 放流先で支障を来すような色を帯びていないこと。 |   備考  1　この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が30立方メートル以上(窒素含有量及びりん含有量にあっては、50立方メートル以上)である届出事業場の排出水について適用する。  2　第1号の表の備考4、第2号イの表の備考11、第2号ハの表の備考1並びに第4号の表の備考1、備考2及び備考4の規定は、この表についても適用する。 |
| 参考事項 |  |
| 設定等年月日 | 平成27年４月１日設定　　　　　　（平成　年　月　日最終変更） |
| 備　考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 特定施設の排出水にかかる改善命令、一時停止命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 大阪府生活環境の保全等に関する条例第62条第1項 |
| 所管部課（室）係名 | | 環境部環境指導課環境保全係 |
| 審  査  基  準 | 関係条項 |  |
| 基　 準 | 〇大阪府生活環境の保全等に関する条例  第51条　特定事業場排出水に係る排水基準は、特定事業場排出水の汚染状態(水質汚濁防止法第2条第2項第2号に規定する項目によって示される水の汚染状態以外の水の汚染状態(有害物質によるものを除く。)をいう。以下同じ。)について、規則で定める。  〇大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則  (特定事業場排水基準)  第28条　条例第51条第1項の規則で定める排水基準は、別表第14に掲げるとおりとする。  別表第14  (平14規則64・令4規則41・一部改正)   |  |  | | --- | --- | | 項目 | 許容限度 | | 色 | 放流先で支障を来すような色を帯びていないこと。 |   備考　この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が30立方メートル以上である特定事業場の排出水について適用する。 |
| 参考事項 |  |
| 設定等年月日 | 平成27年４月１日設定　　　　　　（平成　年　月　日最終変更） |
| 備　考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 届出事業場又は特定事業場の汚水又は排水にかかる事故時の応急措置命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 大阪府生活環境の保全等に関する条例第64条第2項 |
| 所管部課（室）係名 | | 環境部環境指導課環境保全係 |
| 審  査  基  準 | 関係条項 | 同条例第64条第1項 |
| 基　 準 | 〇大阪府生活環境の保全等に関する条例  （事故時の措置)  第64条　事業者は、工場又は事業場の施設又は設備等の故障、破損その他の事故が発生し、汚水又は廃液が公共用水域に流出したことにより人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続く当該汚水又は廃液の流出の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を知事に届け出なければならない。ただし、水質汚濁防止法第十四条の二第一項又は第三項の規定により応急の措置を講じなければならない場合にあっては、この限りでない。 |
| 参考事項 |  |
| 設定等年月日 | 平成27年４月１日設定　　　　　　（平成　年　月　日最終変更） |
| 備　考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 排出水にかかる緊急時の措置命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 大阪府生活環境の保全等に関する条例第68条 |
| 所管部課（室）係名 | | 環境部環境指導課環境保全係 |
| 審  査  基  準 | 関係条項 | 同条例施行規則第第36条第1項 |
| 基　 準 | 〇水質汚濁防止法施行令  第6条 |
| 参考事項 |  |
| 設定等年月日 | 平成27年４月１日設定　　　　　　（平成　年　月　日最終変更） |
| 備　考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 地下浸透水にかかる汚水等の処理方法の改善命令、届出施設の使用等の一時停止命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 大阪府生活環境の保全等に関する条例第79条第1項 |
| 所管部課（室）係名 | | 環境部環境指導課環境保全係 |
| 審  査  基  準 | 関係条項 | 同条例第78条  同条例施行規則第48条 |
| 基　 準 | 〇大阪府生活環境の保全等に関する条例  (有害物質を含む地下浸透水の浸透の禁止)  第78条　届出事業場から水を排出する者(地下浸透水を浸透させる者を含む。)は、地下水及び土壌の汚染を防止するため、有害物質を含むものとして規則で定める要件に該当する地下浸透水を浸透させてはならない。 |
| 参考事項 |  |
| 設定等年月日 | 平成27年４月１日設定　　　　　　（平成　年　月　日最終変更） |
| 備　考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 届出事業場の有害物質の地下浸透にかかる事故時の応急措置命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 大阪府生活環境の保全等に関する条例第80条第2項 |
| 所管部課（室）係名 | | 環境部環境指導課環境保全係 |
| 審  査  基  準 | 関係条項 | 同条例第80条第1項 |
| 基　 準 | 〇大阪府生活環境の保全等に関する条例  第80条　届出事業場の設置者は、当該届出事業場において、届出施設の破損その他の事故が発生し、有害物質を含む水が当該届出事業場から地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続く有害物質を含む水の浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を知事に届け出なければならない。 |
| 参考事項 |  |
| 設定等年月日 | 平成27年４月１日設定　　　　　　（平成　年　月　日最終変更） |
| 備　考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 有害物質使用届出施設等の使用の廃止等の通知 |
| 根拠法令及び条項 | | 大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の4第2項 |
| 所管部課（室）係名 | | 環境部環境指導課環境保全係 |
| 審  査  基  準 | 関係条項 | 同条例第81条の4第1項 |
| 基　 準 | 〇大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則  (使用が廃止された有害物質使用届出施設等に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査)  第48条の2　条例第81条の4第1項の規定による報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から起算して120日以内に行わなければならない。ただし、当該期間内に当該報告を行うことができない特別の事情があると認められるときは、知事は、当該土地の所有者等(条例第81条の4第1項に規定する所有者等をいう。以下同じ。)の申請により、その期限を延長するものとする。この場合において、その申請は、報告期限延長申請書(様式第23号の2)を提出して行うものとする。  一　当該土地の所有者等が当該有害物質使用届出施設等を設置していた者である場合(第81条の4第1項ただし書の確認を受けた場合を除く。)　当該有害物質使用届出施設等の使用が廃止された日  二　当該土地の所有者等が条例第81条の4第2項の規定による通知を受けた者である場合(同条第1項ただし書の確認を受けた場合を除く。)　当該通知を受けた日  三　条例第81条の4第1項ただし書の確認が取り消された場合　第48条の23の規定による通知を受けた日  2　条例第81条の4第1項の規定による報告は、大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の4第1項の土壌汚染状況調査結果報告書(様式第23号の3)を提出して行うものとする。  3　前項の大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の4第1項の土壌汚染状況調査結果報告書には、土壌汚染状況調査の対象となる土地(以下「土壌汚染状況調査の対象地」という。)の土壌の管理有害物質による汚染状態を明らかにした図面を添付しなければならない。  (平22規則36・全改、令元規則3・一部改正)  (有害物質使用届出施設等の使用の廃止等の通知)  第48条の19　条例第81条の4第2項の規定による通知は、有害物質使用届出施設等の使用が廃止された際の土地の所有者等(当該土地の所有者等から土地に関する権利を譲り受けた者その他の新たに土地の所有者等となった者が同条第一項の調査を行うことについて、当該土地の所有者等及び当該新たに土地の所有者等となった者が合意している場合にあっては、当該新たに土地の所有者等となった者)に対して行うものとする。  (有害物質使用届出施設等の使用の廃止等に関し通知すべき事項)  第48条の20　条例第81条の4第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。  一　使用が廃止された有害物質使用届出施設等の種類、設置場所及び廃止年月日並びに当該有害物質使用届出施設等において製造され、使用され、又は処理されていた(ダイオキシン類にあっては、発生し、又は処理されていた)管理有害物質の種類  二　工場又は事業場の名称及び当該工場又は事業場の敷地であった土地の所在地  三　条例第81条の4第1項の規定による報告を行うべき期限  (平22規則36・全改) |
| 参考事項 |  |
| 設定等年月日 | 平成27年４月１日設定　　　　　　（平成　年　月　日最終変更） |
| 備　考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 要措置管理区域内の土地の所有者等への汚染除去等計画の提出指示 |
| 根拠法令及び条項 | | 大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の9第1項 |
| 所管部課（室）係名 | | 環境部環境指導課環境保全係 |
| 審  査  基  準 | 関係条項 | 同条例第81条の8第1項 |
| 基　 準 | 〇大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則  (汚染除去等計画の作成及び提出の指示)  第48条の36　条例第81条の9第1項本文の規定による指示は、書面により行うものとする。  (平22規則36・全改、令元規則3・一部改正)  (汚染除去等計画の作成及び提出の指示において示す事項)  第48条の37　条例第81条の9第1項本文の規則で定める事項は、次のとおりとする。  一　汚染の除去等の措置(条例第81条の8第1項に規定する汚染の除去等の措置をいう。以下同じ。)を講ずべき要措置管理区域の場所  二　汚染除去等計画(条例第81条の9第1項に規定する汚染除去等計画をいう。以下同じ。)を提出すべき期限  2　条例第81条の9第1項本文の措置を講ずべき期限は、汚染の除去等の措置を講ずべき要措置管理区域の場所、当該要措置管理区域内の土地の土壌の管理有害物質による汚染状態、当該要措置管理区域内の土地の所有者等の経理的基礎及び技術的能力等を勘案し、相当なものとなるよう示すものとする。  3　第1項第1号の要措置管理区域の場所は、当該要措置管理区域若しくはその周辺の土地の土壌又は当該要措置管理区域若しくはその周辺の土地にある地下水の管理有害物質による汚染状態等を勘案し、人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において示すものとする。  4　第1項第2号の汚染除去等計画を提出すべき期限は、基準不適合土壌のある範囲及び深さを把握するための調査に要する期間等を勘案し、相当なものとなるよう示すものとする。  (令元規則3・全改) |
| 参考事項 |  |
| 設定等年月日 | 平成27年４月１日設定　　　　　　（平成　年　月　日最終変更） |
| 備　考 | | 令和元年7月1日に施行された条例の改正に伴う処分名の変更 |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 汚染除去等計画の提出命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の9第2項 |
| 所管部課（室）係名 | | 環境部環境指導課環境保全係 |
| 審  査  基  準 | 関係条項 | 同条例第81条の8第1項 |
| 基　 準 | 〇大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則  (汚染除去等計画の作成及び提出の指示)  第48条の36　条例第81条の9第1項本文の規定による指示は、書面により行うものとする。  (平22規則36・全改、令元規則3・一部改正)  (汚染除去等計画の作成及び提出の指示において示す事項)  第48条の37　条例第81条の9第1項本文の規則で定める事項は、次のとおりとする。  一　汚染の除去等の措置(条例第81条の8第1項に規定する汚染の除去等の措置をいう。以下同じ。)を講ずべき要措置管理区域の場所  二　汚染除去等計画(条例第81条の9第1項に規定する汚染除去等計画をいう。以下同じ。)を提出すべき期限  2　条例第81条の9第1項本文の措置を講ずべき期限は、汚染の除去等の措置を講ずべき要措置管理区域の場所、当該要措置管理区域内の土地の土壌の管理有害物質による汚染状態、当該要措置管理区域内の土地の所有者等の経理的基礎及び技術的能力等を勘案し、相当なものとなるよう示すものとする。  3　第1項第1号の要措置管理区域の場所は、当該要措置管理区域若しくはその周辺の土地の土壌又は当該要措置管理区域若しくはその周辺の土地にある地下水の管理有害物質による汚染状態等を勘案し、人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において示すものとする。  4　第1項第2号の汚染除去等計画を提出すべき期限は、基準不適合土壌のある範囲及び深さを把握するための調査に要する期間等を勘案し、相当なものとなるよう示すものとする。  (令元規則3・全改) |
| 参考事項 |  |
| 設定等年月日 | 令和 元 年 7 月 1 日設定　　　　　　（平成　年　月　日最終変更） |
| 備　考 | | 令和元年7月1日に施行された条例の改正に伴う追加 |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 汚染除去等計画の変更命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の9第4項 |
| 所管部課（室）係名 | | 環境部環境指導課環境保全係 |
| 審  査  基  準 | 関係条項 | 同条例第81条の8第1項 |
| 基　 準 | 〇大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則  (汚染除去等計画の変更の命令)  第48条の41　条例第81条の9第4項の規定による命令は、相当の履行期限を定めて、書面により行うものとする。  (平22規則36・全改、令元規則3・旧第48条の40繰下・一部改正) |
| 参考事項 |  |
| 設定等年月日 | 令和 元 年 7 月 1 日設定　　　　　　（平成　年　月　日最終変更） |
| 備　考 | | 令和元年7月1日に施行された条例の改正に伴う追加 |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 汚染除去等計画に基づく実施措置命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の9第8項 |
| 所管部課（室）係名 | | 環境部環境指導課環境保全係 |
| 審  査  基  準 | 関係条項 | 同条例第81条の9第1項 |
| 基　 準 | 〇大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則  (実施措置を講ずべき旨の命令)  第48条の45　条例第81条の9第8項の命令は、相当の履行期限を定めて、書面により行うものとする。  (令元規則3・全改) |
| 参考事項 |  |
| 設定等年月日 | 令和 元 年 7 月 1 日設定　　　　　　（平成　年　月　日最終変更） |
| 備　考 | | 令和元年7月1日に施行された条例の改正に伴う追加 |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 要措置管理区域内における土地の形質の変更の計画変更命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の13第5項 |
| 所管部課（室）係名 | | 環境部環境指導課環境保全係 |
| 審  査  基  準 | 関係条項 | 同条例第81条の13第1項 |
| 基　 準 | 〇大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則  (土地の形質の変更の施行方法に関する基準)  第48条の56　条例第81条の13第5項の規則で定める基準は、次のとおりとする。  一　特定有害物質土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌が要届出管理区域内の帯水層に接する場合にあっては、土地の形質の変更(施行管理方針の確認を受けた土地の形質の変更を除く。この条において同じ。)の施行方法が第48条の43第2項第1号の知事が別に定める基準に適合すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。  イ　第48条の50第2号又は第二号に該当する区域内における土地の形質の変更である場合  ロ　第48条の50第3号に該当する区域内における土地の形質の変更であって、その施行方法が知事が別に定める基準に適合するものである場合  二　前号に定めるもののほか、土地の形質の変更に当たり、基準不適合土壌、管理有害物質又は管理有害物質を含む液体の飛散等を防止するために必要な措置を講ずること。  三　要届出管理区域の指定に係る土壌汚染状況調査と一の土壌汚染状況調査により指定された他の要届出管理区域から搬出された汚染土壌を使用する場合にあっては、当該土壌の使用に伴い、人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。  四　土地の形質の変更を行った後、条例第81条の9第4項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられた場合と同等以上に人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。  (平22規則36・追加、平23規則124・令元規則3・一部改正) |
| 参考事項 |  |
| 設定等年月日 | 平成27年４月１日設定　　　　　　（平成　年　月　日最終変更） |
| 備　考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 汚染土壌の搬出時の計画変更命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の16第4項 |
| 所管部課（室）係名 | | 環境部環境指導課環境保全係 |
| 審  査  基  準 | 関係条項 | 同条例第81条の16第1項及び第2項 |
| 基　 準 | 〇大阪府生活環境の保全等に関する条例  (運搬に関する基準)  第81条の17　管理区域外において汚染土壌を運搬する者は、規則で定める汚染土壌の運搬に関する基準に従い、当該汚染土壌を運搬しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該運搬を行う場合は、この限りでない。  (平22条例二九29・全改)  (汚染土壌の処理)  第81条の18　汚染土壌(ダイオキシン類によって汚染されているものを除く。以下この条において同じ。)を当該管理区域外に搬出する者(その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行う者を除く。)は、当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。  一　汚染土壌を当該管理区域外に搬出する者が汚染土壌処理業者であって当該汚染土壌を自ら処理する場合  二　自然由来等要届出管理区域内の自然由来等土壌を、次のいずれにも該当する他の自然由来等要届出管理区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させるために搬出を行う場合  イ　当該自然由来等要届出管理区域と土壌の特定有害物質による汚染の状況が同様であるとして規則に定める基準に該当する自然由来等要届出管理区域  ロ　当該自然由来等土壌があった土地の地質と同じであるとして規則に定める基準に該当する自然由来等要届出管理区域  三　一の土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の管理区域の間において、一の要措置管理区域から搬出された汚染土壌を他の要措置管理区域内の土地の形質の変更に、又は一の要届出管理区域から搬出された汚染土壌を他の要届出管理区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させるために搬出を行う場合  四　非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合  五　汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合  〇大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則  (運搬に関する基準)  第49条の7　条例第81条の17の汚染土壌の運搬に関する基準は、次のとおりとする。  一　運搬は、次のように行うこと。  イ　管理有害物質又は管理有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透を防止するために必要な措置を講ずること。  ロ　運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。  二　管理有害物質又は管理有害物質を含む固体若しくは液体が飛散等をし、若しくは地下へ浸透し、又は悪臭が発散したときは、当該運搬を中止し、直ちに、自動車等又は保管施設の点検を行うとともに、当該管理有害物質を含む固体の回収その他の環境の保全に必要な措置を講ずること。  三　自動車等及び運搬容器は、管理有害物質又は管理有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散のおそれのないものであること。  四　運搬の用に供する自動車等の両側面に汚染土壌を運搬している旨を日本産業規格Z8305に規定する百四十ポイント以上の大きさの文字を用いて表示し、かつ、当該運搬を行う自動車等に当該汚染土壌に係る管理票を備え付けること。  五　混載等については、次によること。  イ　運搬の過程において、汚染土壌とその他の物を混合してはならないこと。  ロ　運搬の過程において、汚染土壌から岩、コンクリートくずその他の物を分別してはならないこと。  ハ　異なる管理区域から搬出された汚染土壌が混合するおそれのないように、搬出された管理区域ごとに区分して運搬すること。ただし、当該汚染土壌を一の汚染土壌処理施設又はダイオキシン類に係る汚染土壌を適切に処理することができることを知事が確認した施設(この号及び第十号において「ダイオキシン類汚染土壌処理施設」という。)において処理する場合(当該汚染土壌を土壌法第22条第2項の申請書に記載した汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態及び処理の方法に照らして処理することが可能である場合又はダイオキシン類汚染土壌処理施設において当該汚染土壌を処理することが可能である場合に限る。)は、この限りでないこと。  六　汚染土壌の積替えを行う場合には、次によること。  イ　積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、汚染土壌の積替えの場所であることの表示がなされている場所で行うこと。  ロ　積替えの場所から管理有害物質又は管理有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。  七　汚染土壌の保管は、汚染土壌の積替えを行う場合を除き、行ってはならないこと。  八　汚染土壌の積替えのために、これを一時的に保管する場合には、次によること。  イ　保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。  (1)　管理有害物質又は管理有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために、周囲に囲い(保管する汚染土壌の荷重が当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。)が設けられていること。  (2)　見やすい箇所に、次の掲示板が設けられていること。  (i)　大きさが縦及び横それぞれ60センチメートル以上であること。  (ii)　保管施設である旨並びに当該保管施設の管理者の氏名又は名称及び連絡先が表示されていること。  ロ　当該保管施設からの管理有害物質又は管理有害物質を含む固体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために次に掲げる措置を講ずること。  (1)　保管施設の壁面及び床面は、管理有害物質又は管理有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するための構造を有していること。  (2)　汚染土壌の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共用水域の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けること。  (3)　屋内において汚染土壌を保管し、かつ、排気を行う場合にあっては、当該排出される気体による人の健康に係る被害を防止するために必要な設備を設けること。  九　第六号及び前号の場合であって、汚染土壌の荷卸しその他の移動を行う場合には、当該汚染土壌の飛散を防止するため、次のいずれかによること。  イ　粉じんが飛散しにくい構造の設備内において当該移動を行うこと。  ロ　当該移動を行う場所において、散水装置による散水を行うこと。  ハ　当該移動をさせる汚染土壌を防じんカバーで覆うこと。  ニ　当該移動をさせる汚染土壌に薬液を散布し、又は締固めを行うことによってその表層を固化すること。  ホ　イからニまでの措置と同等以上の効果を有する措置を講ずること。  十　汚染土壌の荷卸しは、条例第81条の16第1項から第3項までの規定により提出した届出書に記載された場所(汚染土壌を試験研究の用に供するために当該運搬を行う場合は、当該試験研究を行う施設であって、当該汚染土壌若しくは管理有害物質の拡散防止措置が講じられている施設、汚染土壌処理施設又はダイオキシン類汚染土壌処理施設)以外の場所で行ってはならないこと。  十一　汚染土壌の引渡しは、条例第81条の16第1項から第3項までの規定により提出した届出書に記載された者(汚染土壌を試験研究の用に供するために当該運搬を行う場合は、当該試験研究を行う者、汚染土壌処理業者又はダイオキシン類汚染土壌処理業者)以外の者に行ってはならないこと。  十二　汚染土壌の運搬は、管理区域外への搬出の日(汚染土壌処理施設外又はダイオキシン類汚染土壌処理施設外に汚染土壌を搬出する場合にあっては、当該施設外への搬出の日)から30日以内に終了すること。  十三　管理票の交付又は回付を受けた者は、管理票に記載されている事項に誤りがないかどうかを確認し、当該管理票に運搬の用に供した自動車等の番号及び運搬を担当した者の氏名を記載しなければならないこと。  十四　管理票の交付又は回付を受けた者は、汚染土壌を引き渡すときは、交付又は回付を受けた管理票に汚染土壌を引き渡した年月日を記載し、引渡しの相手方に対し当該管理票を回付しなければならない。  十五　当該汚染土壌の運搬を他人に委託してはならないこと。  (平22規則67・全改、令元規則3・一部改正) |
| 参考事項 |  |
| 設定等年月日 | 平成27年４月１日設定　　　　　　（平成　年　月　日最終変更） |
| 備　考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 汚染土壌の汚染の拡散の防止のための措置命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の20 |
| 所管部課（室）係名 | | 環境部環境指導課環境保全係 |
| 審  査  基  準 | 関係条項 |  |
| 基　 準 | 〇大阪府生活環境の保全等に関する条例  (運搬に関する基準)  第81条の17　管理区域外において汚染土壌を運搬する者は、規則で定める汚染土壌の運搬に関する基準に従い、当該汚染土壌を運搬しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該運搬を行う場合は、この限りでない。  (平22条例二九29・全改)  (汚染土壌の処理)  第81条の18　汚染土壌(ダイオキシン類によって汚染されているものを除く。以下この条において同じ。)を当該管理区域外に搬出する者(その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行う者を除く。)は、当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。  一　汚染土壌を当該管理区域外に搬出する者が汚染土壌処理業者であって当該汚染土壌を自ら処理する場合  二　自然由来等要届出管理区域内の自然由来等土壌を、次のいずれにも該当する他の自然由来等要届出管理区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させるために搬出を行う場合  イ　当該自然由来等要届出管理区域と土壌の特定有害物質による汚染の状況が同様であるとして規則に定める基準に該当する自然由来等要届出管理区域  ロ　当該自然由来等土壌があった土地の地質と同じであるとして規則に定める基準に該当する自然由来等要届出管理区域  三　一の土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の管理区域の間において、一の要措置管理区域から搬出された汚染土壌を他の要措置管理区域内の土地の形質の変更に、又は一の要届出管理区域から搬出された汚染土壌を他の要届出管理区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させるために搬出を行う場合  四　非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合  五　汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合  第81条の19　汚染土壌(ダイオキシン類によって汚染されているものに限る。以下この条において同じ。)を当該管理区域外に搬出する者(その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行う者を除く。)は、当該汚染土壌の処理が適切に行われることについて、規則で定めるところにより、知事の確認を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。  一　一の土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の管理区域の間において、一の要措置管理区域から搬出された汚染土壌を他の要措置管理区域内の土地の形質の変更に、又は一の要届出管理区域から搬出された汚染土壌を他の要届出管理区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させるために搬出を行う場合  二　非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合  三　汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合  〇大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則  (運搬に関する基準)  第49条の7　条例第81条の17の汚染土壌の運搬に関する基準は、次のとおりとする。  一　運搬は、次のように行うこと。  イ　管理有害物質又は管理有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透を防止するために必要な措置を講ずること。  ロ　運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。  二　管理有害物質又は管理有害物質を含む固体若しくは液体が飛散等をし、若しくは地下へ浸透し、又は悪臭が発散したときは、当該運搬を中止し、直ちに、自動車等又は保管施設の点検を行うとともに、当該管理有害物質を含む固体の回収その他の環境の保全に必要な措置を講ずること。  三　自動車等及び運搬容器は、管理有害物質又は管理有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散のおそれのないものであること。  四　運搬の用に供する自動車等の両側面に汚染土壌を運搬している旨を日本産業規格Z8305に規定する百四十ポイント以上の大きさの文字を用いて表示し、かつ、当該運搬を行う自動車等に当該汚染土壌に係る管理票を備え付けること。  五　混載等については、次によること。  イ　運搬の過程において、汚染土壌とその他の物を混合してはならないこと。  ロ　運搬の過程において、汚染土壌から岩、コンクリートくずその他の物を分別してはならないこと。  ハ　異なる管理区域から搬出された汚染土壌が混合するおそれのないように、搬出された管理区域ごとに区分して運搬すること。ただし、当該汚染土壌を一の汚染土壌処理施設又はダイオキシン類に係る汚染土壌を適切に処理することができることを知事が確認した施設(この号及び第十号において「ダイオキシン類汚染土壌処理施設」という。)において処理する場合(当該汚染土壌を土壌法第22条第2項の申請書に記載した汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態及び処理の方法に照らして処理することが可能である場合又はダイオキシン類汚染土壌処理施設において当該汚染土壌を処理することが可能である場合に限る。)は、この限りでないこと。  六　汚染土壌の積替えを行う場合には、次によること。  イ　積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、汚染土壌の積替えの場所であることの表示がなされている場所で行うこと。  ロ　積替えの場所から管理有害物質又は管理有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。  七　汚染土壌の保管は、汚染土壌の積替えを行う場合を除き、行ってはならないこと。  八　汚染土壌の積替えのために、これを一時的に保管する場合には、次によること。  イ　保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。  (1)　管理有害物質又は管理有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために、周囲に囲い(保管する汚染土壌の荷重が当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。)が設けられていること。  (2)　見やすい箇所に、次の掲示板が設けられていること。  (i)　大きさが縦及び横それぞれ60センチメートル以上であること。  (ii)　保管施設である旨並びに当該保管施設の管理者の氏名又は名称及び連絡先が表示されていること。  ロ　当該保管施設からの管理有害物質又は管理有害物質を含む固体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために次に掲げる措置を講ずること。  (1)　保管施設の壁面及び床面は、管理有害物質又は管理有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するための構造を有していること。  (2)　汚染土壌の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共用水域の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けること。  (3)　屋内において汚染土壌を保管し、かつ、排気を行う場合にあっては、当該排出される気体による人の健康に係る被害を防止するために必要な設備を設けること。  九　第六号及び前号の場合であって、汚染土壌の荷卸しその他の移動を行う場合には、当該汚染土壌の飛散を防止するため、次のいずれかによること。  イ　粉じんが飛散しにくい構造の設備内において当該移動を行うこと。  ロ　当該移動を行う場所において、散水装置による散水を行うこと。  ハ　当該移動をさせる汚染土壌を防じんカバーで覆うこと。  ニ　当該移動をさせる汚染土壌に薬液を散布し、又は締固めを行うことによってその表層を固化すること。  ホ　イからニまでの措置と同等以上の効果を有する措置を講ずること。  十　汚染土壌の荷卸しは、条例第81条の16第1項から第3項までの規定により提出した届出書に記載された場所(汚染土壌を試験研究の用に供するために当該運搬を行う場合は、当該試験研究を行う施設であって、当該汚染土壌若しくは管理有害物質の拡散防止措置が講じられている施設、汚染土壌処理施設又はダイオキシン類汚染土壌処理施設)以外の場所で行ってはならないこと。  十一　汚染土壌の引渡しは、条例第81条の16第1項から第3項までの規定により提出した届出書に記載された者(汚染土壌を試験研究の用に供するために当該運搬を行う場合は、当該試験研究を行う者、汚染土壌処理業者又はダイオキシン類汚染土壌処理業者)以外の者に行ってはならないこと。  十二　汚染土壌の運搬は、管理区域外への搬出の日(汚染土壌処理施設外又はダイオキシン類汚染土壌処理施設外に汚染土壌を搬出する場合にあっては、当該施設外への搬出の日)から30日以内に終了すること。  十三　管理票の交付又は回付を受けた者は、管理票に記載されている事項に誤りがないかどうかを確認し、当該管理票に運搬の用に供した自動車等の番号及び運搬を担当した者の氏名を記載しなければならないこと。  十四　管理票の交付又は回付を受けた者は、汚染土壌を引き渡すときは、交付又は回付を受けた管理票に汚染土壌を引き渡した年月日を記載し、引渡しの相手方に対し当該管理票を回付しなければならない。  十五　当該汚染土壌の運搬を他人に委託してはならないこと。  (平22規則67・全改、令元規則3・一部改正) |
| 参考事項 | 同条例第81条の17、第81条の18第1項、第81条の19第1項  同条例施行規則第49条の7 |
| 設定等年月日 | 平成27年４月１日設定　　　　　　（平成　年　月　日最終変更） |
| 備　考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 管理化学物質にかかる緊急事態の発生時の応急措置命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の28第2項 |
| 所管部課（室）係名 | | 環境部環境指導課環境保全係 |
| 審  査  基  準 | 関係条項 | 同条例第81条の28第1項 |
| 基　 準 | 〇大阪府生活環境の保全等に関する条例  (緊急事態の発生時における措置)  第81条の28　管理化学物質取扱事業者は、当該事業所において、施設の破損その他の事故により緊急事態が発生したときは、直ちに、引き続く当該緊急事態の除去、改善又は拡大の防止のための応急の措置を講じ、かつ、当該緊急事態の状況を知事に通報するとともに、速やかに、その講じた措置の概要その他の規則で定める事項を知事に届け出なければならない |
| 参考事項 |  |
| 設定等年月日 | 平成27年４月１日設定　　　　　　（平成　年　月　日最終変更） |
| 備　考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 規制地域内工場等の騒音等にかかる改善勧告遵守命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 大阪府生活環境の保全等に関する条例第86条第2項 |
| 所管部課（室）係名 | | 環境部環境指導課環境保全係 |
| 審  査  基  準 | 関係条項 | 同条例第86条第1項 |
| 基　 準 | 〇大阪府生活環境の保全等に関する条例  (規制基準)  第84条　工場又は事業場において発生する騒音等の当該工場又は事業場の敷地の境界線における大きさの許容限度(以下この節において「規制基準」という。)は、規則で定める。  〇大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則  (規制基準)  第五54条　条例第84条の規則で定める規制基準は、別表第21に掲げるとおりとする。  別表第二十一(第五十四条関係)  (平一三規則四五・平一五規則九七・平二七規則八七・平三〇規則六二・令元規則一七・一部改正)  一　騒音に係る規制基準   |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 時間の区分  区域の区分 | | 朝(午前6時から午前8時まで)  (単位　デシベル) | 昼間(午前8時から午後6時まで)  (単位　デシベル) | 夕(午後6時から午後9時まで)  (単位　デシベル) | 夜間(午後9時から翌日の午前6時まで)  (単位　デシベル) | | 第1種区域 | | 45 | 50 | 45 | 40 | | 第2種区域 | | 50 | 55 | 50 | 45 | | 第3種区域 | | 60 | 65 | 60 | 55 | | 第4種区域 | 既設の学校、保育所等の敷地の周囲50メートルの区域及び第2種区域の境界線から15メートル以内の区域 |  | 65 | 60 | 55 | | その他の区域 | 65 | 70 | 65 | 60 |   備考  1　「デシベル」とは、計量法別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。  2　騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性(FAST)を用いることとする。  3　測定場所は、工場又は事業場の敷地境界線上とする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以遠の任意の地点において測定することができるものとする。  4　騒音の測定方法は、当分の間、日本産業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。  (1)　騒音計の指示値が変動せず、又はその変動が少ない場合は、その指示値とする。  (2)　騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。  (3)　騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。  (4)　騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。  5　「第1種区域」、「第2種区域」、「第3種区域」及び「第4種区域」とは、それぞれ次の各号に掲げる地域をいう。  (1)　第1種区域　第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び田園住居地域  (2)　第二種区域　第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域(都市計画法第2章の規定により定められた地域をいう。以下同じ。)並びに都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域(工業用の埋立地を除く。以下「用途地域の指定のない地域」という。)のうち第四種区域に該当する地域以外の地域  (3)　第3種区域　近隣商業地域、商業地域及び準工業地域(都市計画法第2章の規定により定められた地域をいう。以下同じ。)のうち第四種区域に該当する地域以外の地域  (4)　第4種区域　工業地域(都市計画法第2章の規定により定められた地域をいう。以下同じ。)及び第53条第2号に掲げる地域  6　「既設の学校、保育所等」とは、学校、保育所、病院及び入院施設を有する診療所であって、昭和45年4月1日において既に設置されているもの(同日において既に着工されているものを含む。)並びに幼保連携型認定こども園(当該幼保連携型認定こども園の設置の日の前日において現に学校教育法第1条に規定する幼稚園(以下「幼稚園」という。)又は保育所(昭和45年4月1日において既に設置されているもの(同日において既に着工されているものを含む。)に限る。)であるものが廃止され、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において設置されているものに限る。)をいう。  7　この表は、建設工事に伴って発生する騒音並びに航空機騒音及び鉄軌道の運行に伴って発生する騒音については適用しないものとする。  二　振動に係る規制基準   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 時間の区分  区域の区分 | | 昼間(午前六時から午後九時まで)  (単位　デシベル) | 夜間(午後九時から翌日の午前六時まで)  (単位　デシベル) | | 第1種区域 | | 60 | 55 | | 第2種区域(Ⅰ) | | 65 | 60 | | 第2種区域(Ⅱ) | 既設の学校、保育所等の敷地の周囲50メートルの区域及び第一種区域の境界線から15メートル以内の区域 | 65 | 60 | | その他の区域 | 70 | 65 |   備考  1　「デシベル」とは、計量法別表第2に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。  2　振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。  3　測定場所は、原則として工場又は事業場の敷地境界線上とする。  4　振動の測定方法は、当分の間、日本産業規格Z8735に定める振動レベル測定方法によるものとし、振動の大きさの決定は、次のとおりとする。  (1)　測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。  (2)　測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。  (3)　測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、五秒間隔、百個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80パーセントレンジの上端の数値とする。  5　「第一種区域」、「第2種区域(Ⅰ)」及び「第2種区域(Ⅱ)」とは、それぞれ次の各号に掲げる地域をいう。  (1)　第1種区域　第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び田園住居地域並びに用途地域の指定のない地域のうち第2種区域(Ⅱ)に該当する地域以外の地域  (2)　第2種区域(Ⅰ)　近隣商業地域、商業地域及び準工業地域のうち第2種区域(Ⅱ)に該当する地域以外の地域  (3)　第2種区域(Ⅱ)　工業地域及び第53条第2号に掲げる地域  6　「既設の学校、保育所等」とは、学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームであって、昭和52年12月1日において既に設置されているもの(同日において既に着工されているものを含む。)並びに幼保連携型認定こども園(当該幼保連携型認定こども園の設置の日の前日において現に幼稚園又は保育所(昭和52年12月1日において既に設置されているもの(同日において既に着工されているものを含む。)に限る。)であるものが廃止され、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において設置されているものに限る。)をいう。  7　この表は、建設工事に伴って発生する振動及び鉄軌道の運行に伴って発生する振動については適用しないものとする。 |
| 参考事項 |  |
| 設定等年月日 | 平成27年４月１日設定　　　　　　（平成　年　月　日最終変更） |
| 備　考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 規制地域内工場等の騒音等にかかる計画変更勧告遵守命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 大阪府生活環境の保全等に関する条例第90条第2項 |
| 所管部課（室）係名 | | 環境部環境指導課環境保全係 |
| 審  査  基  準 | 関係条項 | 同条例第90条第1項 |
| 基　 準 | 〇大阪府生活環境の保全等に関する条例  (規制基準)  第84条　工場又は事業場において発生する騒音等の当該工場又は事業場の敷地の境界線における大きさの許容限度(以下この節において「規制基準」という。)は、規則で定める。  〇大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則  (規制基準)  第五54条　条例第84条の規則で定める規制基準は、別表第21に掲げるとおりとする。  別表第二十一(第五十四条関係)  (平一三規則四五・平一五規則九七・平二七規則八七・平三〇規則六二・令元規則一七・一部改正)  一　騒音に係る規制基準   |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 時間の区分  区域の区分 | | 朝(午前6時から午前8時まで)  (単位　デシベル) | 昼間(午前8時から午後6時まで)  (単位　デシベル) | 夕(午後6時から午後9時まで)  (単位　デシベル) | 夜間(午後9時から翌日の午前6時まで)  (単位　デシベル) | | 第1種区域 | | 45 | 50 | 45 | 40 | | 第2種区域 | | 50 | 55 | 50 | 45 | | 第3種区域 | | 60 | 65 | 60 | 55 | | 第4種区域 | 既設の学校、保育所等の敷地の周囲50メートルの区域及び第2種区域の境界線から15メートル以内の区域 |  | 65 | 60 | 55 | | その他の区域 | 65 | 70 | 65 | 60 |   備考  1　「デシベル」とは、計量法別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。  2　騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性(FAST)を用いることとする。  3　測定場所は、工場又は事業場の敷地境界線上とする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以遠の任意の地点において測定することができるものとする。  4　騒音の測定方法は、当分の間、日本産業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。  (1)　騒音計の指示値が変動せず、又はその変動が少ない場合は、その指示値とする。  (2)　騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。  (3)　騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。  (4)　騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。  5　「第1種区域」、「第2種区域」、「第3種区域」及び「第4種区域」とは、それぞれ次の各号に掲げる地域をいう。  (1)　第1種区域　第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び田園住居地域  (2)　第二種区域　第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域(都市計画法第2章の規定により定められた地域をいう。以下同じ。)並びに都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域(工業用の埋立地を除く。以下「用途地域の指定のない地域」という。)のうち第四種区域に該当する地域以外の地域  (3)　第3種区域　近隣商業地域、商業地域及び準工業地域(都市計画法第2章の規定により定められた地域をいう。以下同じ。)のうち第四種区域に該当する地域以外の地域  (4)　第4種区域　工業地域(都市計画法第2章の規定により定められた地域をいう。以下同じ。)及び第53条第2号に掲げる地域  6　「既設の学校、保育所等」とは、学校、保育所、病院及び入院施設を有する診療所であって、昭和45年4月1日において既に設置されているもの(同日において既に着工されているものを含む。)並びに幼保連携型認定こども園(当該幼保連携型認定こども園の設置の日の前日において現に学校教育法第1条に規定する幼稚園(以下「幼稚園」という。)又は保育所(昭和45年4月1日において既に設置されているもの(同日において既に着工されているものを含む。)に限る。)であるものが廃止され、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において設置されているものに限る。)をいう。  7　この表は、建設工事に伴って発生する騒音並びに航空機騒音及び鉄軌道の運行に伴って発生する騒音については適用しないものとする。  二　振動に係る規制基準   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 時間の区分  区域の区分 | | 昼間(午前六時から午後九時まで)  (単位　デシベル) | 夜間(午後九時から翌日の午前六時まで)  (単位　デシベル) | | 第1種区域 | | 60 | 55 | | 第2種区域(Ⅰ) | | 65 | 60 | | 第2種区域(Ⅱ) | 既設の学校、保育所等の敷地の周囲50メートルの区域及び第一種区域の境界線から15メートル以内の区域 | 65 | 60 | | その他の区域 | 70 | 65 |   備考  1　「デシベル」とは、計量法別表第2に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。  2　振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。  3　測定場所は、原則として工場又は事業場の敷地境界線上とする。  4　振動の測定方法は、当分の間、日本産業規格Z8735に定める振動レベル測定方法によるものとし、振動の大きさの決定は、次のとおりとする。  (1)　測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。  (2)　測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。  (3)　測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、五秒間隔、百個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80パーセントレンジの上端の数値とする。  5　「第一種区域」、「第2種区域(Ⅰ)」及び「第2種区域(Ⅱ)」とは、それぞれ次の各号に掲げる地域をいう。  (1)　第1種区域　第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び田園住居地域並びに用途地域の指定のない地域のうち第2種区域(Ⅱ)に該当する地域以外の地域  (2)　第2種区域(Ⅰ)　近隣商業地域、商業地域及び準工業地域のうち第2種区域(Ⅱ)に該当する地域以外の地域  (3)　第2種区域(Ⅱ)　工業地域及び第53条第2号に掲げる地域  6　「既設の学校、保育所等」とは、学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームであって、昭和52年12月1日において既に設置されているもの(同日において既に着工されているものを含む。)並びに幼保連携型認定こども園(当該幼保連携型認定こども園の設置の日の前日において現に幼稚園又は保育所(昭和52年12月1日において既に設置されているもの(同日において既に着工されているものを含む。)に限る。)であるものが廃止され、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において設置されているものに限る。)をいう。  7　この表は、建設工事に伴って発生する振動及び鉄軌道の運行に伴って発生する振動については適用しないものとする。 |
| 参考事項 |  |
| 設定等年月日 | 平成27年４月１日設定　　　　　　（平成　年　月　日最終変更） |
| 備　考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 特定建設作業に伴って発生する騒音等にかかる勧告遵守命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 大阪府生活環境の保全等に関する条例第94条第2項 |
| 所管部課（室）係名 | | 環境部環境指導課環境保全係 |
| 審  査  基  準 | 関係条項 | 同条例第94条第1項 |
| 基　 準 | 〇大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則  (特定建設作業に伴って発生する騒音等の基準)  第63条　条例第94条第1項の規則で定める基準は、次のとおりとする。  一　騒音にあっては、別表第22第1号の表に掲げるとおりとする。ただし、同表の基準は、同表第1号の基準を超える大きさの騒音を発生する特定建設事業について条例第94条第1項の規定による勧告又は同条第2項の規定による命令(次号において「勧告又は命令」という。)を行うに当たり、同表第3号本文の規定にかかわらず、1日における作業時間を同号に定める時間未満四時間以上の間において短縮させることを妨げるものではない。  二　振動にあっては、別表第22第2号の表に掲げるとおりとする。ただし、同表の基準は、同表第1号の基準を超える大きさの振動を発生する特定建設作業について勧告又は命令を行うに当たり、同表第3号本文の規定にかかわらず、1日における作業時間を同号に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを妨げるものではない。  別表第22  (平13規則45・平24規則76・平25規則51・平27規則87・平30規則62・令4規則41・一部改正)  一　騒音に係る特定建設作業に関する規制の基準   |  | | --- | | 一　別表第20第1号の表に掲げる特定建設作業(以下この表において「特定建設作業」という。)の騒音が、特定建設作業の場所の敷地の境界線において、85デシベルを超える大きさのものでないこと。  二　特定建設作業の騒音が、付表の第1号に掲げる区域にあっては午後7時から翌日の午前7時までの時間内、付表の第2号に掲げる区域にあっては午後10時から翌日の午前6時までの時間内(以下この号においてこれらの時間を「夜間」という。)において行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでないこと。  イ　災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合  ロ　人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合  ハ　鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に夜間において当該特定建設作業を行う必要がある場合  ニ　道路法第34条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び当該特定建設作業を夜間に行うことについて同法第35条の規定により同意を得た場合  ホ　道路交通法第77条第3項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第80条第1項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合  三　特定建設作業の騒音が、当該特定建設作業の場所において、付表の第1号に掲げる区域にあっては一日十時間、付表の第2号に掲げる区域にあっては1日14時間を超えて行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでないこと。  イ　災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合  ロ　人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合  四　特定建設作業の騒音が、特定建設作業の全部又は一部に係る作業の期間が当該特定建設作業の場所において連続して六日を超えて行われる特定建設作業に伴って発生するものではないこと。ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでないこと。  イ　災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合  ロ　人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合  五　特定建設作業の騒音が、日曜日その他の休日に行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでないこと。  イ　災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合  ロ　人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合  ハ　鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合  ニ　電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号)第1条第2項第1号に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であって当該特定建設作業を行う場所に近接する電気工作物(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物をいう。以下同じ。)の機能を停止させて行わなければ当該特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合  ホ　道路法第34条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合及び当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うことについて同法第35条の規定により同意を得た場合  ヘ　道路交通法第77条第3項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第80条第1項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合 |   備考　別表第21第1号の表の備考1、備考2及び備考4の規定は、この表についても適用する。  付表   |  |  | | --- | --- | | 区分 | 地域 | | 第1号区域 | 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び用途地域の指定のない地域のうち第2号区域に該当する地域以外の地域並びに工業地域及び第53条第2号に掲げる地域のうち学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80メートルの区域内の地域 | | 第2号区域 | 工業地域及び第53条第2号に掲げる地域のうち第1号区域に該当する地域以外の地域 |   二　振動に係る特定建設作業に関する規制の基準   |  | | --- | | 一　別表第20第2号の表に掲げる特定建設作業(以下この表において「特定建設作業」という。)の振動が、特定建設作業の場所の敷地の境界線において、75デシベルを超える大きさのものでないこと。  二　特定建設作業の振動が、付表の第1号に掲げる区域にあっては午後7時から翌日の午前7時までの時間内、付表の第2号に掲げる区域にあっては午後10時から翌日の午前六時までの時間内(以下この号においてこれらの時間を「夜間」という。)において行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る振動は、この限りでないこと。  イ　災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合  ロ　人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合  ハ　鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に夜間において当該特定建設作業を行う必要がある場合  ニ　道路法第34条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び当該特定建設作業を夜間に行うことについて同法第35条の規定により同意を得た場合  ホ　道路交通法第77条第3項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第80条第1項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合  三　特定建設作業の振動が、当該特定建設作業の場所において、付表の第1号に掲げる区域にあっては1日10時間、付表の第2号に掲げる区域にあっては1日14時間を超えて行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る振動は、この限りでないこと。  イ　災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合  ロ　人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合  四　特定建設作業の振動が、特定建設作業の全部又は一部に係る作業の期間が当該特定建設作業の場所において連続して6日を超えて行われる特定建設作業に伴って発生するものではないこと。ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る振動は、この限りでないこと。  イ　災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合  ロ　人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合  五　特定建設作業の振動が、日曜日その他の休日に行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る振動は、この限りでないこと。  イ　災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合  ロ　人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合  ハ　鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合  ニ　電気事業法施行規則第1条第2項第1号に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であって当該特定建設作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ当該特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合  ホ　道路法第34条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合及び当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うことについて同法第35条の規定により同意を得た場合  ヘ　道路交通法第77条第3項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第80条第1項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合 |   備考　別表第21第2号の表の備考1、備考2及び備考4の規定は、この表についても適用する。  付表   |  |  | | --- | --- | | 区分 | 地域 | | 第1号区域 | 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び用途地域の指定のない地域のうち第2号区域に該当する地域以外の地域並びに工業地域及び第53条第2号に掲げる地域のうち学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80メートルの区域内の地域 | | 第2号区域 | 工業地域及び第53条第2号に掲げる地域のうち第1号区域に該当する地域以外の地域 | |
| 参考事項 |  |
| 設定等年月日 | 平成27年４月１日設定　　　　　　（平成　年　月　日最終変更） |
| 備　考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 拡声機の使用にかかる措置命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 大阪府生活環境の保全等に関する条例第99条 |
| 所管部課（室）係名 | | 環境部環境指導課環境保全係 |
| 審  査  基  準 | 関係条項 | 同条例第96条第1項から第3項、第97条、第98条 |
| 基　 準 | 〇大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則  (商業宣伝を目的とする拡声機の使用の禁止区域等)  第64条　条例第96条第1項の規則で定める区域は、次に掲げる施設の敷地の周囲30メートルの区域とする。  一　医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院(以下「病院」という。)及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有する診療所(以下「入院施設を有する診療所」という。)  二　学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(以下「学校」という。)  三　図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館(以下「図書館」という。)  四　児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所(以下「保育所」という。)  五　老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム(以下「特別養護老人ホーム」という。)  六　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園(以下「幼保連携型認定こども園」という。  (平10規則37・平13規則45・平18規則148・平27規則87・一部改正)  (航空機から機外に向けてする拡声機の使用に係る遵守事項)  第65条　条例第96条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。  一　午後5時から翌日の午前9時(日曜日その他の休日にあっては、午前10時)までの間は拡声機を使用しないこと。  二　同一地域の上空で航空機を連続して3回以上旋回させながら拡声機を使用しないこと。  三　病院、学校又は図書館及びその周辺地域の上空において拡声機を使用する場合は、これらの施設にスピーカーを向けて使用しないこと。  四　拡声機の電力増幅器からスピーカーに加えられる最大入力が三十ワットを超えないこと。  (商業宣伝を目的とする拡声機の使用の制限をされる地域)  第66条　条例第96条第3項の規則で定める地域は、第53条に定める地域とする。  (拡声機の使用に係る遵守事項)  第67条　条例第96条第3項の規則で定める事項は、別表第23に掲げる事項とする。  (拡声機の使用の特例)  第68条　条例第96条第4項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。  一　災害時における広報宣伝その他公共のために拡声機を使用する場合  二　公職選挙法に基づく選挙運動のために拡声機を使用する場合  三　前2号に掲げる場合のほか、一時的に拡声機を使用する場合であって周辺の生活環境を著しく損なうおそれがないとき  (平16規則14・一部改正)  (深夜において使用の制限をされる音響機器)  第69条　条例第97条の規則で定める音響機器は、次に掲げる音響機器とする。  一　音響再生装置(録音テープ、録音盤等の再生に係る機器、増幅器及びスピーカーを組み合わせて音を再生する装置をいう。)  二　楽器  三　拡声装置(マイクロホン、増幅器及びスピーカーを組み合わせて音を拡大させる装置をいう。)  (深夜における音響機器の使用の制限の特例)  第70条　条例第97条の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。  一　当該営業を営む場所(以下「当該営業所」という。)が、消防法(昭和23年法律第186号)第8条の2第1項に規定する地下街に立地している場合  二　当該営業所の周囲50メートル以内の区域に、人の居住の用に供されている建物及び病院、入院施設を有する診療所等特に静穏を必要とする施設が存在しない場合  三　前2号に掲げるもののほか、当該営業所の建物の構造、周辺の土地利用の状況等から判断して、周辺の生活環境が損なわれないと認められる場合  (平13規則45・一部改正)  (深夜における営業等の制限区域)  第71条　条例第98条の規則で定める区域は、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び田園住居地域(都市計画法第2章の規定により定められた地域をいう。以下同じ。)とする。  (平30規則62・一部改正)  (深夜において時間の制限をされる営業)  第72条　条例第98条の規則で定める営業は、次に掲げる営業とする。  一　次に掲げる飲食店営業(食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第34条の2第2号に規定する飲食店営業をいい、食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)第66条の3第1号に規定する喫茶店営業を除く。以下同じ。)以外の飲食店営業  イ　露店において営む飲食店営業  ロ　自動車、軽車両等に調理設備を設けて営む飲食店営業  ハ　専ら仕出し又は店頭販売を目的として営む飲食店営業  ニ　事業所又は事務所において専らその従業員に利用させるために営む飲食店営業  ホ　ホテル又は旅館において専らその宿泊客に利用させるために営む飲食店営業  ヘ　第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域及び第2種住居地域(以下この条及び次条において「第1種中高層住居専用地域等」という。)において営む飲食店営業であって、主たる出入口が知事が公示して指定する道路(以下「指定道路」という。)に接して設けられている当該飲食店において営むもの  二　専らカラオケ装置を使用させて営む営業(前号に規定する飲食店営業を除く。以下この号において「カラオケ営業」という。)。ただし、第1種中高層住居専用地域等において営むカラオケ営業であって、主たる出入口が指定道路に接して設けられている当該営業所において営むものを除く。  三　遊泳場営業(屋内型の営業を除く。)  四　テニス場営業(屋内型の営業を除く。)  五　バッティング練習場営業  六　ゴルフ練習場営業  七　ガソリンスタンド又は有料洗車場において車両洗浄装置を使用し、又は使用させる営業(第一種中高層住居専用地域等において営むガソリンスタンド又は有料洗車場において車両洗浄装置を使用し、又は使用させる営業であって、主たる出入口が指定道路に接して設けられている当該営業所において営むものを除く。)  (平16規則14・平25規則51・令3規則29・令三規則76・一部改正)  (深夜において時間の制限をされる作業)  第73条　条例第98条の規則で定める作業は、材料、原料及び土砂その他これらに類するもの(以下「材料等」という。)を屋外において保管する場所(以下「保管場所」という。)において行う材料等の搬入作業又は搬出作業(第一種中高層住居専用地域等の地域内の保管場所において行う材料等の搬入作業又は搬出作業であって、主たる出入口が指定道路に接して設けられている当該保管場所において行う材料等の搬入作業又は搬出作業を除く。)とする。  (深夜における営業等の制限の特例)  第74条　条例第98条の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。  一　大みそかその他地域の慣習となっている行事に伴い飲食店営業を営む場合  二　鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため、保管場所への材料等の搬入作業又は当該保管場所からの材料等の搬出作業を行う場合  三　道路法(昭和27年法律第180号)第34条の規定に基づき道路の占用の許可に建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合又は建設作業を夜間に行うことについて同法第35条の規定により同意を得た場合で、当該建設作業に係る保管場所への材料等の搬入作業又は当該保管場所からの材料等の搬出作業を行うとき  四　道路交通法(昭和35年法律第105号)第77条第3項の規定に基づき道路の使用の許可に建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合又は同法第80条第1項の規定に基づく協議において建設作業を夜間に行うべきこととされた場合で、当該建設作業に係る保管場所への材料等の搬入作業又は当該保管場所からの材料等の搬出作業を行うとき  (平13規則45・一部改正)  (深夜における営業等の時間の制限の特例)  第75条　条例第98条の飲食店営業その他の営業で規則で定めるものは、第七12条第1号及び第2号に掲げる営業とする。 |
| 参考事項 |  |
| 設定等年月日 | 平成27年４月１日設定　　　　　　（平成　年　月　日最終変更） |
| 備　考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 特定建設作業の改善又は変更命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 豊中市環境の保全等の推進に関する条例第43条 |
| 所管部課（室）係名 | | 環境部環境指導課環境保全係 |
| 審  査  基  準 | 関係条項 | 同条例第42条 |
| 基　 準 | 〇豊中市環境の保全等の推進に関する条例  (特定建設作業に係る規制基準遵守)  第40条　特定建設作業を伴う建設工事を行う者は，当該特定建設作業から市規則で定める基準を超える騒音又は振動を発生させてはならない。  2　前項に規定する建設工事を行う者は，当該特定建設作業から粉じん，ばい煙，汚水又は悪臭を発生させ，又は地盤沈下を生じさせないよう努めなければならない。  3　市長は，第1項の市規則で定める基準を策定し，変更し，又は廃止しようとするときは，審査会の意見を聴かなければならない。  〇豊中市環境の保全等の推進に関する条例施行規則  (特定建設作業に係る規制基準)  第12条　条例第40条第1項の市規則で定める規制基準は，別表第3に掲げるとおりとする。  別表第3  1　騒音に係る特定建設作業に関する規制基準   |  | | --- | | 1　特定建設作業に伴い発生する騒音により周辺の生活環境が損なわれないように当該場所の周辺等に板囲い，防音幕その他適切な方法によって騒音を防止する施設等を設置すること。  2　特定建設作業の騒音が，特定建設作業の場所の敷地の境界線において，85デシベルを超える大きさのものでないこと。  3　特定建設作業の騒音が，附表の第1号に掲げる区域にあっては午後7時から翌日の午前7時までの時間内，附表の第2号に掲げる区域にあっては午後10時から翌日の午前6時までの時間内において行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし，次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る騒音は，この限りでないこと。  ア　災害その他非常の事態の発生により，当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合  イ　人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合  ウ　鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特にこの項本文に掲げる時間(以下「夜間」という。)において当該特定建設作業を行う必要がある場合  エ　道路法第34条の規定に基づき道路の占用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第35条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合  オ　道路交通法(昭和35年法律第105号)第77条第3項の規定に基づき道路の使用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第80条第1項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合  4　特定建設作業の騒音が当該特定建設作業の場所において附表の第1号に掲げる区域にあっては1日10時間，附表の第2号に掲げる区域にあっては1日14時間を超えて行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし，次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る騒音は，この限りでないこと。  ア　災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合  イ　人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合  5　特定建設作業の騒音が，特定建設作業の全部又は一部に係る作業の期間が当該特定建設作業の場所において連続して6日を超えて行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし，次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る騒音は，この限りでないこと。  ア　災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合  イ　人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合  6　特定建設作業の騒音が，日曜日その他の休日に行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし，次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る騒音は，この限りでないこと。  ア　災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合  イ　人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合  ウ　鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合  エ　電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号)第1条第2項第1号に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であって当該特定建設作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ当該特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合  オ　道路法第34条の規定に基づき道路の占用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第35条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合  カ　道路交通法第77条第3項の規定に基づき道路の使用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件を付された場合及び同法第80条第1項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合 |   備考  1　この表において「デシベル」とは，計量法(平成4年法律第51号)別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。  2　騒音の測定は，計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において，周波数補正回路はA特性を，動特性は速い動特性(FAST)を用いることとする。  3　騒音の測定方法は，当分の間，日本産業規格(以下「規格」という。)Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし，騒音の大きさの決定は，次のとおりとする。  (1)　騒音計の指示値が変動せず，又は変動が少ない場合は，その指示値とする。  (2)　騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し，その指示値の最大値がおおむね一定の場合は，その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。  (3)　騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は，測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。  (4)　騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し，その指示値の最大値が一定でない場合は，その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。  附表   |  | | --- | | 1　都市計画法第2章の規定により定められた第1種低層住居専用地域，第2種低層住居専用地域，第1種中高層住居専用地域，第2種中高層住居専用地域，第1種住居地域，第2種住居地域，準住居地域，田園住居地域，近隣商業地域，商業地域，準工業地域(以下それぞれ「第1種低層住居専用地域」，「第2種低層住居専用地域」，「第1種中高層住居専用地域」，「第2種中高層住居専用地域」，「第1種住居地域」，「第2種住居地域」，「準住居地域」，「田園住居地域」，「近隣商業地域」，「商業地域」及び「準工業地域」という。)及び用途地域の指定のない地域並びに都市計画法第2章の規定により定められた工業地域(以下「工業地域」という。)のうち学校，保育所，病院，患者を入院させるための施設を有する診療所，図書館，特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80メートルの区域内の地域  2　工業地域のうち，前号の地域以外の地域 |   2　振動に係る特定建設作業に関する規制基準   |  | | --- | | 1　特定建設作業の振動が，特定建設作業の場所の敷地の境界線において，75デシベルを超える大きさのものでないこと。  2　特定建設作業の振動が，附表の第1号に掲げる区域にあっては午後7時から翌日の午前7時までの時間内，附表の第2号に掲げる区域にあっては午後10時から翌日の午前6時までの時間内において行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし，次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る振動は，この限りでないこと。  ア　災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合  イ　人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合  ウ　鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特にこの項本文に掲げる時間(以下「夜間」という。)において当該特定建設作業を行う必要がある場合  エ　道路法第34条の規定に基づき道路の占用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第35条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合  オ　道路交通法第77条第3項の規定に基づき道路の使用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第80条第1項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合  3　特定建設作業の振動が当該特定建設作業の場所において附表の第1号に掲げる区域にあっては1日10時間，附表の第2号に掲げる区域にあっては1日14時間を超えて行われる特定建設作業に伴って発生するものではないこと。ただし，次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る振動は，この限りでないこと。  ア　災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合  イ　人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合  4　特定建設作業の振動が，特定建設作業の全部又は一部に係る作業の期間が当該特定建設作業の場所において連続して6日を超えて行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし，次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る振動は，この限りでないこと。  ア　災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合  イ　人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合  5　特定建設作業の振動が，日曜日その他の休日に行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし，次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る振動は，この限りでないこと。  ア　災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合  イ　人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合  ウ　鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合  エ　電気事業法施行規則第1条第2項第1号に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であって当該特定建設作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わせなければ当該特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合  オ　道路法第34条の規定に基づき道路の占用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第35条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合  カ　道路交通法第77条第3項の規定に基づき道路の使用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件を付された場合及び同法第80条第1項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合 |   備考  1　この表において「デシベル」とは，計量法別表第2に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。  2　振動の測定は，計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い，鉛直方向について行うものとする。この場合において，振動感覚補正回路は，鉛直振動特性を用いることとする。  3　振動の測定方法は，当分の間，規格Z8735に定める振動レベル測定方法によるものとし，振動の大きさの決定は，次のとおりとする。  (1)　測定器の指示値が変動せず，又は変動が少ない場合は，その指示値とする。  (2)　測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は，その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。  (3)　測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は，5秒間隔，100個又はこれに準ずる間隔，個数の測定値の80パーセントレンジの上端の数値とする。  附表   |  | | --- | | 1　別表第3の1の附表の第1号に掲げる地域  2　別表第3の1の附表の第2号に掲げる地域 | |
| 参考事項 |  |
| 設定等年月日 | 平成27年４月１日設定　　　　　　（平成30年4月1日最終変更） |
| 備　考 | |  |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 警告及び命令（拡声機の使用制限の違反行為） |
| 根拠法令及び条項 | | 豊中市環境の保全等の推進に関する条例第45条 |
| 所管部課（室）係名 | | 環境部環境指導課環境保全係 |
| 審  査  基  準 | 関係条項 | 同条例第44条 |
| 基　 準 | 〇豊中市環境の保全等の推進に関する条例施行規則  (商業宣伝を目的とする拡声機の使用禁止区域等)  第14条　条例第44条第1項の市規則で定める区域は，次に掲げる施設の敷地の周囲30メートル以内の区域とする。  (1)　医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち，患者を入院させるための施設を有するもの  (2)　学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校  (3)　図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館(以下「図書館」という。)  (4)　児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所  (5)　老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム(以下「特別養護老人ホーム」という。)  (6)　就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園(以下「幼保連携型認定こども園」という。)  2　条例第44条第1項の市規則で定める場合は，拡声機を屋内において使用する場合(屋内から屋外に向けて使用する場合を除く。)であって周辺の生活環境を損なうおそれがないときとする。  (拡声機の使用の制限の特例)  第15条　条例第44条第3項の市規則で定める場合は，次に掲げる場合とする。  (1)　災害時における広報宣伝その他公共のために拡声機を使用する場合  (2)　公職選挙法に基づく選挙運動のために拡声機を使用する場合  (3)　前2号に定める場合のほか，商業宣伝以外の目的のために一時的に拡声機を使用する場合であって，周辺の生活環境を著しく損なうおそれがないとき。  (拡声機の使用に係る遵守事項)  第16条　条例第44条第3項の市規則で定める事項は，別表第4のとおりとする。  別表第4　拡声機の使用に係る遵守事項  (1)　午後7時から翌日の午前10時までの間は，使用しないこと。  (2)　幅員4メートル未満の道路においては，拡声機を使用しないこと。  (3)　地上10メートル以上の箇所において拡声機を使用しないこと。  (4)　商業宣伝を目的として同一場所において拡声機を使用する場合にあっては，拡声機の1回の使用時間は10分以内とし，1回につき10分以上休止すること。  (5)　拡声機から発生する音量が，次に掲げる地域ごとの音量を超えないこと。  ア　第1種低層住居専用地域，第2種低層住居専用地域及び田園住居地域　55デシベル  イ　第1種中高層住居専用地域，第2種中高層住居専用地域，第1種住居地域，第2種住居地域及び準住居地域　60デシベ  ウ　近隣商業地域，商業地域及び準工業地域　70デシベル  エ　工業地域　75デシベル  (6)　測定場所は，次のとおりとする。  ア　原則として，当該拡声機の直下の地点から10メートル離れた地点とする。  イ　当該拡声機の直下の地点から10メートル以内に人の居住する建築物がある場合は，当該建築物の敷地の境界線上の地点とする。  ウ　当該拡声機の直下の地点から，当該拡声機を設置している事業場の敷地境界までの距離が10メートル以上ある場合は，当該事業場の敷地境界線上の地点とする  エ　移動式の拡声機については，当該拡声機の直下の地点から10メートル以上離れた測定可能な地点とする。 |
| 参考事項 |  |
| 設定等年月日 | 平成27年４月１日設定　　　　　　（平成31年4月1日最終変更） |
| 備　考 | | 令和4年4月1日条例改正 |

様式Ｂ－２

不利益処分の処分基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処 分 名 | | 屋外作業の改善命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 豊中市環境の保全等の推進に関する条例第47条第2項 |
| 所管部課（室）係名 | | 環境部環境指導課環境保全係 |
| 審  査  基  準 | 関係条項 | 同条例第46条 |
| 基　 準 | 〇豊中市環境の保全等の推進に関する条例  (屋外作業の制限)  第46条　何人も，作業の性質上止むを得ない場合を除き，屋外で公害を発生させる作業をしてはならない。 |
| 参考事項 |  |
| 設定等年月日 | 平成27年４月１日設定　　　　　　（平成31年4月1日最終変更） |
| 備　考 | | 令和4年4月1日条例改正 |